

4.2 漂流物による影響確認

4.2 漂流物による影響確認

基準津波に伴い発生する漂流物について、津波の二次的な影響による津波防護施設の健全性又は取水機能を有する安全設備の取水性への影響を確認した。

4.2.1 漂流物による影響確認

2号機の取水口は深層取水方式を採用しており、取水口呑口上端がEL-9.5mと低い位置（図4.2.1-1）であることから、漂流物が取水口及び取水管の通水性に影響を与える可能性は小さいが、基準津波により漂流物となる可能性がある施設・設備等が、取水口あるいは取水管を閉塞させ、非常用海水冷却系（原子炉補機海水系及び高圧炉心スプレイ補機海水系）の取水性に影響を及ぼさないことを確認した。漂流物に対する取水性確保の影響評価については、発電所周辺地形並びに敷地及び敷地周辺に來襲する津波の特性を把握した上で、検討対象施設・設備の抽出範囲を設定し、漂流物の検討フローを策定し、抽出した施設・設備について、漂流（滑動を含む）する可能性、2号機取水口に到達する可能性及び2号機取水口が閉塞する可能性についてそれぞれ検討を行い、非常用海水冷却系の海水ポンプの取水性への影響を評価した。

なお、漂流物調査範囲内の人工構造物（漁船を含む）の位置、形状等に変更が生じた場合は、津波防護施設の健全性又は取水機能を有する安全設備の取水性に影響を及ぼす可能性がある。このため、漂流物調査範囲内の人工構造物（漁船を含む）については、基準適合状態維持の観点から、設置状況を定期的（1回/定期事業者検査）に確認するとともに、図4.2.1.3-2に示す漂流物の選定・影響確認フローに基づき評価を実施し、津波防護施設の健全性又は取水機能を有する安全設備の取水性を確認し、必要に応じて、対策を実施する。

また、発電所の施設・設備の設置・改造等を行う場合においても、都度、津波防護施設の健全性又は取水機能を有する安全設備の取水性への影響評価を実施する。

これらの調査・評価方針については、QMS文書に定め管理する。

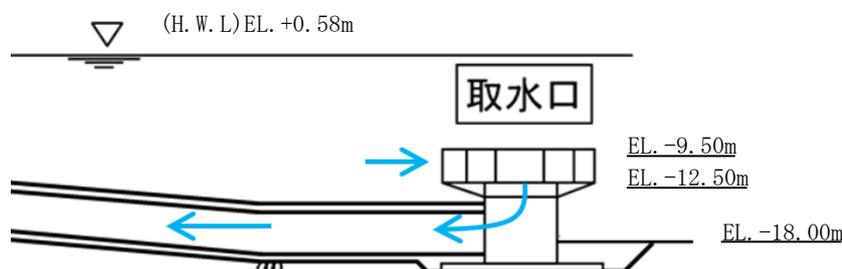


図4.2.1-1 取水口呑口概要図

4.2.1.1 検討対象施設・設備の抽出範囲の設定

発電所周辺地形並びに敷地及び敷地周辺に來襲する津波について、その特徴を把握した上で、検討対象施設・設備の抽出範囲を設定する。

a. 発電所周辺地形の把握

島根原子力発電所は、島根半島の中央部で日本海に面した位置に立地している。島根原子力発電所の周辺は、東西及び南側を標高 150m 程度の高さの山に囲まれており、発電所東西の海沿いには漁港がある。島根原子力発電所の周辺地形について、図 4.2.1.1-1 に示す。



図 4.2.1.1-1 発電所周辺の地形

b. 敷地及び敷地周辺に來襲する津波の特性の把握

基準津波の波源、断層幅と周期の関係、海底地形、最大水位上昇量分布及び最大流速分布をそれぞれ図 4.2.1.1-2～図 4.2.1.1-6 に示す。また、水位変動・流向ベクトルを添付資料 1 に示す。

上記から得られる情報を基に、敷地及び敷地周辺に來襲する津波の特性を考察した。

【断層幅と周期の関係（図 4.2.1.1-3）から得られる情報】

- ・津波は、断層運動に伴う地盤変動により水位が変動することにより発生するため、地盤変動範囲と水深が津波水位変動の波形（周期）の支配的要因となる。特に、地盤変動範囲は断層の平面的な幅に影響されることから、平面的な断層幅が津波周期に大きな影響を与える。
- ・島根原子力発電所で考慮している波源は、太平洋側で考慮しているプレート間地震と比べ、平面的な断層幅が狭く、傾斜角も高角であることから、津波周期が短くなる傾向にある。

【海底地形（図 4.2.1.1-4）及び最大水位上昇量分布（図 4.2.1.1-5）から得られる情報】

- ・日本海東縁部に想定される地震による津波は、大和堆を回り込むように南方向に向きを変え伝播する。また、島根原子力発電所前面に位置する隠岐諸島の影響により、隠岐諸島を回り込むように津波が伝播し、東西方向から島根原子力発電所に到達する。

【最大流速分布（図 4.2.1.1-6）から得られる情報】

- ・日本海東縁部に想定される地震による津波は、図中の①～⑥であり、基準津波 1（①，②）は、他の基準津波（図中③～⑥）に比べ、沖合の流速が速い範囲が広域である。また、沿岸部においても流速が速い箇所が多いことから、日本海東縁部に想定される地震による津波のうち、基準津波 1 の流速が速い傾向がある。
- ・海域活断層から想定される地震による津波は、図中の⑦，⑧であり、日本海東縁部に想定される地震による津波（図中の①～⑥）と比較すると、沖合・沿岸部共に日本海東縁部に想定される地震による津波の方が流速が速い。
- ・全ての流速分布において、流速は発電所沖合よりも沿岸付近の方が速くなる傾向がある。
- ・防波堤有無による影響について、①と②，⑦と⑧を比較した結果、発電所沖合の流速への有意な影響はない。

【水位変動・流向ベクトル（添付資料 1）から得られる情報】

基準津波 1～6 の水位変動・流向ベクトルから得られる情報をそれぞれ表 4.2.1.1-1(1)～表 4.2.1.1-1(6)に示す。また、得られた情報をまとめると以下のとおりとなる。

[日本海東縁部に想定される地震による津波]

- ・日本海東縁部に想定される地震による津波の第 1 波は地震発生後 115 分程度で輪谷湾内に到達するが、到達した際の水位変動は 2m 以下であり、その後、約 1 時間程度、水位変動は最大でも 3m 程度で上昇・下降を繰り返す。
- ・各基準津波の施設護岸又は防波壁での最高水位、2 号機取水口での最低水位を以下に発生時刻を含めて示す。

【水位上昇側】（潮位 0.58m, 潮位のばらつき+0.14m を考慮）

- 基準津波 1（防波堤有り）：EL 10.7m（約 192 分）
- 基準津波 1（防波堤無し）：EL 11.9m（約 193 分）
- 基準津波 2（防波堤有り）：EL 9.0m（約 198 分）
- 基準津波 5（防波堤無し）：EL 11.5m（約 193 分）

【水位下降側】（潮位-0.02m, 潮位のばらつき-0.17m, 隆起 0.34m を考慮）

- 基準津波 1（防波堤有り）：EL-5.5m（約 189 分 30 秒）
 - 基準津波 1（防波堤無し）：EL-6.4m（約 189 分）
 - 基準津波 3（防波堤有り）：EL-5.0m（約 190 分 30 秒）
 - 基準津波 6（防波堤無し）：EL-6.5m（約 190 分 30 秒）
- ・輪谷湾内の流向は最大でも 4 分程度で反転している。
 - ・発電所沖合において、1m/s を超える流速は確認されない。
 - ・発電所港湾部の最大流速は、基準津波 1（防波堤有り）のケースであり、港湾外及び港湾内ともに防波壁前面付近で 9.0m/s（約 193 分）である。

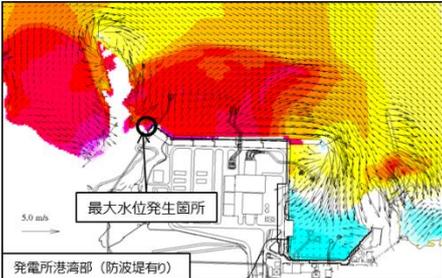
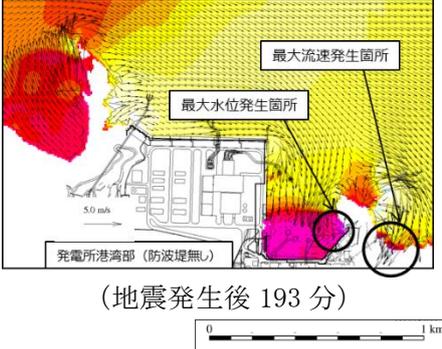
[海域活断層から想定される地震による津波]

- ・海域活断層から想定される地震による津波の第 1 波は地震発生後約 3 分程度で押し波として来襲し 2 分間水位上昇(1m 程度)する。その後、引き波傾向となり、地震発生後、6 分 30 秒において基準津波 4 の最低水位（2 号機取水口：EL-4.3m）となる。以降は、水位変動 1m 程度で上昇下降を繰り返す。

表 4.2.1.1-1(1)-1 基準津波 1 の水位変動・流向ベクトルから得られる情報

時刻	水位変動・流向ベクトルの考察		
	発電所周辺海域	発電所港湾部（輪谷湾）	
		防波堤有り	防波堤無し
0分～ 108分	— (津波が到達していない。)	— (津波が到達していない。)	— (津波が到達していない。)
109分	津波の第1波が敷地の東側から来襲する。	— (津波が到達していない。)	— (津波が到達していない。)
114分	東側から来襲する津波は徐々に発電所方向に進行する。 西側からも津波が来襲する。	— (津波が到達していない。)	— (津波が到達していない。)
116分30秒	—	第1波が輪谷湾内に来襲する。 水位が1m程度上昇する。	防波堤有りと同様の傾向を示す。
116分30秒～ 183分	発電所沖合において、1m/s以上の流速は発生していない。	最大でも3m程度（138分、142分、160分～161分、164分～165分、166分～167分、170分～171分、174分、175分、178分～179分、180分）の水位変動を繰り返す。また、水位変動の周期（押し波または引き波継続時間）は最大でも4分程度（121分～124分30秒）である。	防波堤有りと同様の傾向を示す。
183分～ 184分 30秒	—	強い押し波により水位が5m程度上昇する。また、5m/s程度の流速が発生する。押し波時間は2分間程度継続し、その後引き波に転じる。	防波堤有りと同様の傾向を示す。
186分～ 187分 30秒	—	強い押し波により水位が5m程度上昇する。また、5m/s程度の流速が発生する。押し波時間は2分間程度継続し、その後引き波に転じる。	防波堤有りと同様の傾向を示す。
187分 30秒～ 189分 30秒	—	強い引き波により水位が6m程度下降する。	防波堤有りと同様の傾向を示す。
189分 30秒～ 190分 30秒	(沖合において) 水位変動が3mを超える津波が発電所方向に来襲する。	強い押し波により水位が5m程度上昇する。また、5m/sを超える流速が発生する。押し波時間は1分間程度継続し、その後引き波に転じる。	防波堤有りと同様の傾向を示す。

表 4.2.1.1-1(1)-2 基準津波 1 の水位変動・流向ベクトルから得られる情報

時刻	水位変動・流向ベクトルの考察	
	発電所 周辺海域	発電所港湾部（輪谷湾）
		防波堤有り
192 分 30 秒 ～ 193 分 30 秒	—	<p>西側方向から（沖合において）水位変動が 3m を超える津波が来襲する。 基準津波 1 における最高水位 EL 10.7m が 3 号機北側の防波壁の西端付近で確認される（192 分 30 秒）。押し波時間は 1 分間程度継続し、その後引き波に転じる。</p>  <p>（地震発生後 192 分 30 秒）</p>
194 分 以降	<p>発電所沖合において、1m/s 以上の流速は発生していない。</p>	<p>防波堤有りと同様の傾向を示す。</p>  <p>（地震発生後 193 分）</p>

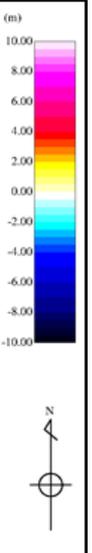


表 4.2.1.1-1(2) 基準津波 2 の水位変動・流向ベクトルから得られる情報

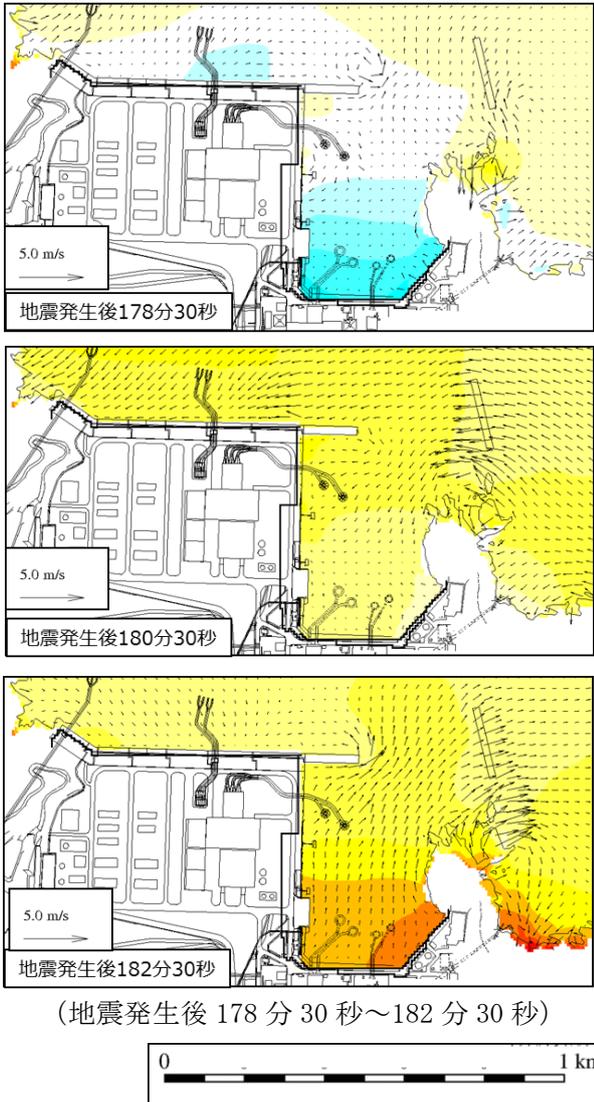
時刻	水位変動・流向ベクトルの考察	
	発電所周辺海域	発電所港湾部（輪谷湾） 防波堤有り
170分～ 195分	発電所沖合において、 1m/s以上の流速は発生していない。	<p>最大でも 3m 程度（182 分，190 分）の水位変動を繰り返す。また，水位変動の周期は最大でも 4 分（178 分 30 秒～182 分 30 秒）程度である。</p>  <p>（地震発生後 178 分 30 秒～182 分 30 秒）</p>
195分～ 196分30秒	—	強い引き波により水位が 5m 程度下降する。引き波継続時間は 1 分 30 秒程度で，その後，すぐに押し波となる。
197分～ 198分	—	基準津波 2 における最大水位 EL 9.0m が輪谷湾の西側で確認される（約 198 分）。
198分 以降	発電所沖合において、 1m/s以上の流速は発生していない。	水位変動は最大でも 3m 程度（202 分，207 分）で，押し波，引き波を繰り返す。

表 4.2.1.1-1(3) 基準津波 3 の水位変動・流向ベクトルから得られる情報

時刻	水位変動・流向ベクトルの考察	
	発電所周辺海域	発電所港湾部
		防波堤有り
170分～ 189分	発電所沖合において、1m/s以上の流速は発生していない。	最大でも3m程度（178分30秒、181分30秒、182分）の水位変動を繰り返す。また、水位変動の周期は最大でも4分程度（173分～177分）である。
189分～ 190分 30秒	—	強い引き波により2号機取水口で最低水位EL-5.0mが確認される。引き波時間は1分30秒程度継続し、その後押し波に転じる。
191分以降	発電所沖合において、1m/s以上の流速は発生していない。	水位変動は最大でも3m程度（192分、194分、196分30秒、198分）で、押し波、引き波を繰り返す。

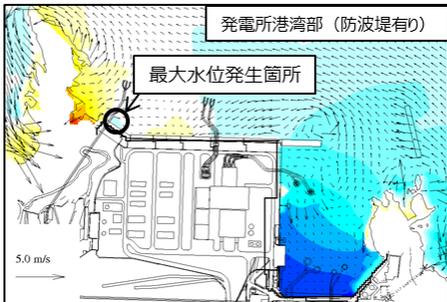
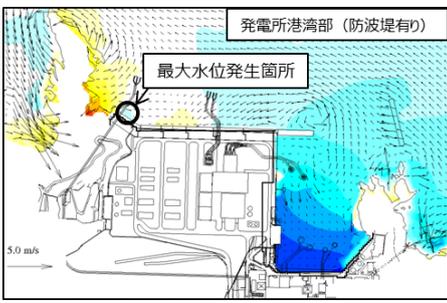
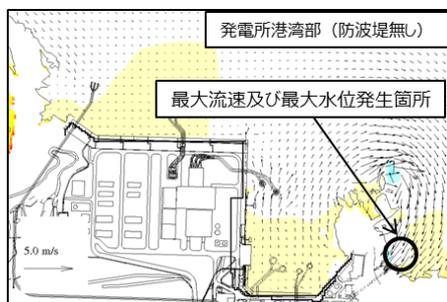
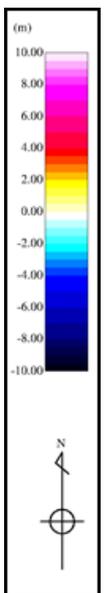
表 4.2.1.1-1(4) 基準津波 5 の水位変動・流向ベクトルから得られる情報

時刻	水位変動・流向ベクトルの考察	
	発電所周辺海域	発電所港湾部
		防波堤無し
170分～ 190分	発電所沖合において、1m/s以上の流速は発生していない。	水位変動は最大でも3m程度（176分30秒、181分）で、押し波、引き波を繰り返す。
190分～ 192分	—	強い引き波により水位が6m程度下降する。引き波継続時間は2分間程度であり、その後押し波に転じる。
192分～ 193分	—	強い押し波により基準津波5における最大水位EL 11.5mが輪谷湾の東側の隅角部で確認される（約193分）。押し波時間は1分間程度であり、その後引き波に転じる。
198分～ 199分 30秒	—	押し波時間は1分30秒間程度であり、その後引き波に転じる。

表 4. 2. 1. 1-1(5) 基準津波 6 の水位変動・流向ベクトルから得られる情報

時刻	水位変動・流向ベクトルの考察	
	発電所周辺海域	発電所港湾部
		防波堤無し
170分～ 188分 30秒	発電所沖合において、1m/s以上の流速は発生していない。	水位変動は最大でも3m程度（182分、185分、188分30秒）
189分～ 190分 30秒	—	強い引き波により2号機取水口で最低水位EL-6.5mが確認される。（190分30秒）。 引き波時間は1分30秒程度であり、その後押し波に転じる。
190分 30秒 ～ 191分 30秒	—	強い押し波により水位が6m程度上昇する。
197分 ～ 198分	—	強い押し波により水位が6m程度上昇する。

表 4. 2. 1. 1-1(6) 基準津波 4 の水位変動・流向ベクトルから得られる情報

時刻	水位変動・流向ベクトルの考察		
	発電所周辺 海域	発電所港湾部	
		防波堤有り	防波堤無し
0分 ～2 分	水位変動 1m 程度の津波 が確認でき る。また、 その後水位-	<p>防波堤有り</p> <p>— (津波が到達していない。)</p>	<p>防波堤無し</p> <p>— (津波が到達していない。)</p>
3分	2m程度の津 波が確認で きる。 1m/s以上の 流速は発生 していな い。	<p>港湾内に押し波が来襲。 水位が 1m 程度上昇する。</p>	<p>防波堤有りと同様の傾向。</p>
6分 以降	—	<p>引き波により最低水位 EL-4.0 m が 確認される (約 6 分 30 秒)。 最大流速 3.3m/s が 3 号機北側の防 波壁の西端付近で確認される。(約 6 分) 最高水位 EL 3.0m が 3 号機北側の防 波壁の西端付近で確認される。(約 6 分 30 秒)</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;">  <p>発電所港湾部 (防波堤有り)</p> <p>最大水位発生箇所</p> <p>(地震発生後約 6 分)</p>  <p>発電所港湾部 (防波堤有り)</p> <p>最大水位発生箇所</p> <p>(地震発生後約 6 分 30 秒)</p> </div>	<p>防波堤有りと同様の傾向。 防波堤無しにおいて、最低水位 EL- 4.3m が確認される (約 6 分 30 秒)。</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;">  <p>発電所港湾部 (防波堤無し)</p> <p>最大流速及び最大水位発生箇所</p> <p>(地震発生後約 9 分)</p> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div>

基準津波の波源，断層幅と周期の関係，海底地形，最大水位上昇量分布，最大流速分布及び水位変動・流向ベクトルを踏まえた敷地及び敷地周辺に來襲する津波の特性に係る考察は以下のとおり。

- ・日本海東縁部に想定される地震による津波の周期はプレート間地震による津波に比べ短い傾向にあり，流向は最大でも4分程度で反転している。
- ・日本海東縁部に想定される地震による津波は，大和堆，隠岐諸島の海底地形の影響を受け島根原子力発電所に到達する。
- ・海域活断層から想定される地震による津波に対して，日本海東縁部に想定される地震による津波の方が流速が速い。
- ・日本海東縁部に想定される地震による津波の中でも基準津波1の流速が比較的速い。
- ・基準津波1は，基準津波の策定において考慮した津波の中で，施設護岸又は防波壁における水位上昇量が最大となることから，エネルギー保存則を踏まえると流速も最も大きくなる。
- ・基準津波の流速は発電所沖合よりも沿岸付近の方が速くなる傾向がある。
- ・発電所沖合において，防波堤の有無による基準津波の流速への有意な影響はない。

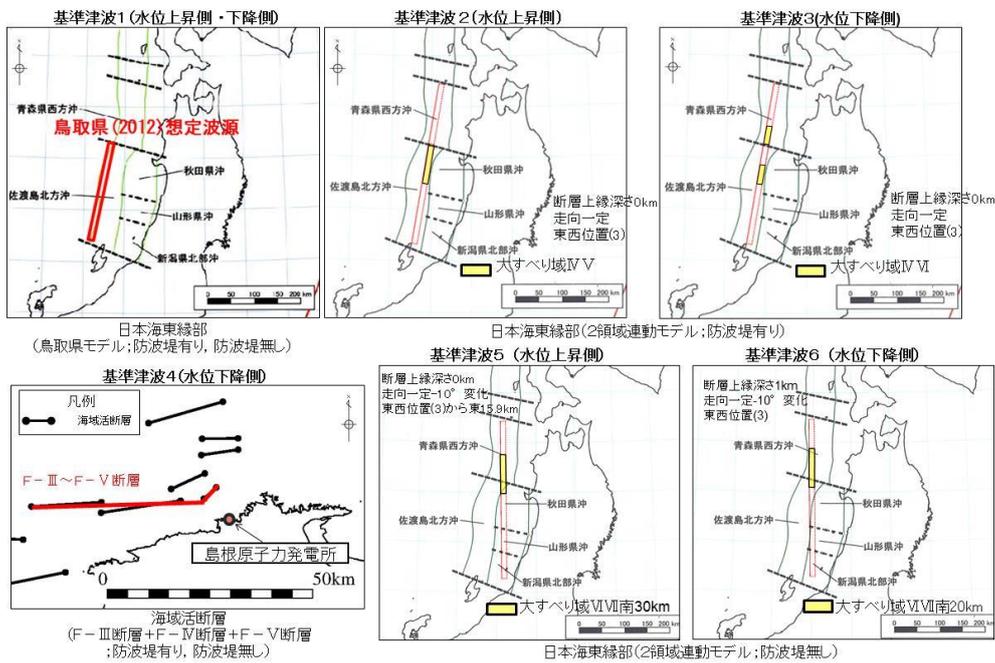
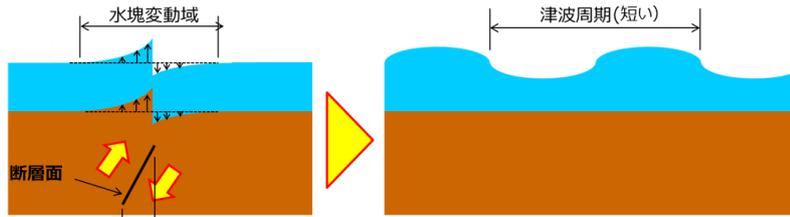


図 4. 2. 1. 1-2 基準津波の波源

●日本海側（活断層）

・傾斜角：高角
 ・断層幅：狭い
 ⇒断層幅（平面）が狭く、
 水塊変動域が狭くなる
 ため、津波周期が短く
 なる傾向がある。



●太平洋側（プレート間地震）

・傾斜角：低角
 ・断層幅：広い
 ⇒断層幅（平面）が広く、
 水塊変動域が広くなる
 ため、津波周期が長く
 なる傾向がある。

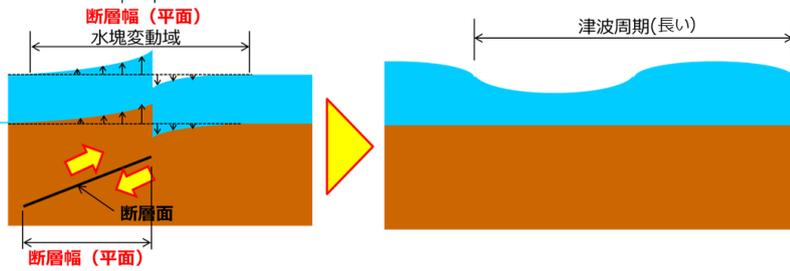


図 4.2.1.1-3 断層幅と周期の関係

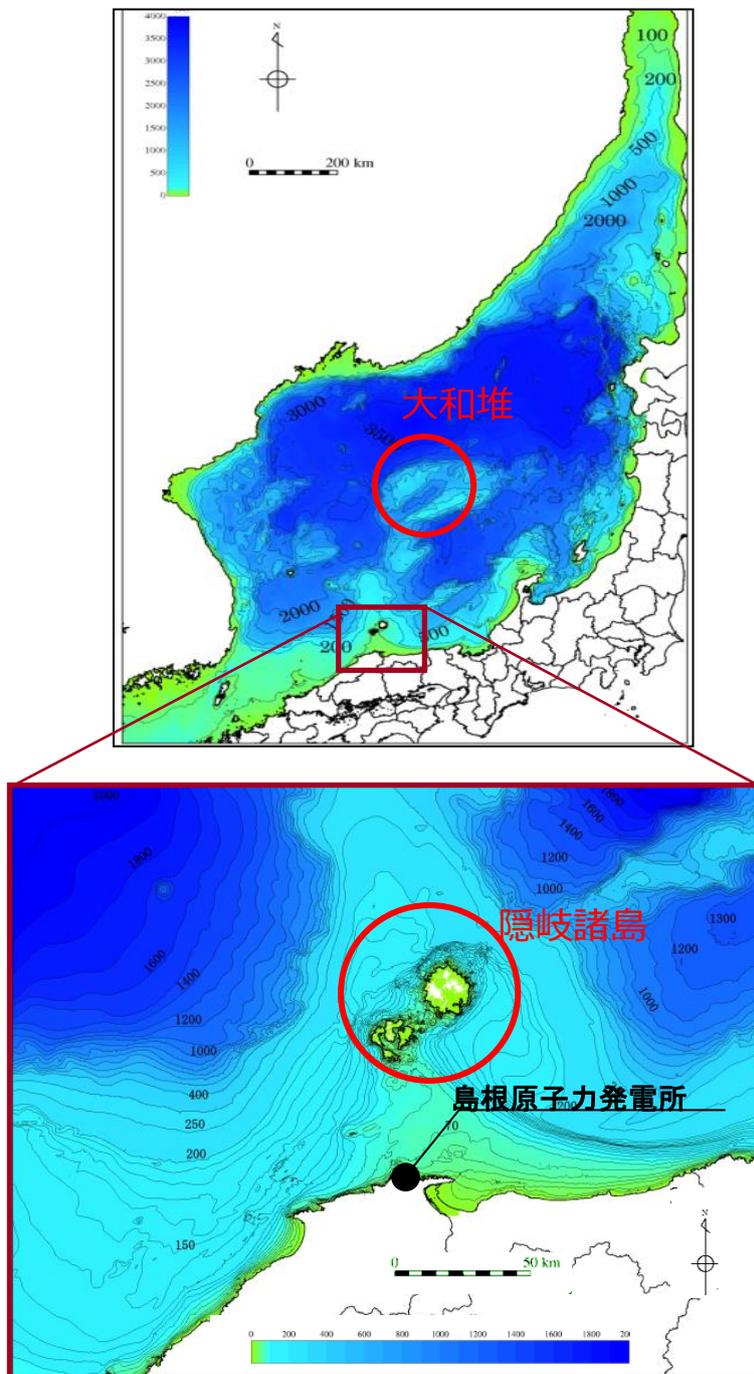
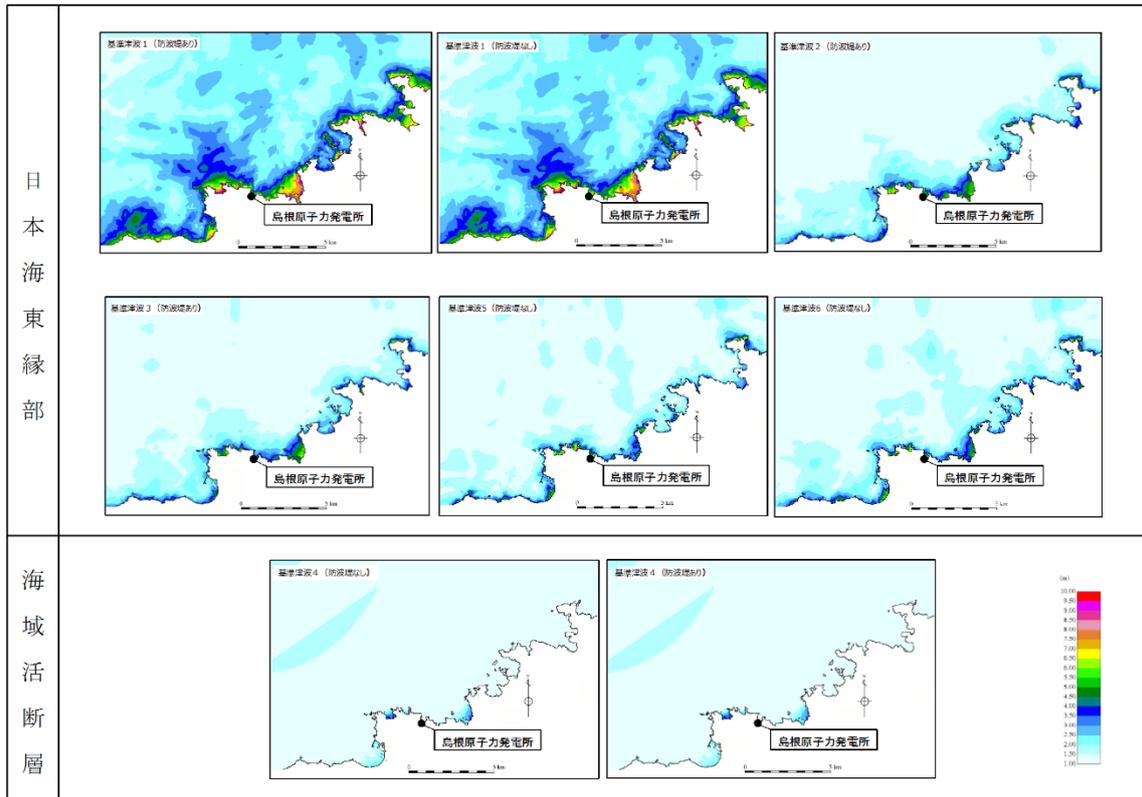
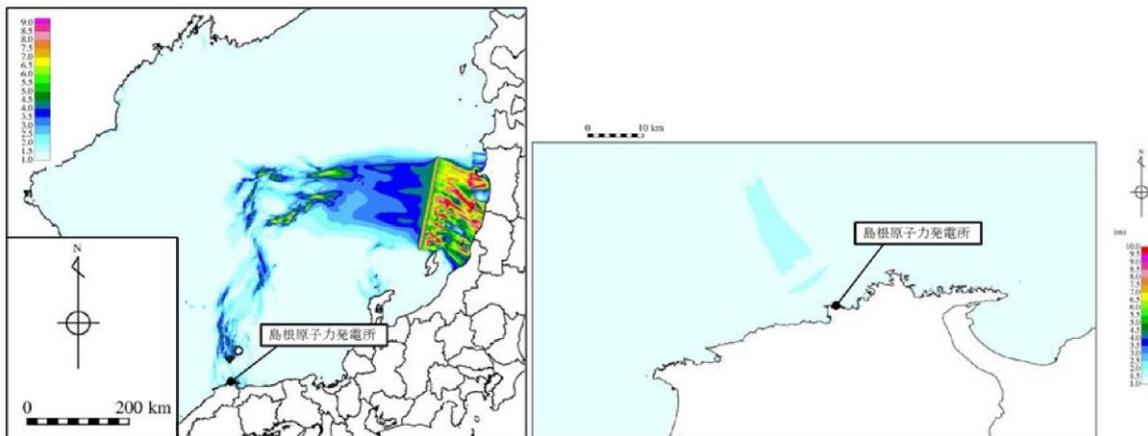


図 4.2.1.1-4 海底地形



(参考) 波源位置から島根原子力発電所までの最大水位上昇量分布



(日本海東縁部に想定される地震による津波)

(海域活断層から想定される地震による津波)

図 4.2.1.1-5 最大水位上昇量分布

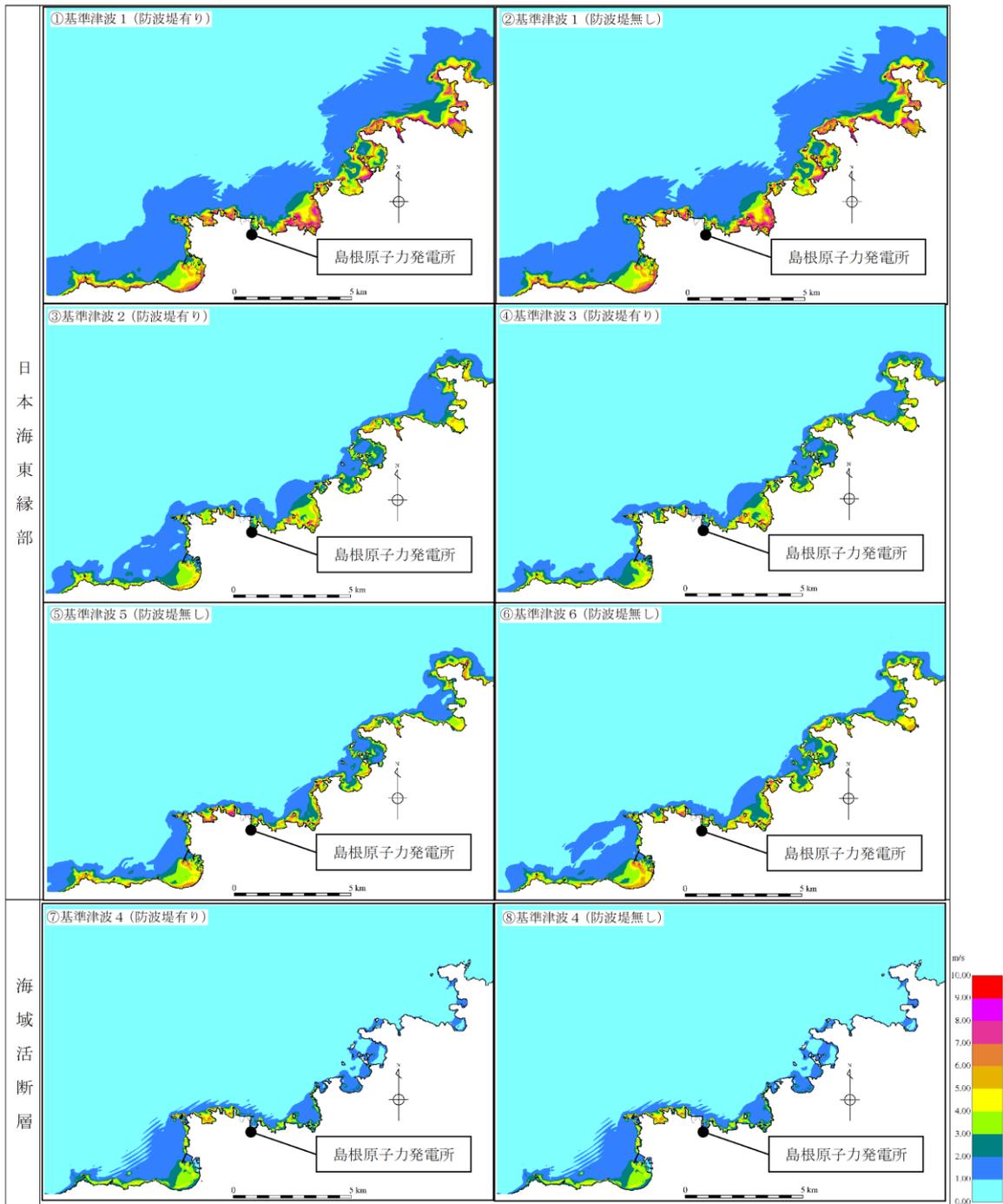


図 4.2.1.1-6 最大流速分布

さらに、津波の平面二次元解析から求まる流向及び流速により仮想的な浮遊物が辿る経路を確認することで、より詳細に基準津波の流向及び流速の特徴が把握できるため、仮想的な浮遊物の軌跡解析*を基準津波 1～6 について実施した。

仮想的な浮遊物の移動開始位置については、日本海側に面している島根原子力発電所の敷地形状を踏まえ、敷地前面の 9 箇所（地点 1～9）に加え、周辺漁港の位置や漁船の航行等を考慮し、4 箇所（地点 10～13）を設定した。計 13 箇所の仮想的な浮遊物の移動開始位置を図 4.2.1.1-7 に示す。

解析時間については、基準津波の解析時間と同様、日本海東縁部に想定される地震による津波は6時間、海域活断層から想定される地震による津波は、3時間とした。基準津波による軌跡解析結果を図4.2.1.1-8に示す。

軌跡解析の結果、基準津波の特性で示した特徴と同様、3 km及び5kmの地点（地点4～9）において仮想的な浮遊物は、初期位置からほとんど移動しないことが確認された。

なお、軌跡解析は津波の平面二次元解析から求まる流向及び流速により仮想的な浮遊物が移動する経路（軌跡）を示したものであり、漂流物の挙動と仮想的な浮遊物の軌跡が完全に一致するものではないが、仮想的な浮遊物の軌跡は漂流物の挙動と比較して敏感であり、漂流物の影響を評価する上で重要な漂流物の移動に係る傾向把握の参考情報として用いることができる。

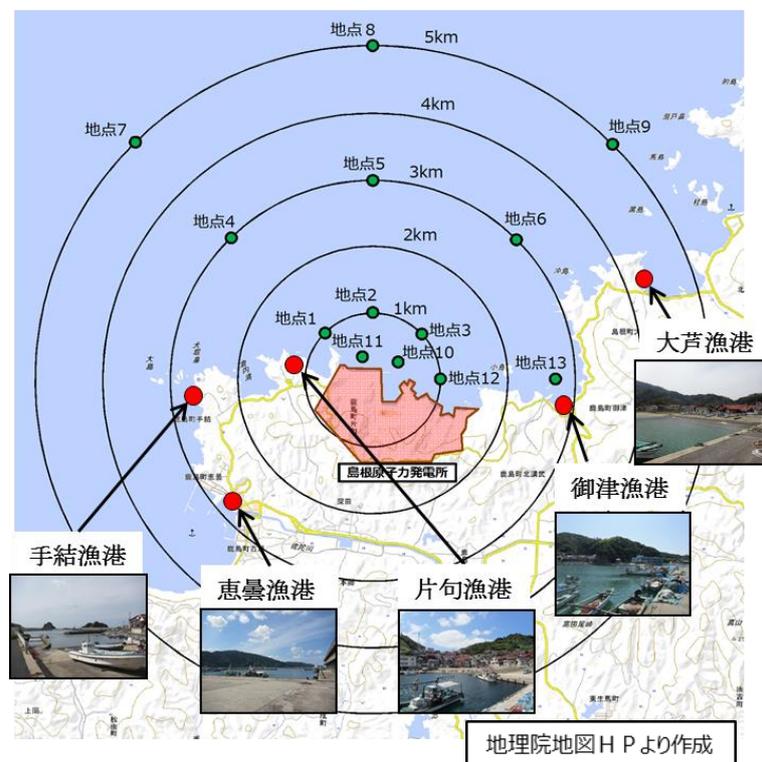


図 4.2.1.1-7 仮想的な浮遊物の移動開始位置

注記*：津波解析から求まる流向流速をもとに、質量を持たず、抵抗を考慮しない仮想的な浮遊物が、水面を移動する軌跡を示す解析。

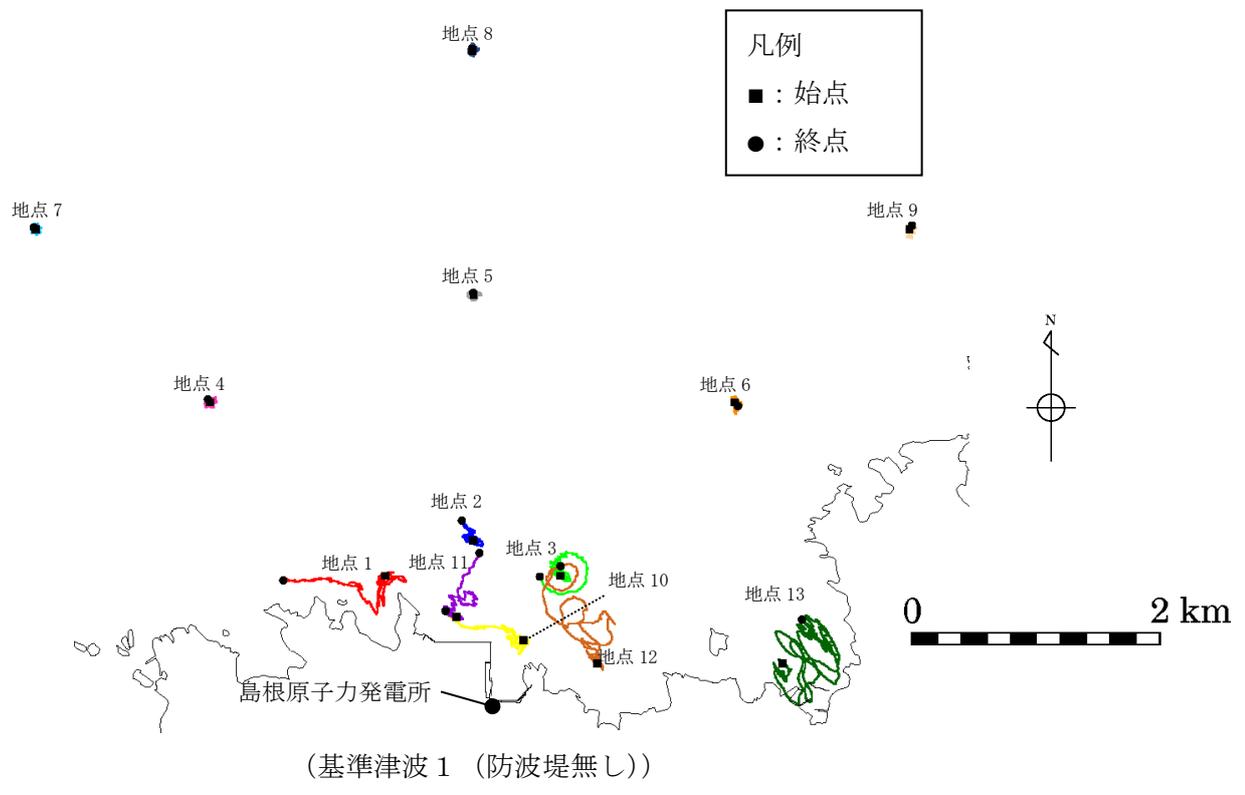
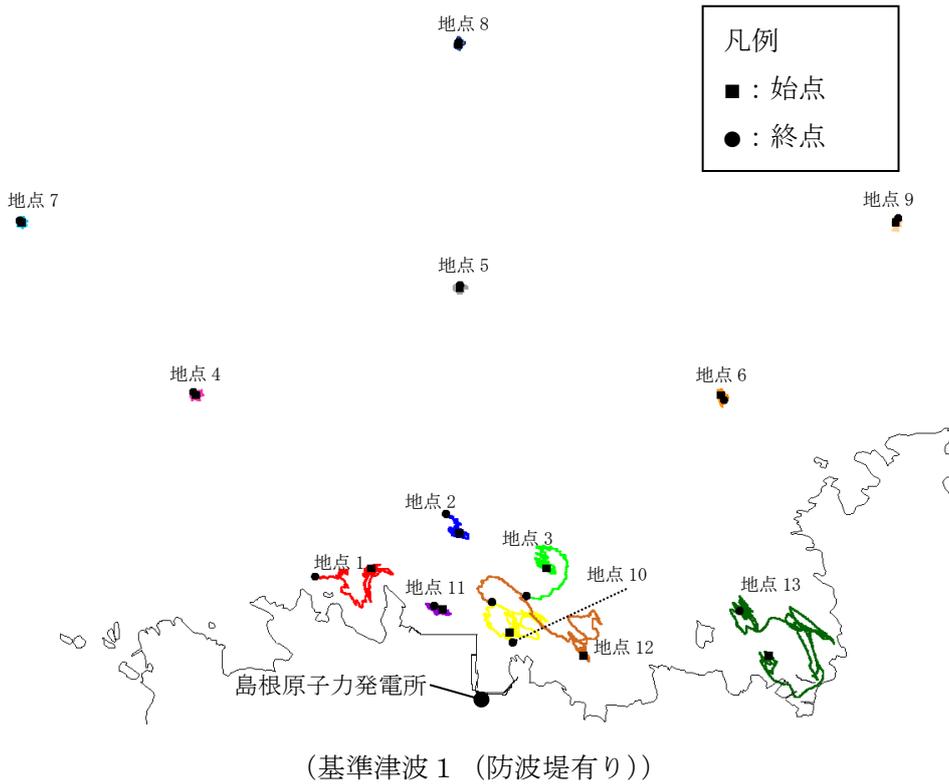


図 4.2.1.1-8(1) 軌跡解析結果

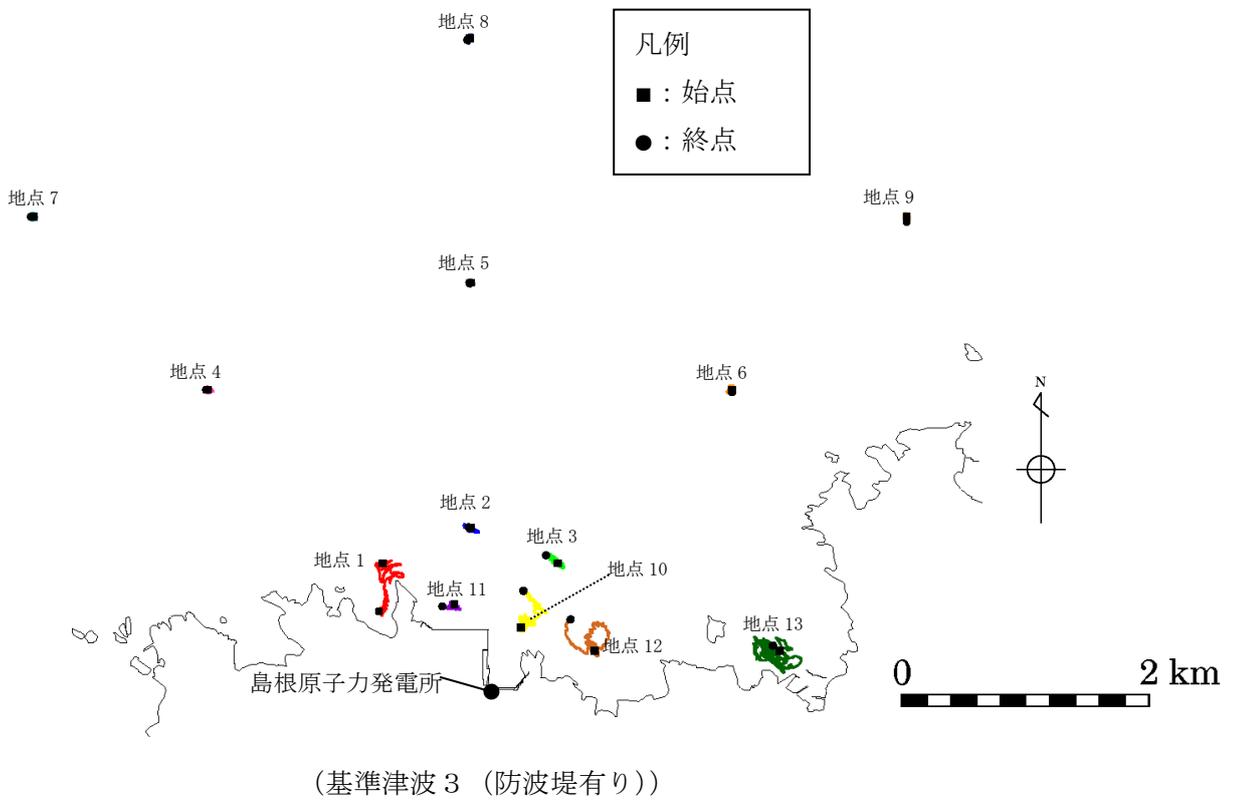
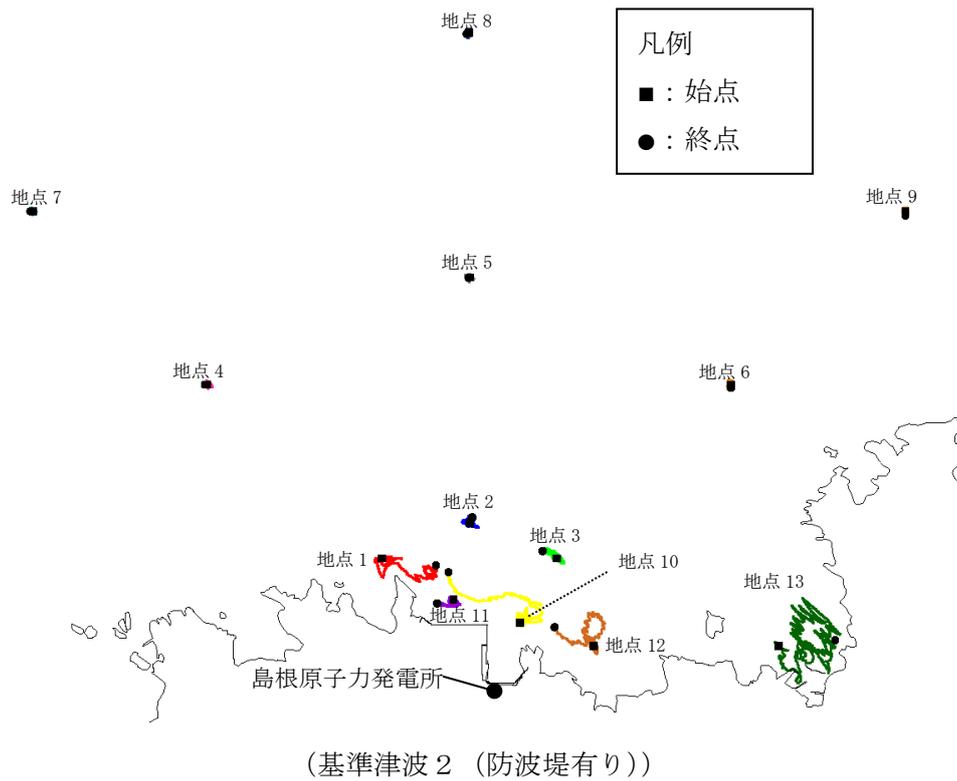


図 4.2.1.1-8(2) 軌跡解析結果

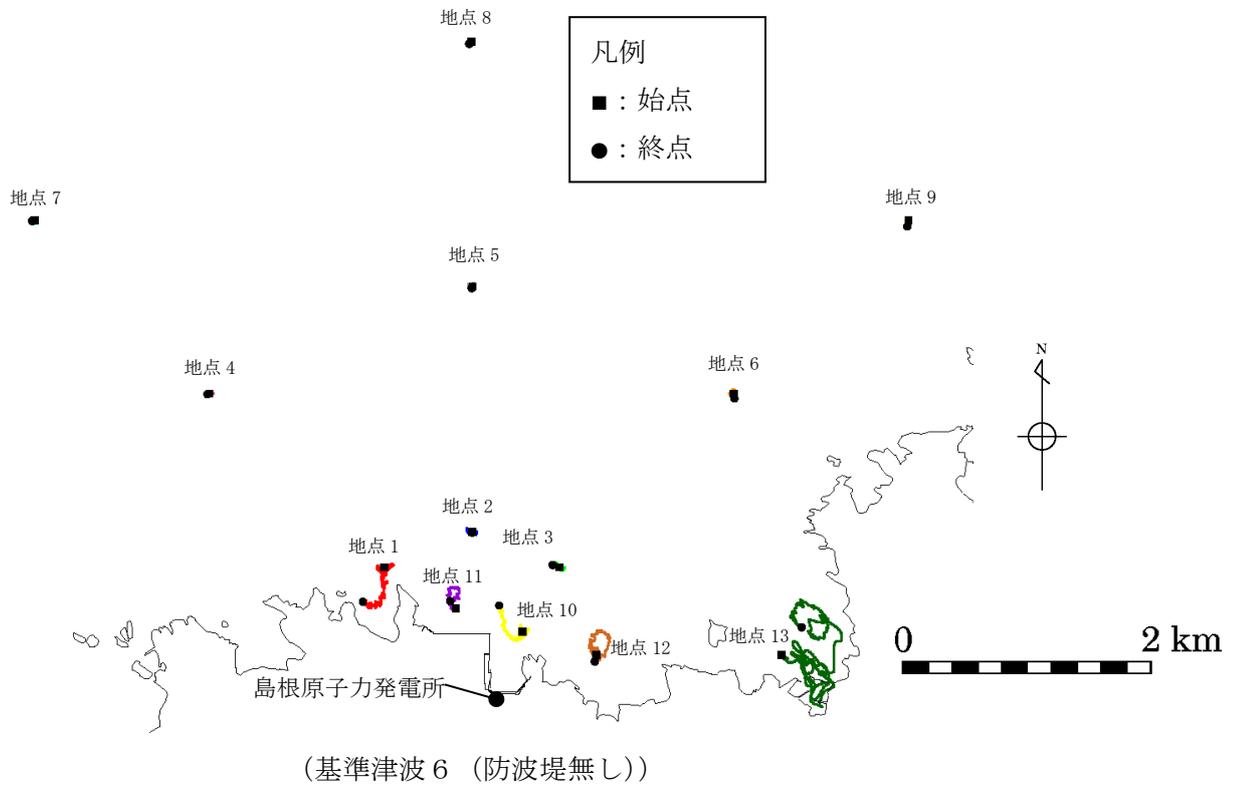
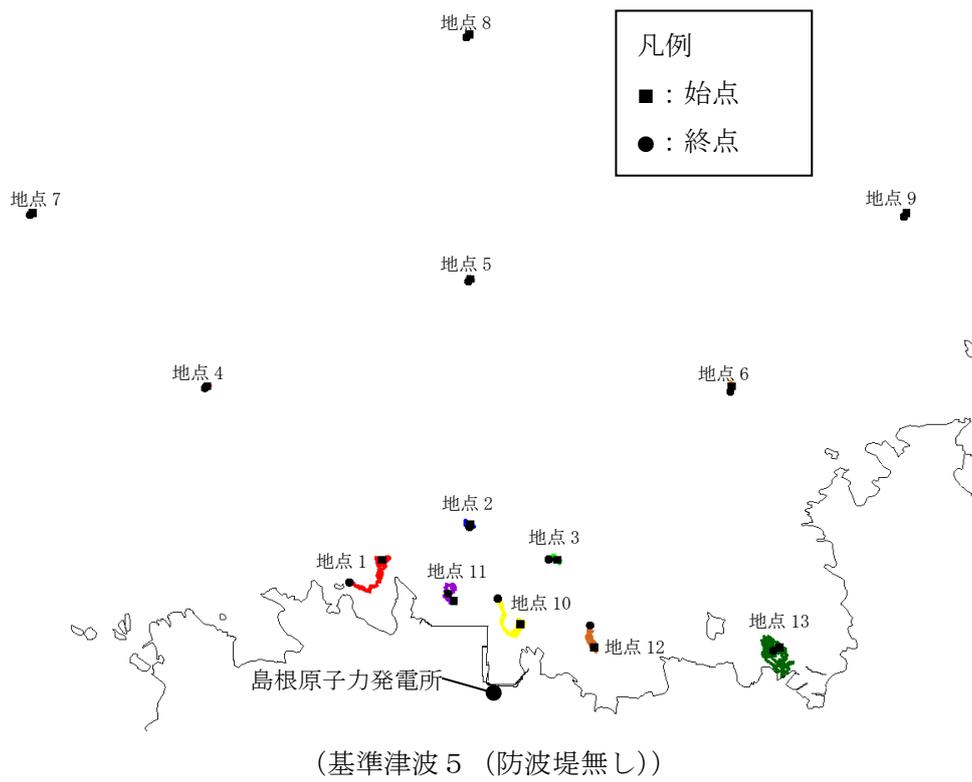


図 4.2.1.1-8(3) 軌跡解析結果

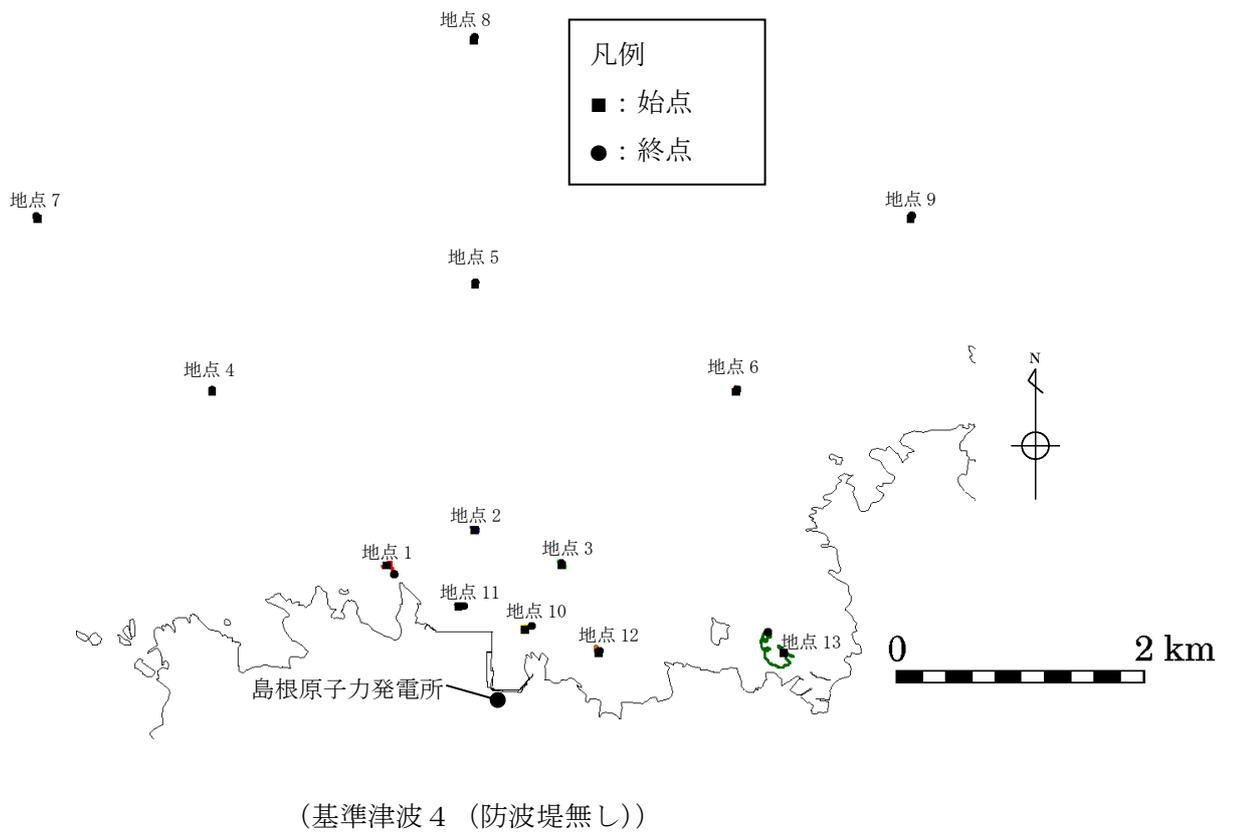
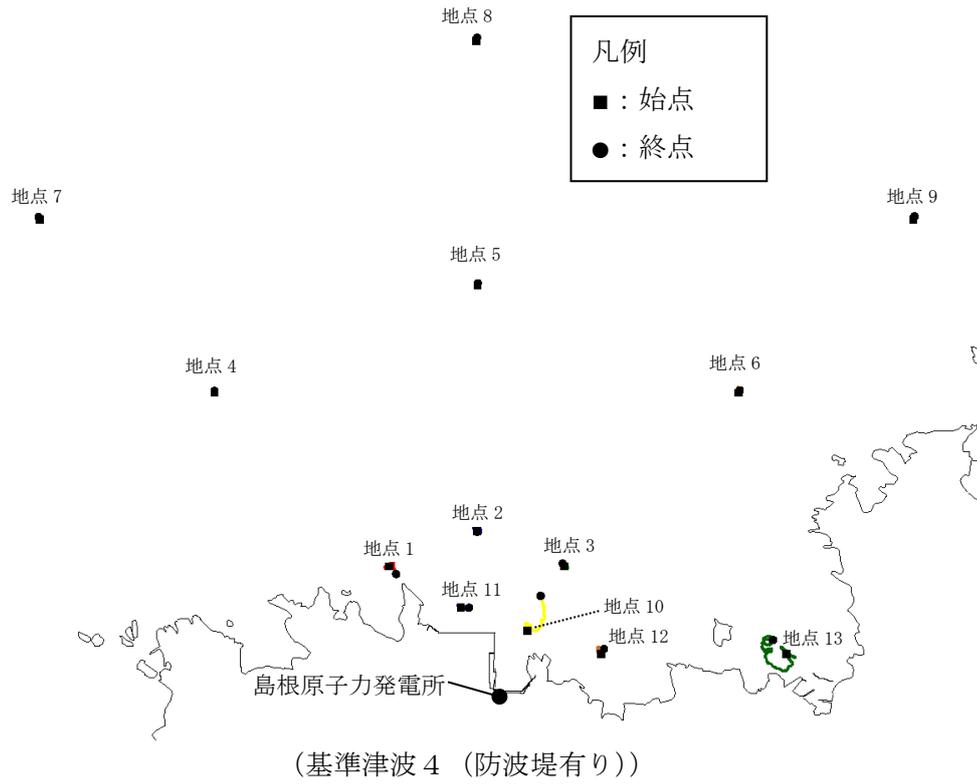


図 4.2.1.1-8(4) 軌跡解析結果

4.2.1.2 漂流物調査範囲の設定

漂流物調査の範囲については、前項に示した発電所周辺地形並びに敷地及び敷地周辺に來襲する津波の特性を考慮し、基準津波による漂流物の移動量を算出し、調査範囲を設定する。

前項「b. 敷地及び敷地周辺に來襲する津波の特性の把握」における基準津波の特徴を踏まえ、漂流物の抽出における津波としては、基準津波の策定で考慮した津波のうち、発電所へ向かう流速が最も大きい基準津波1で代表させる。日本海東縁部に想定される地震による津波である基準津波1について、図4.2.1.1-7に示す計13の地点において、水位、流向、流速の時系列データを抽出した。なお、日本海東縁部に想定される地震による津波は、添付資料1図1に示すとおり、地震発生後、約110分程度から水位が上昇し始め、190分程度で最大水位を示し、230分以降は収束傾向（水位1m以下）となることから、100分から260分の範囲を検討対象とした。

津波の流向が発電所へ向かっている時に、漂流物が発電所に接近すると考え、流向が発電所へ向かっている時（地点1～11:南方向、地点12:南西方向、地点13:西方向）の最大流速と継続時間より、漂流物の移動量を算出する。

漂流物の移動量の算出にあたっては、発電所へ向かう流向が継続している間にも流速は刻々と変化しているが、保守的に最大流速が継続しているものとして、最大流速と継続時間の積によって移動量を算出する。

また、安全側の想定として引き波による反対方向の流れを考慮せず、寄せ波の2波分が最大流速で一定方向に流れるものとして評価を行った。

なお、評価においては、その他の基準津波に比べ、基準津波1の流速が比較的速く、また港湾外においては、防波堤有無による有意な影響が見られないこと及び3km、5km地点（地点4～9）においては、仮想的な浮遊物の軌跡解析の結果からも移動量が小さい傾向が確認されたことから、基準津波1における1km圏内の地点1～3、周辺漁港等を考慮した地点10～13を抽出し、そのうち発電所方向に向かう流速が最大となる地点1及び地点13を評価対象とした。

基準津波1における水位、流向、流速を図4.2.1.2-1に示す。

$$\text{移動量} = \text{継続時間} \times 2 \times \text{最大流速}$$

以上の条件において、各抽出地点の漂流物の移動量を評価した。評価の結果、抽出地点（地点1）における移動量900mが最大となった（図4.2.1.2-2）。以上により漂流物の移動量が900mとなるが、安全側に半径5kmの範囲を漂流物調査の範囲として設定する。

図 4.2.1.2-2(1)

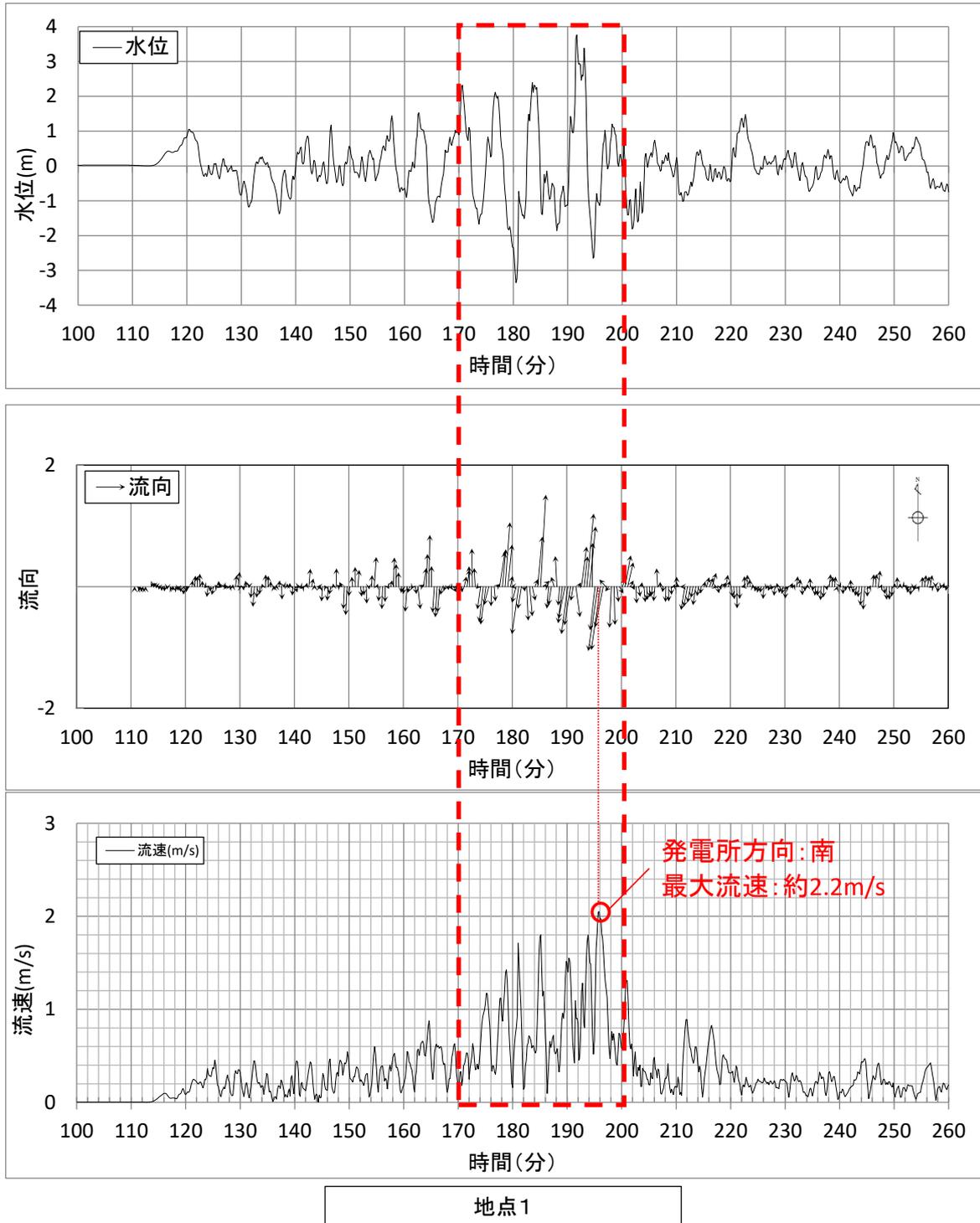
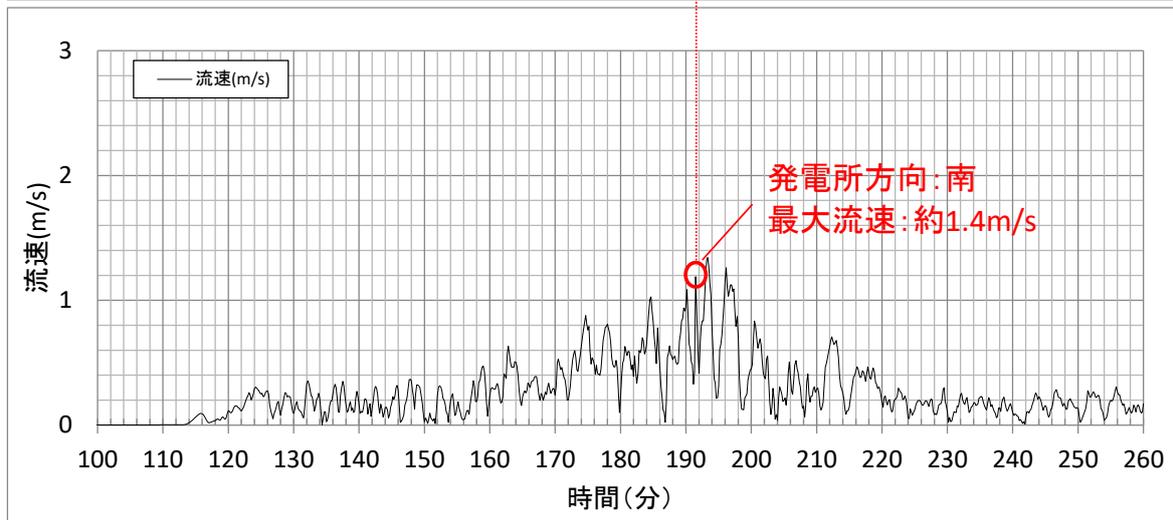
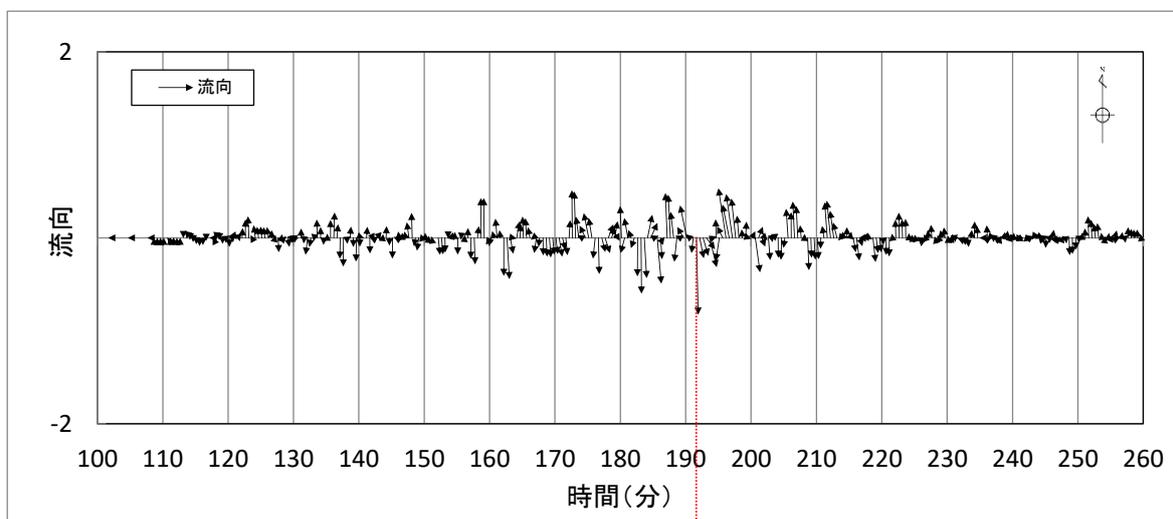
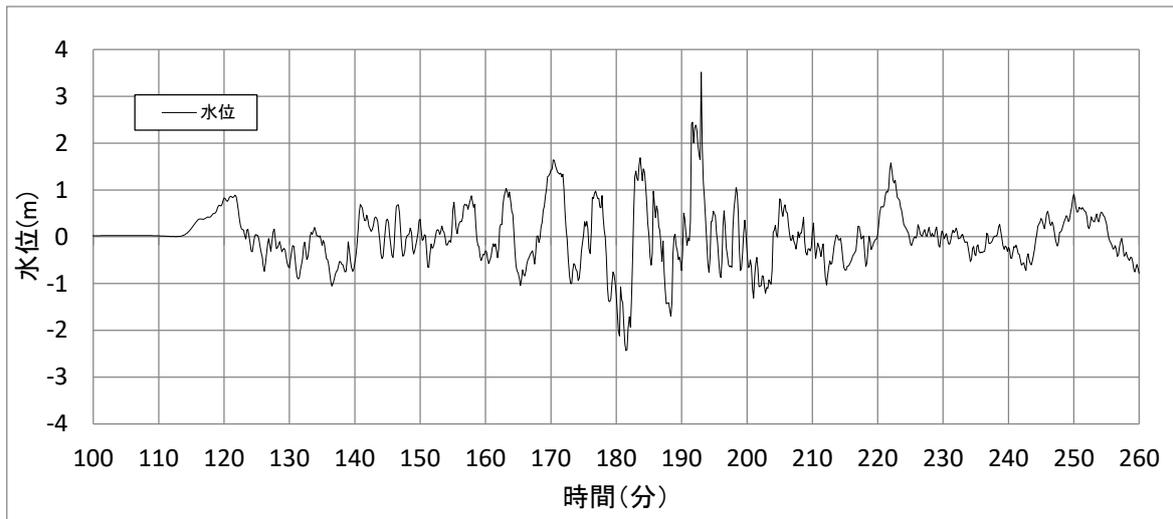
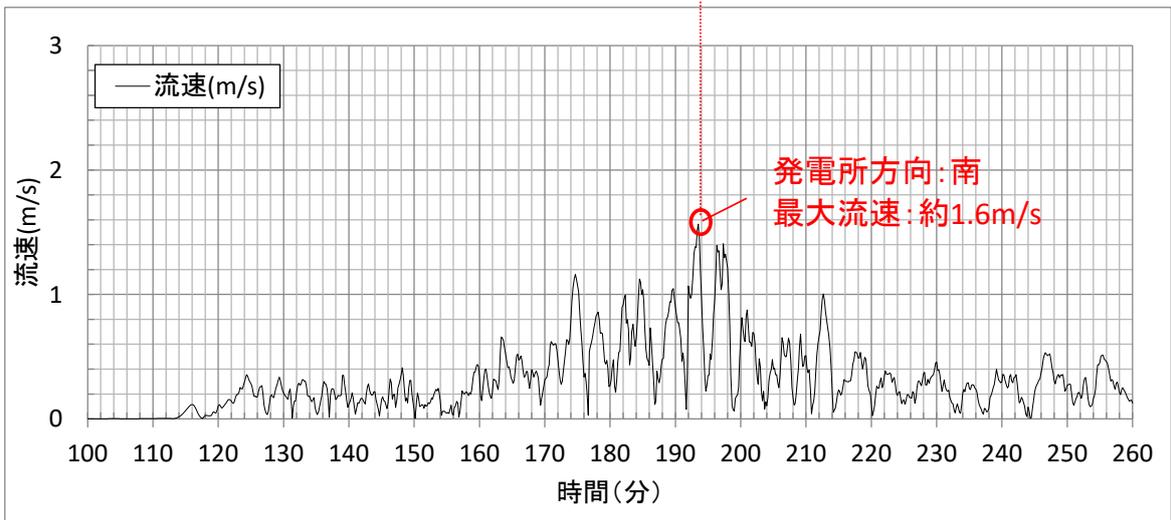
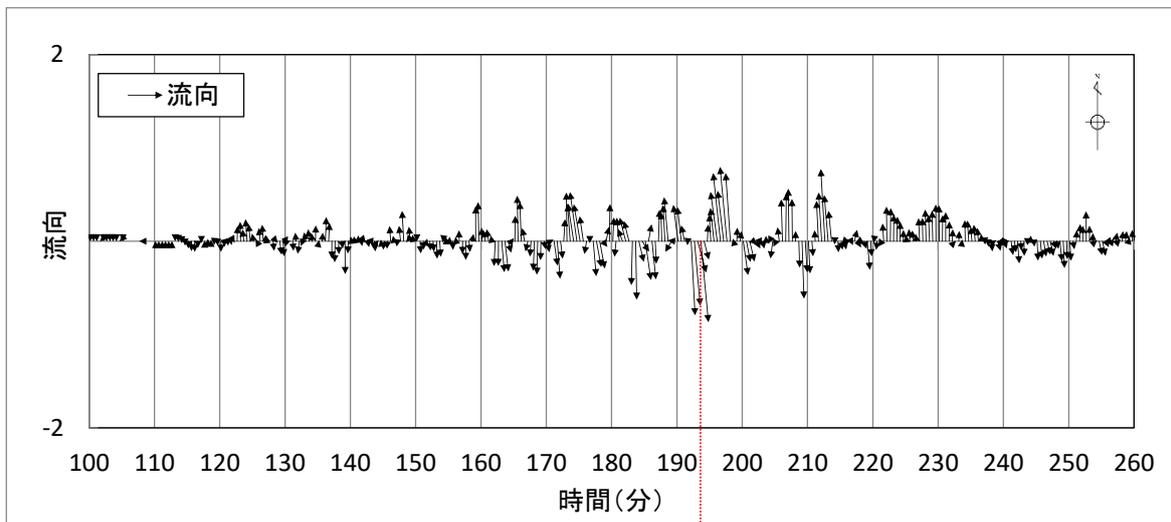
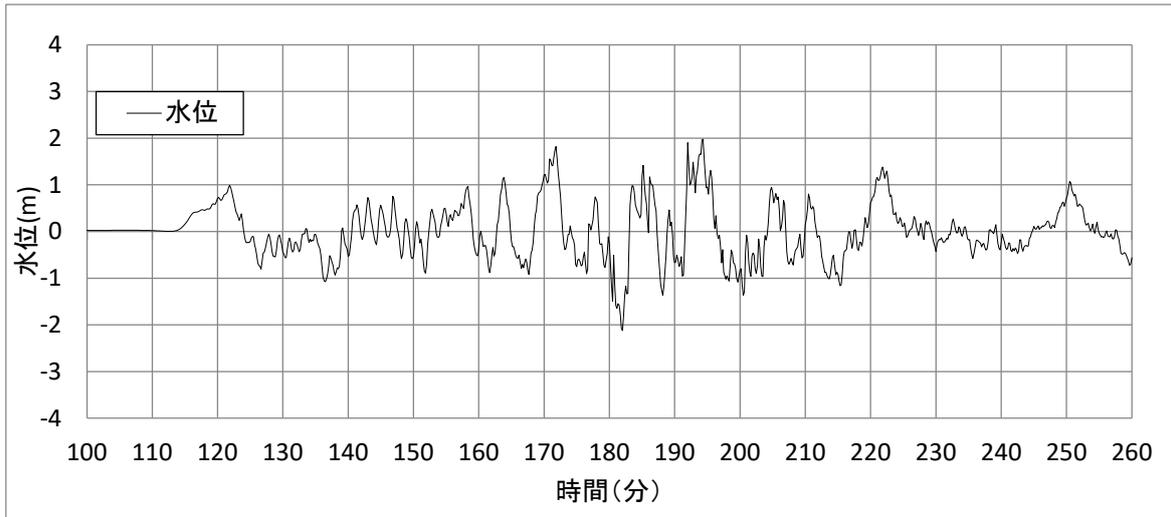


図 4.2.1.2-1(1) 抽出地点 1 における水位，流向及び流速（基準津波 1）



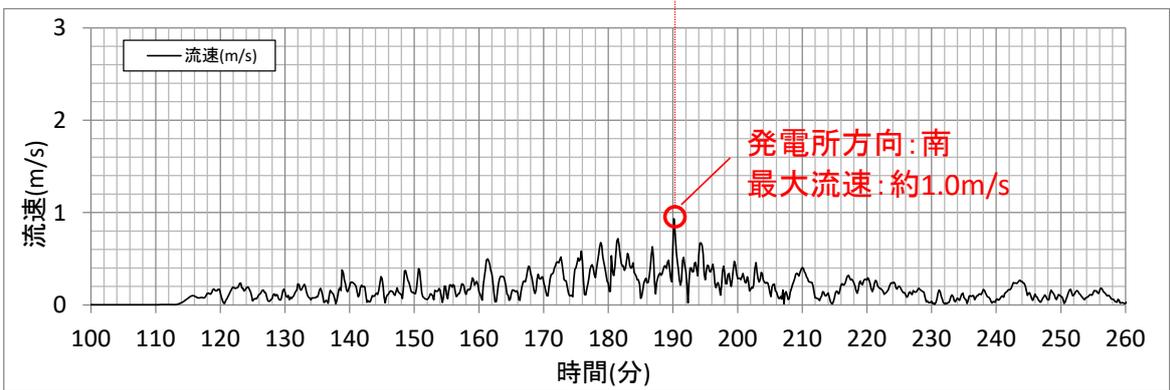
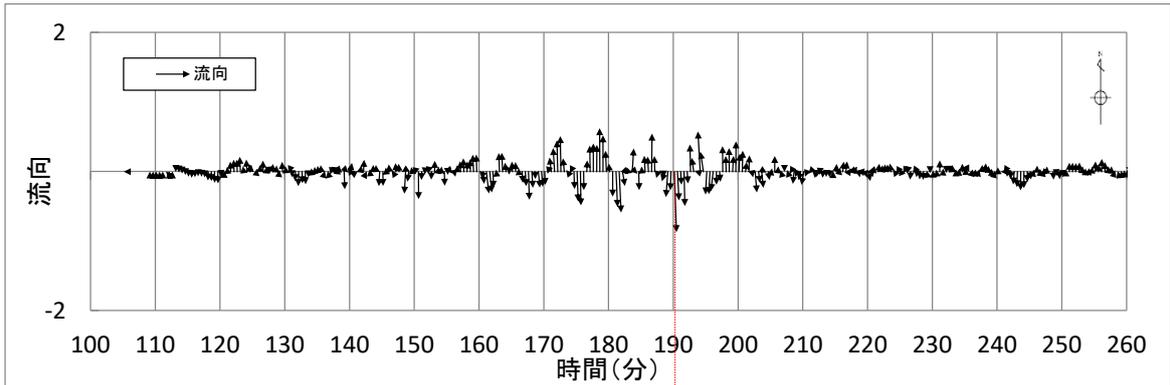
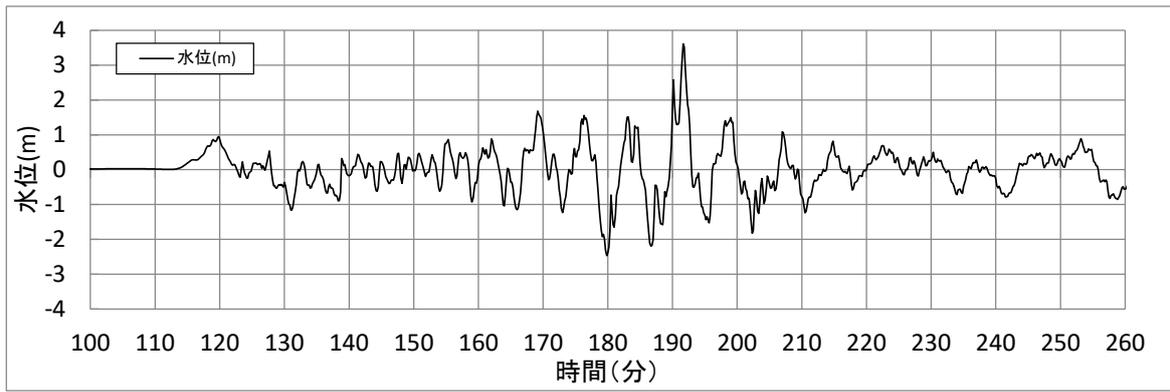
地点2

図 4.2.1.2-1(2) 抽出地点2における水位，流向及び流速（基準津波1）



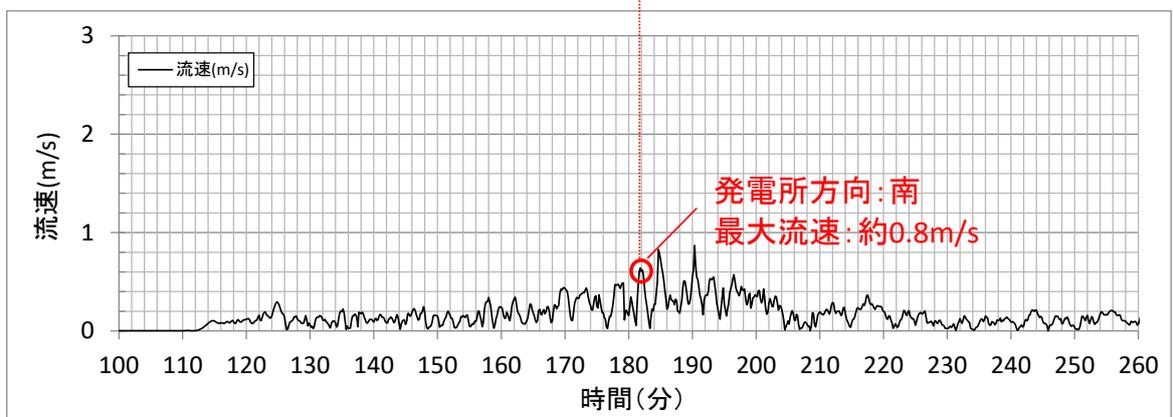
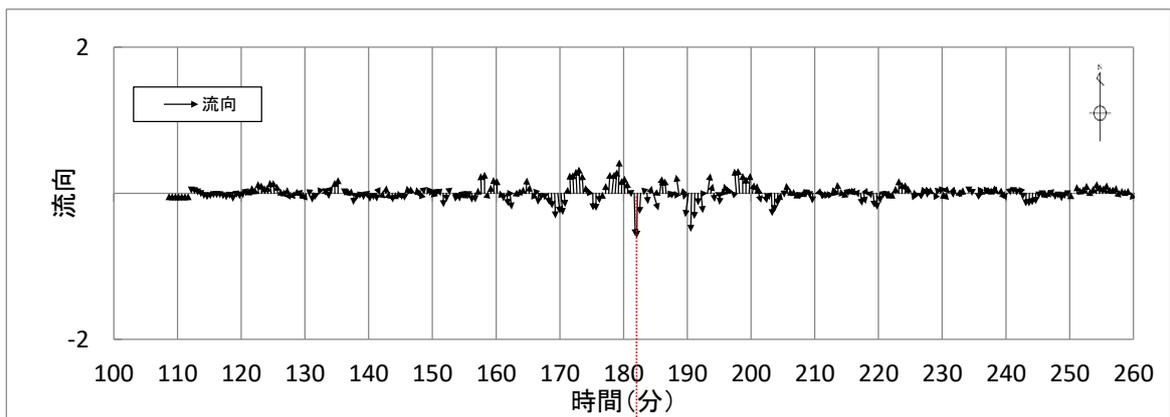
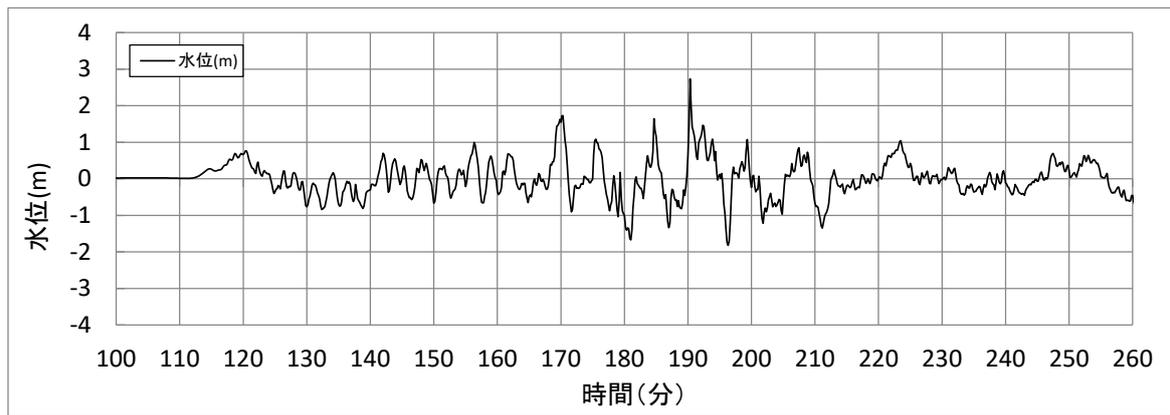
地点3

図 4.2.1.2-1(3) 抽出地点3における水位，流向及び流速（基準津波1）



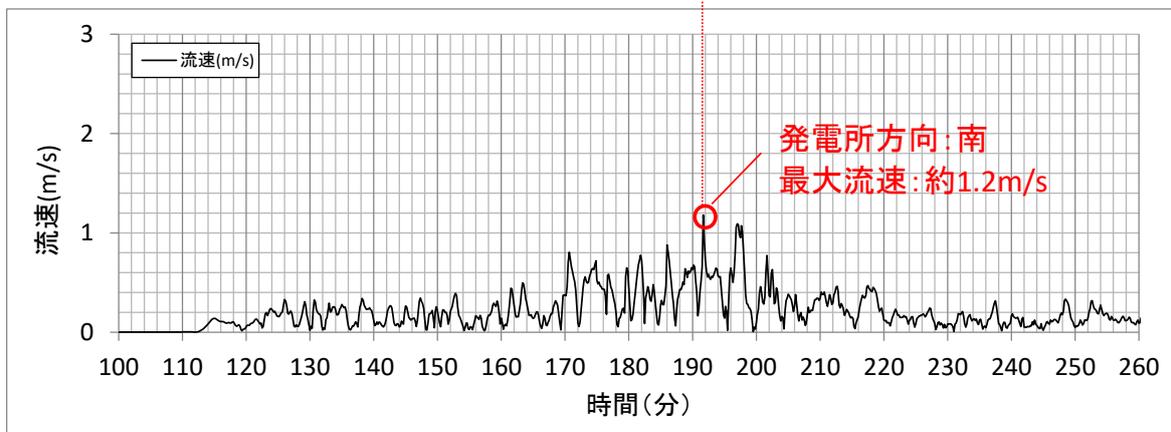
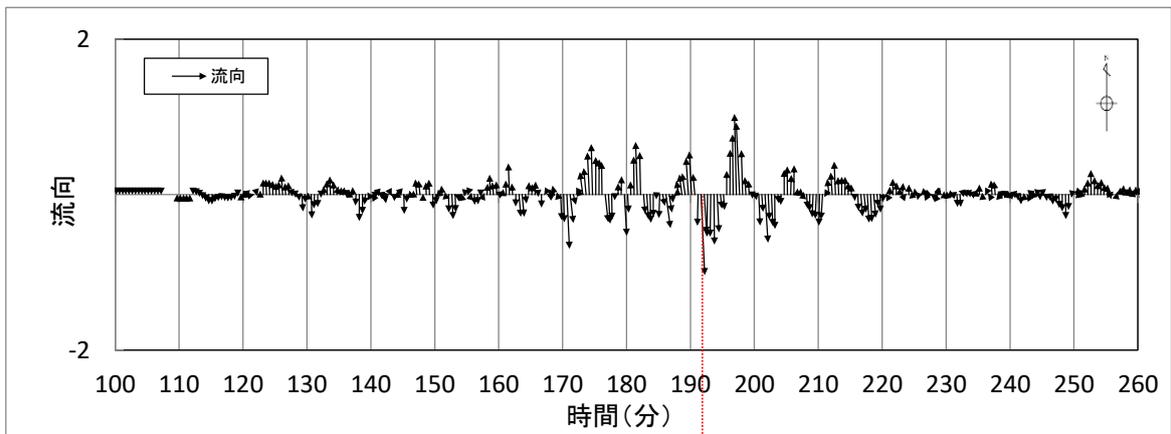
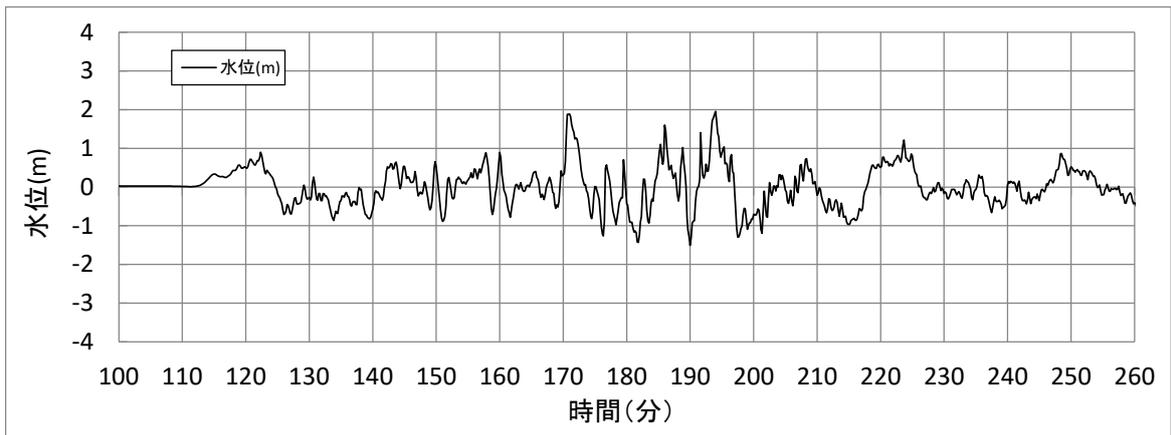
地点4

図 4.2.1.2-1(4) 抽出地点4における水位，流向及び流速（基準津波1）



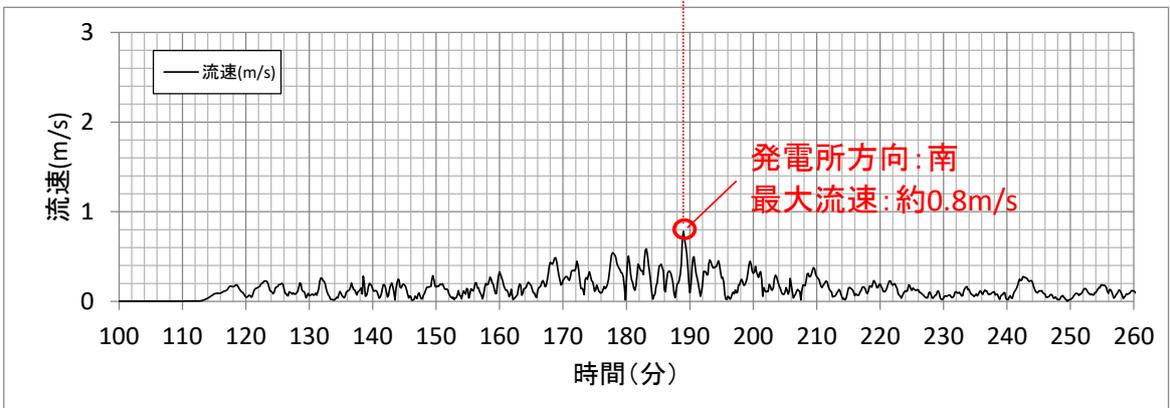
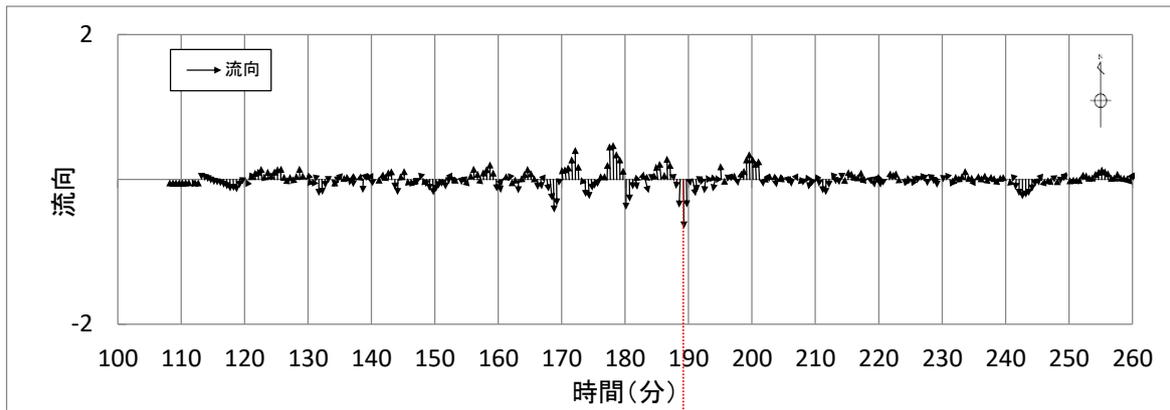
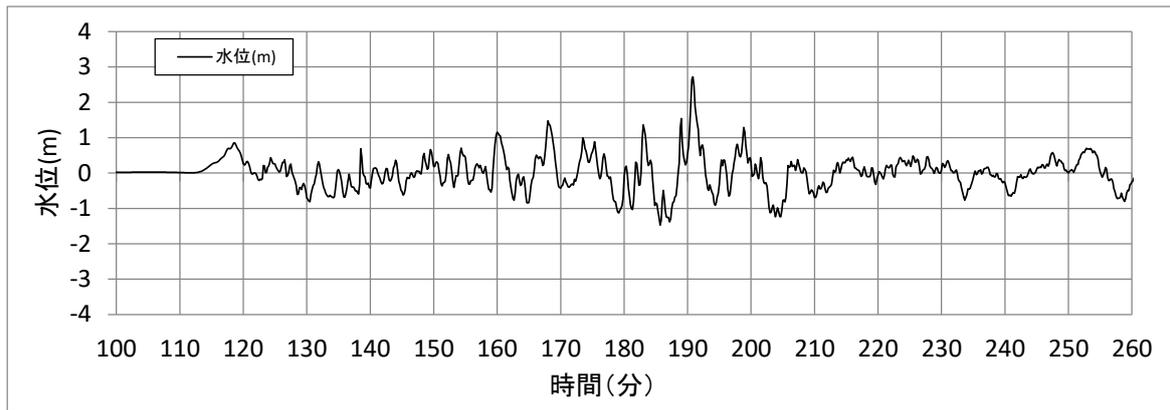
地点5

図 4.2.1.2-1(5) 抽出地点5における水位, 流向及び流速 (基準津波1)



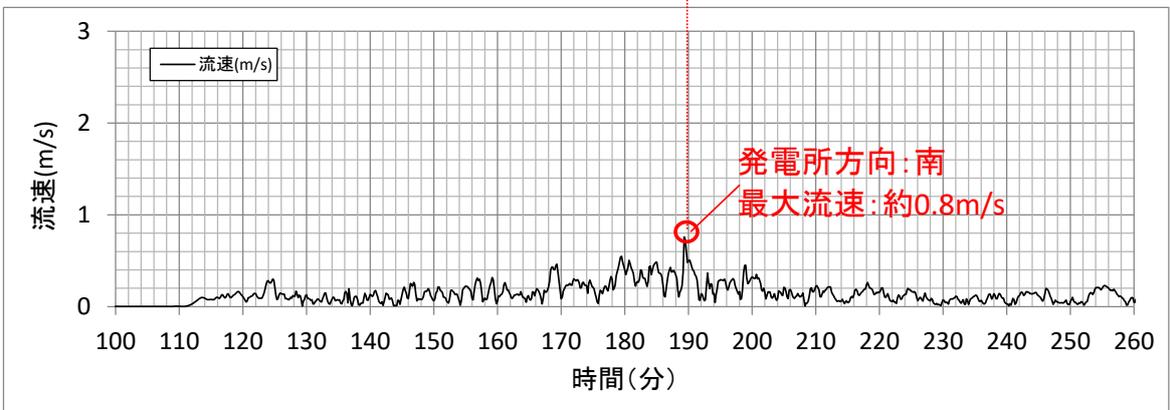
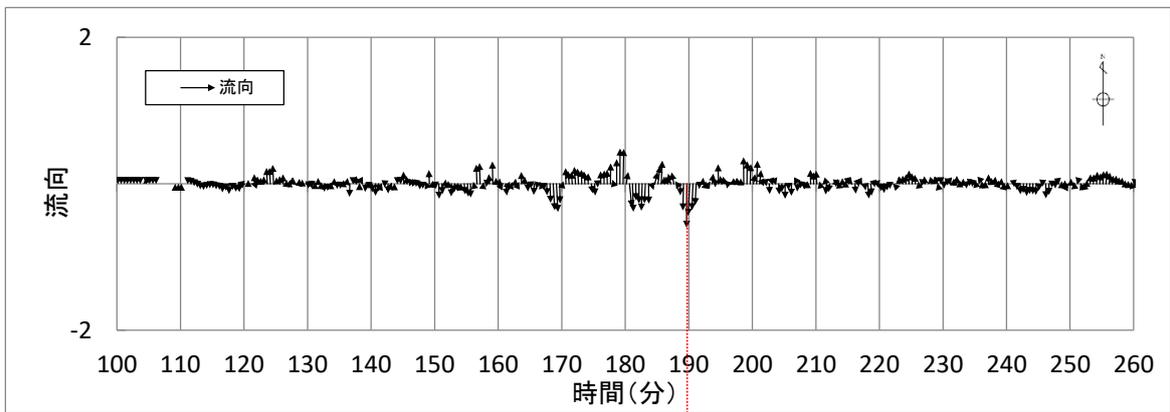
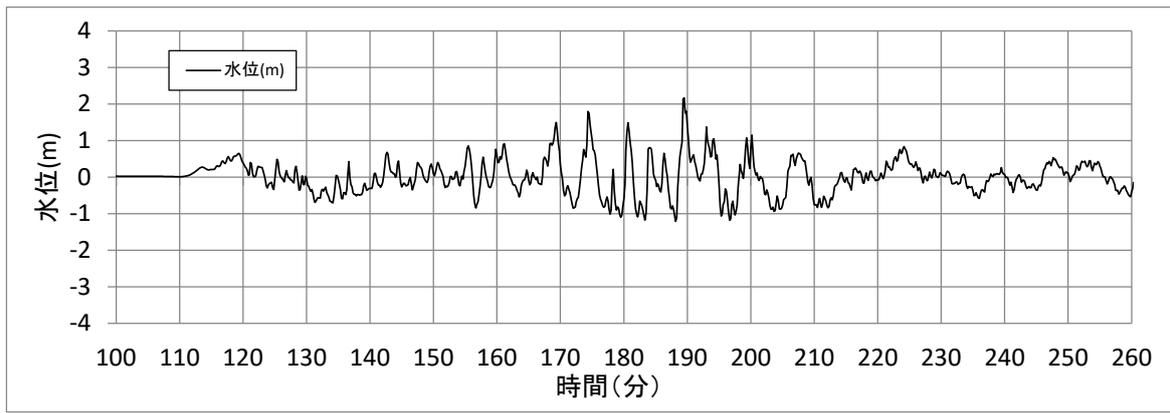
地点6

図 4.2.1.2-1(6) 抽出地点6における水位, 流向及び流速 (基準津波1)



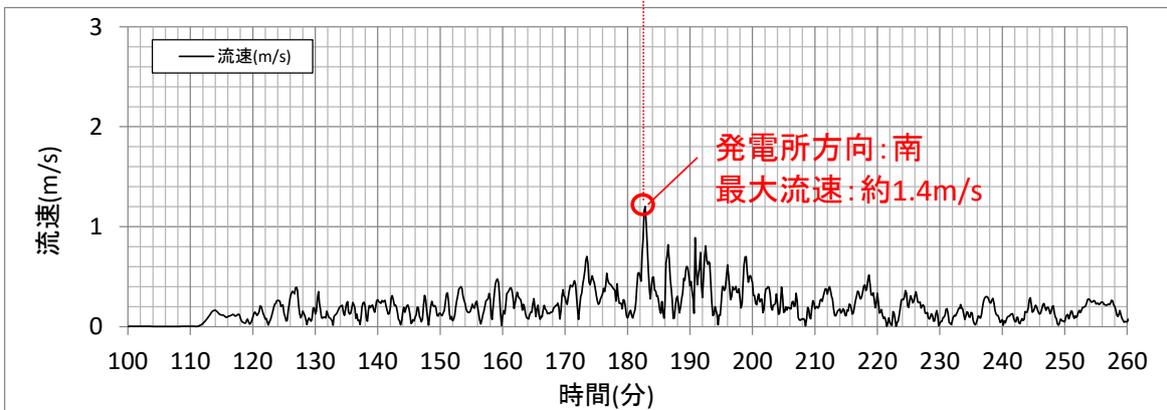
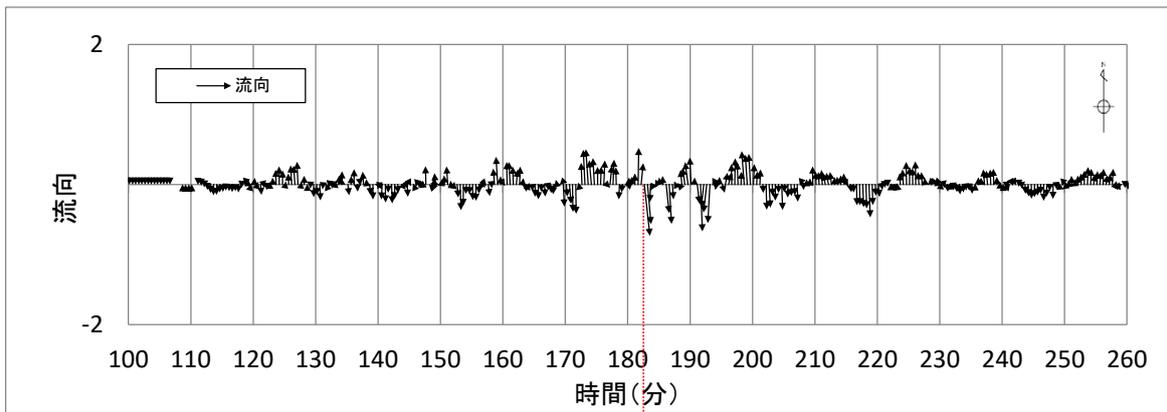
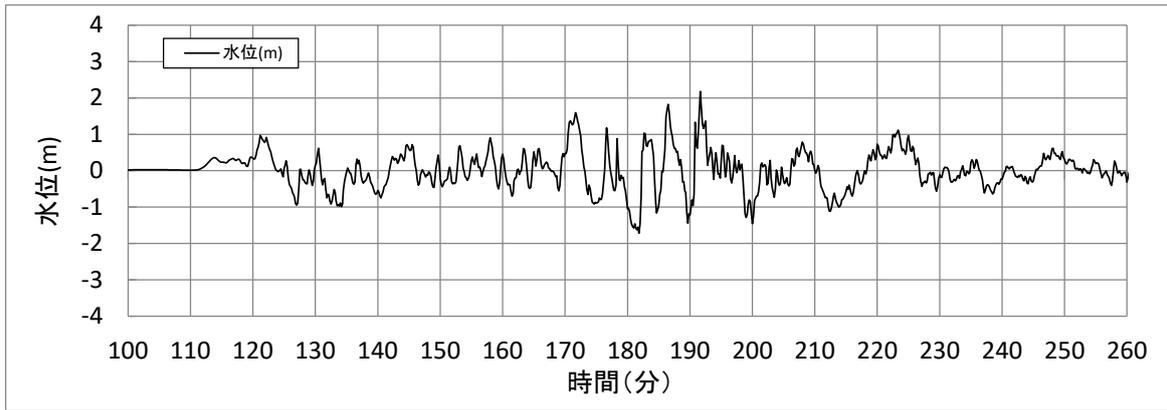
地点7

図 4.2.1.2-1(7) 抽出地点7における水位，流向及び流速（基準津波1）



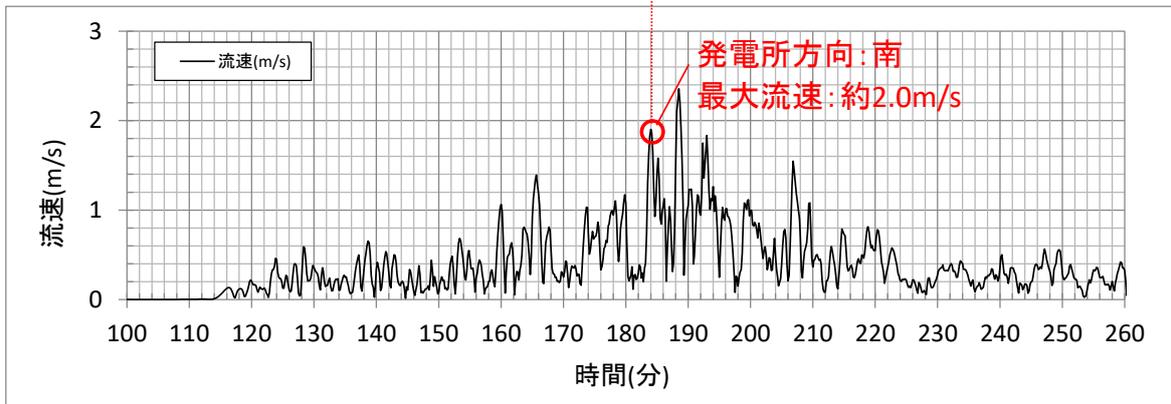
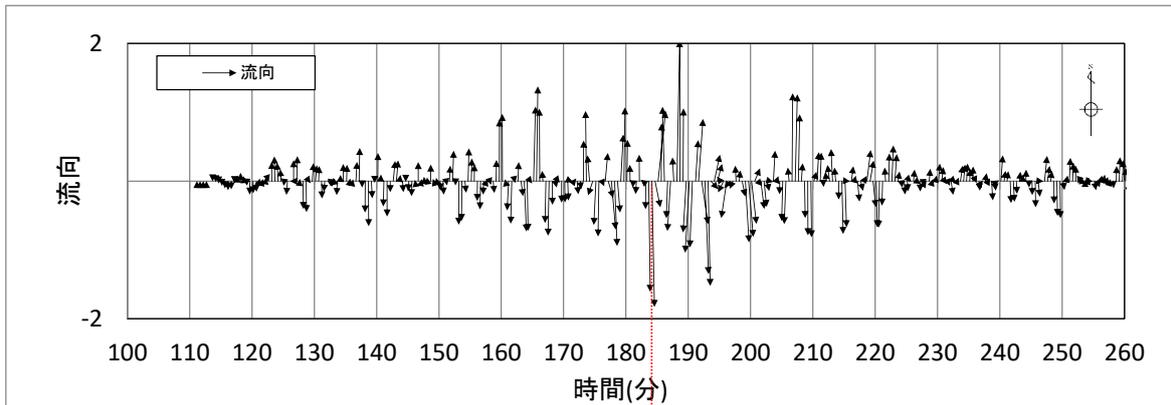
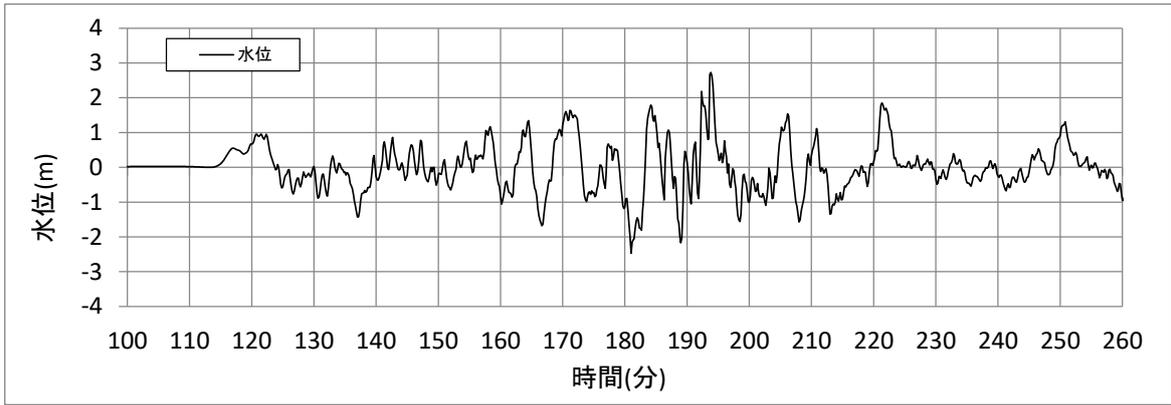
地点8

図 4.2.1.2-1(8) 抽出地点8における水位, 流向及び流速 (基準津波1)



地点9

図 4.2.1.2-1(9) 抽出地点9における水位, 流向及び流速 (基準津波1)



地点10

図 4.2.1.2-1(10) 抽出地点 10 における水位，流向及び流速（基準津波 1）

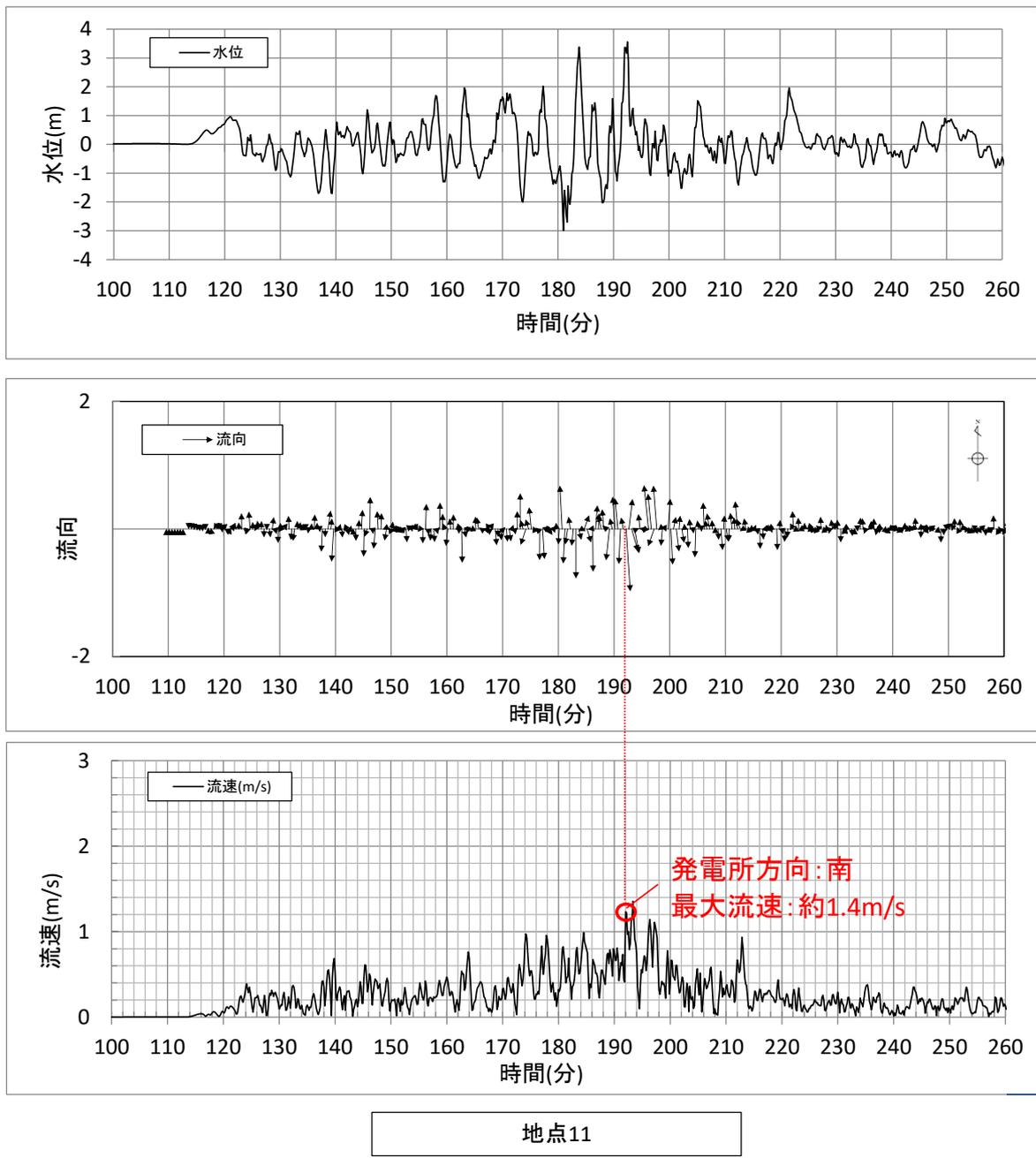
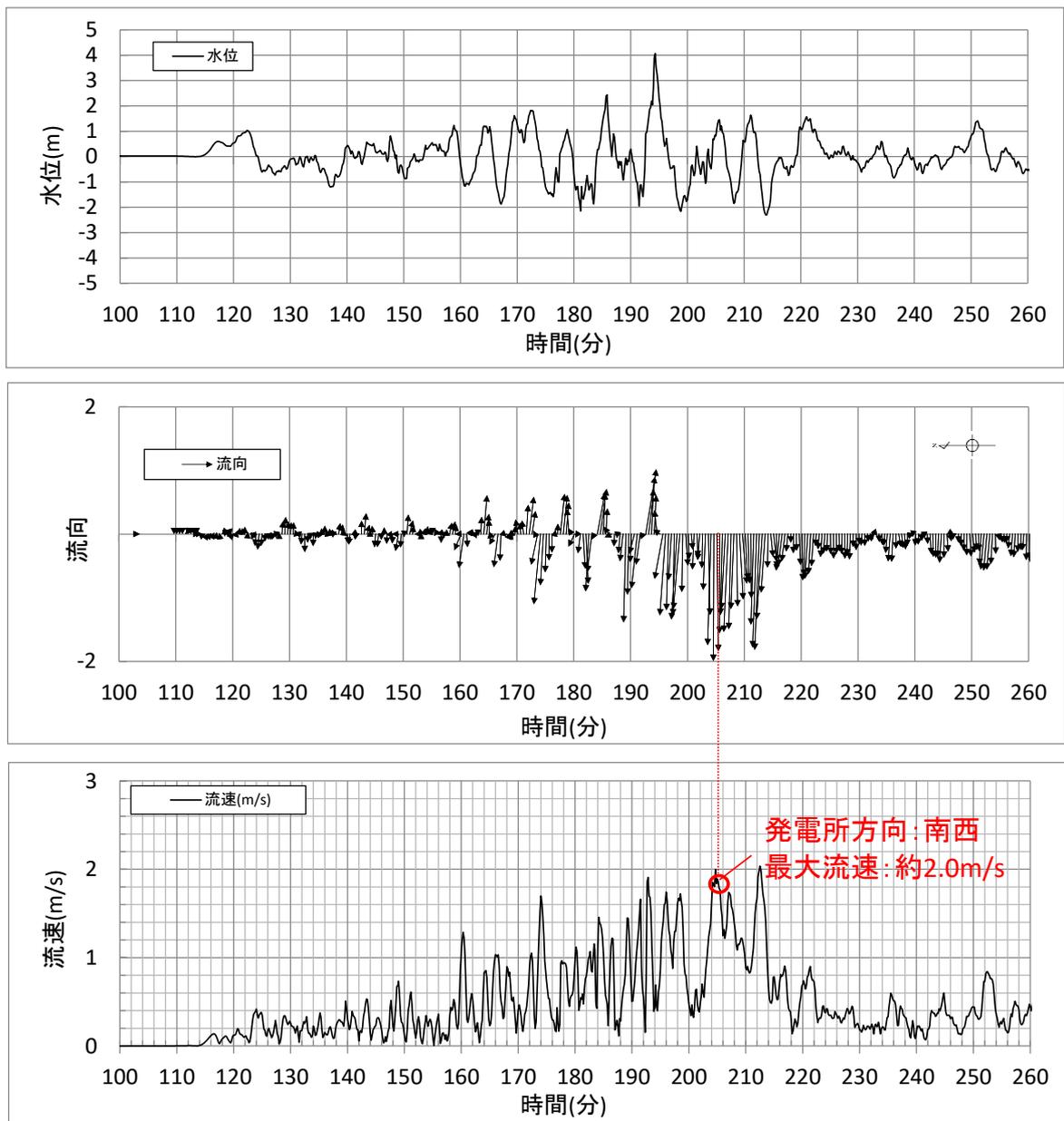


図 4.2.1.2-1(11) 抽出地点 11 における水位，流向及び流速（基準津波 1）



地点12

図 4.2.1.2-1(12) 抽出地点 12 における水位，流向及び流速（基準津波 1）

図 4.2.1.2-2(2)

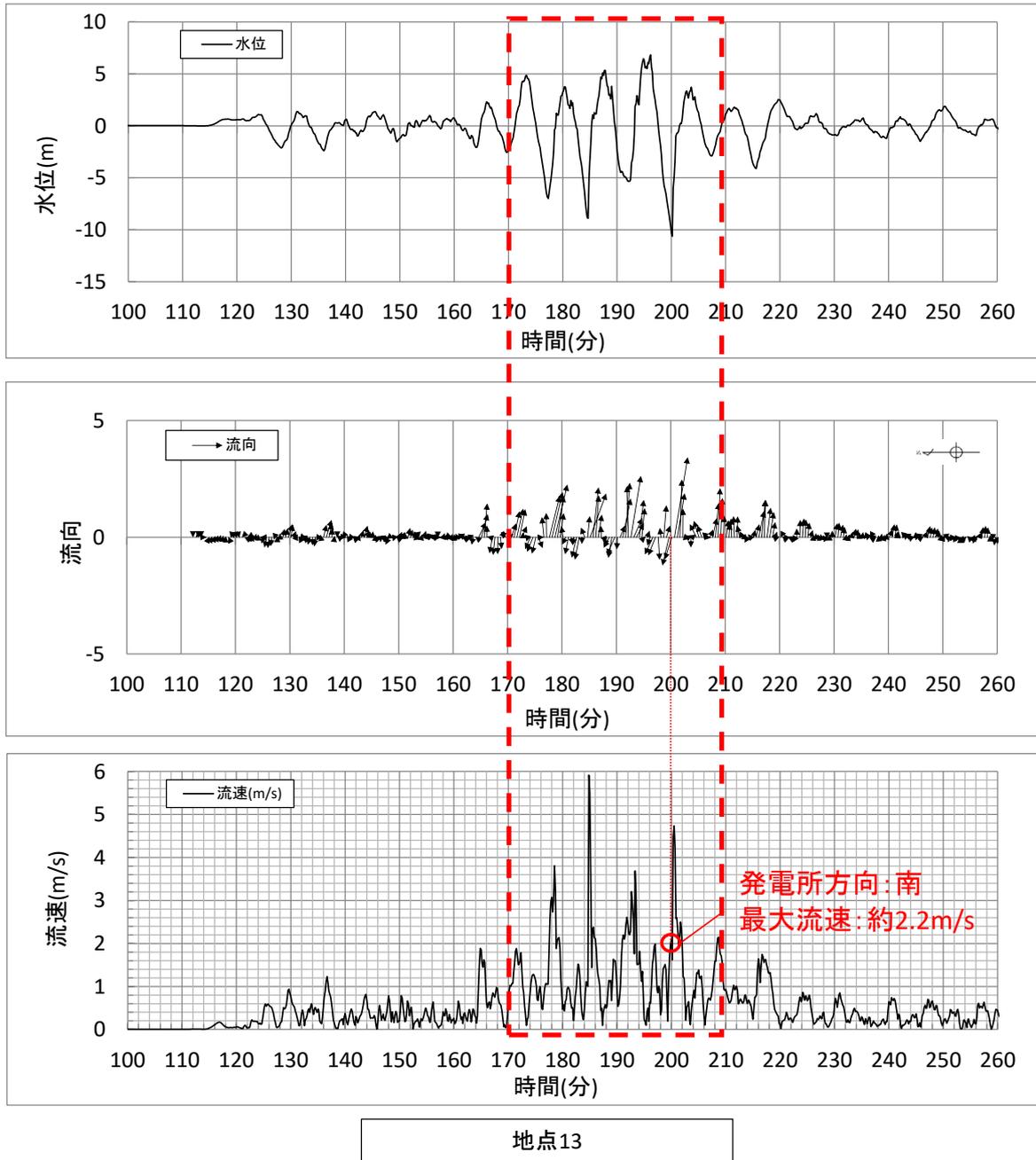
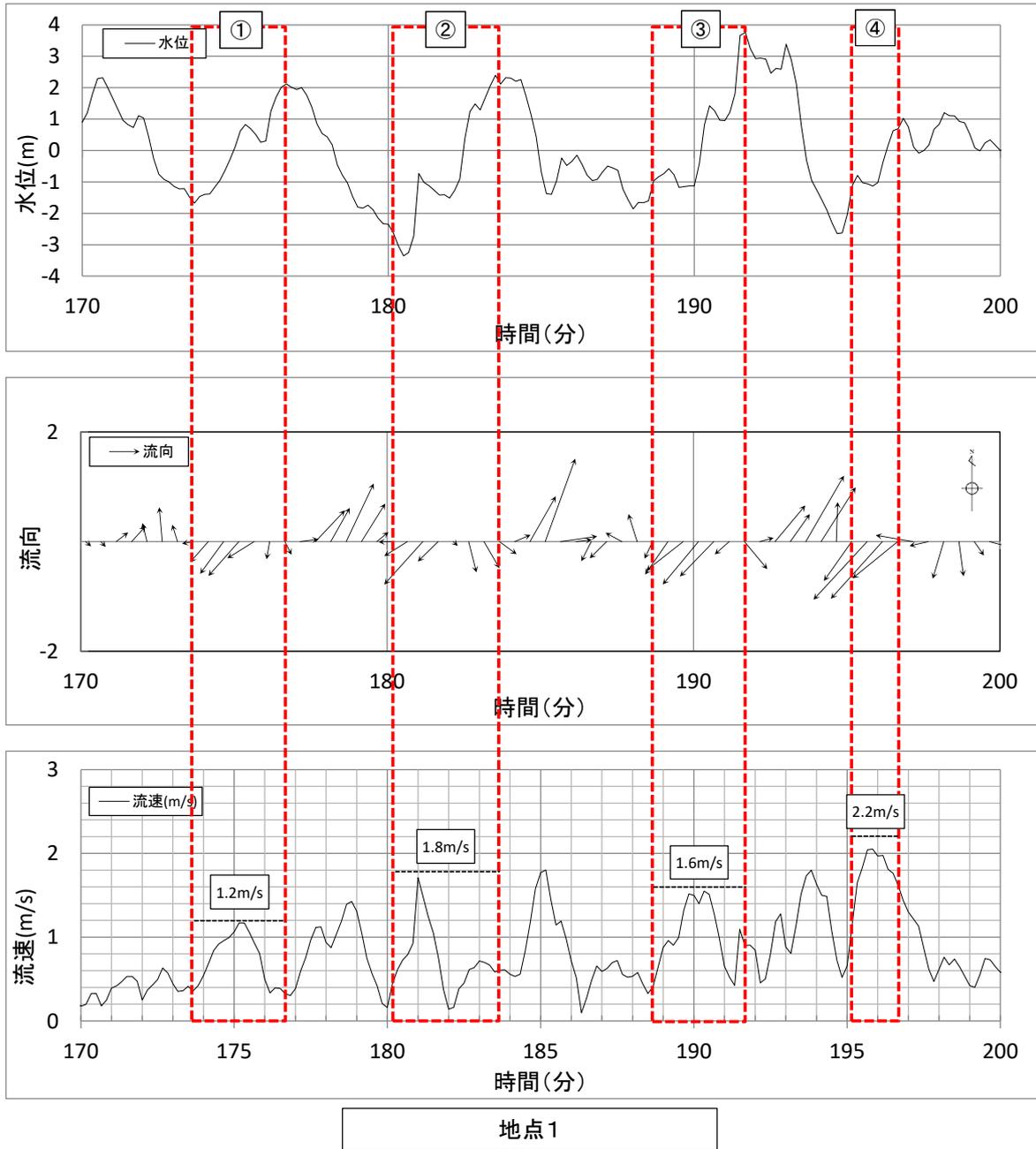


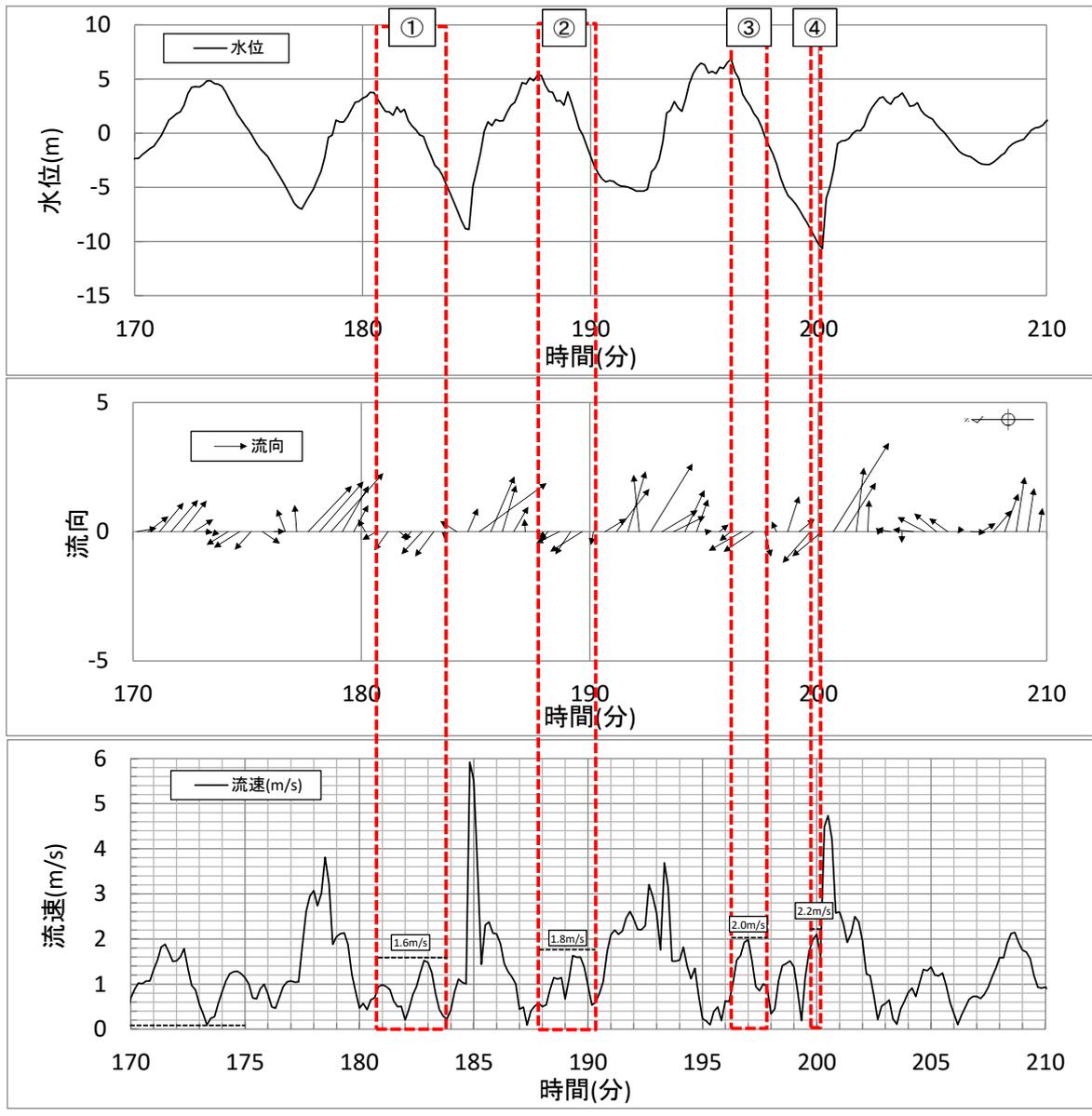
図 4.2.1.2-1(13) 抽出地点 13 における水位，流向及び流速（基準津波 1）



地点 1	①	②	③	④
継続時間 (s)	185	222	193	98
流速 (m/s)	1.2	1.8	1.6	2.2
移動量 (m)	222	400	309	216

注：②における継続時間を保守的に4分（240秒）とし、移動量を約450mと算定

図 4.2.1.2-2(1) 基準津波による水の移動量(地点1)



地点13

地点 13	①	②	③	④
継続時間 (s)	181	150	97	31
流速 (m/s)	1.6	1.8	2.0	2.2
移動量 (m)	290	270	194	69

注：①における継続時間を保守的に 200 秒とし、移動量を約 320m と算定

図 4.2.1.2-2(2) 基準津波による水の移動量(地点 13)

4.2.1.3 漂流物となる可能性のある施設・設備の抽出

設定した漂流物調査範囲を、発電所構内と構外、また海域と陸域に分類し、漂流物となる可能性のある施設・設備を抽出した。各分類における調査対象、調査方法及び調査実施期間を表 4.2.1.3-1 に、調査範囲を図 4.2.1.3-1(1)及び図 4.2.1.3-1(2)に示す。

調査結果を踏まえ、図 4.2.1.3-2 に示す漂流物の選定・影響確認フローに基づき、取水性への影響を評価した。

なお、漂流物の影響については、東北太平洋沖地震に伴う津波の被害実績*も踏まえ評価した。

注記*：国土交通省 国土技術政策総合研究所 国土技術政策総合研究所資料第 674 号 独立行政法人 建築研究所 建築研究資料「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震被害調査報告」

表 4.2.1.3-1 漂流物の調査方法

調査範囲		調査対象	調査方法	調査実施期間①	調査実施期間②
発電所構内・構外	海域・陸域				
発電所構内	海域	船舶等	資料調査	H25.1.25～H25.2.28 H28.4.20～H28.5.13	H31.3.27～ H31.4.12
			聞き取り調査	H25.1.25～H25.2.28 H28.4.20～H28.5.13	
	陸域	人工構造物 車両等	聞き取り調査	H24.8.3～H24.8.24	H31.3.8
			現場調査	H24.8.3～H24.8.24 H26.9.8～H26.10.16	
発電所構外*	海域	船舶等	資料調査	H24.8.3～H24.8.24 H26.9.8～H26.10.16	H31.3.28
			聞き取り調査	H24.8.3～H24.8.24 H26.9.8～H26.10.16	H31.3.22～ H31.3.28, R2.8.6～ R2.8.11 R2.9.8～ R2.9.10 R3.1.7
			現場調査	H24.8.3～H24.8.24 H26.9.8～H26.10.16	R 元.5.10
	陸域	人工構造物 車両等	聞き取り調査	—	H31.3.22, ～H31.3.27
			現場調査	H24.8.3～H24.8.24 H26.9.8～H26.10.16	H31.3.22～ H31.3.27, R 元.5.10

注記*：発電所構外については、半径 5km までの調査を実施

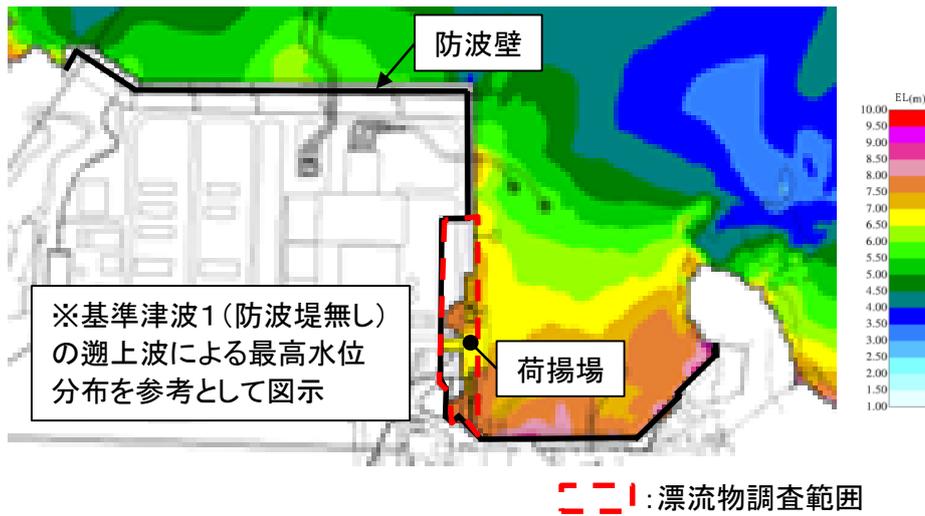


図 4. 2. 1. 3-1(1) 漂流物調査範囲 (発電所構内陸域)



図 4. 2. 1. 3-1(2) 漂流物調査範囲 (発電所構外)

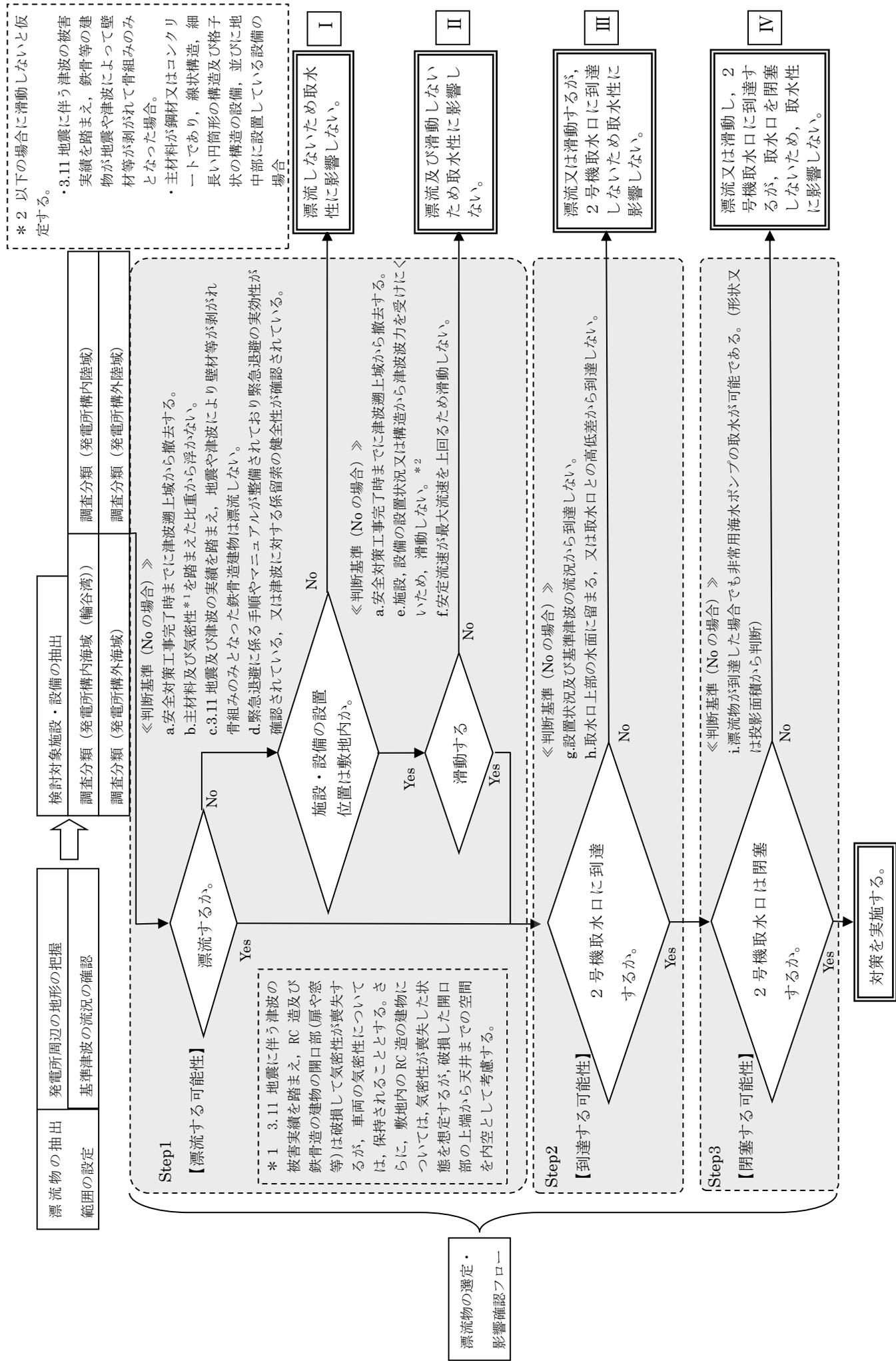


図 4.2.1.3-2 漂流物の選定・影響確認フロー

4.2.1.4 取水性に与える影響の評価

(1) 発電所構内における評価

a. 発電所構内海域（輪谷湾）における評価

発電所の構内（港湾内）にある港湾施設としては、2号機の取水口の西方約60mの位置に荷揚場がある。港湾周辺及び港湾内に定期的に来航する船舶としては、燃料等輸送船（総トン数約5,000トン）が年に数度来航し、荷揚場に停泊する。また、温排水影響調査、環境試料採取等のための作業船（総トン数1トン未満～約10トン）が港湾の周辺及び港湾内に定期的に来航し、年に5回程度、港湾内で漁船が操業する。

これらの他に、設備、資機材等の搬出入のための貨物船等が不定期に停泊し、また、発電所港湾の境界を形成する防波堤、護岸がある。なお、発電所の港湾内には海上設置物はない。

抽出された以上の船舶等に対して図4.2.1.3-2に示す漂流物の選定・影響フローに従って、漂流する可能性(Step1)、到達する可能性(Step2)及び閉塞する可能性(Step3)の検討を行い、取水性への影響を評価した。

なお、発電所港湾の境界を形成する防波堤、護岸については津波影響軽減施設として設計しているものではないため、地震や津波波力による損傷を想定すると、損傷した構成要素が滑動、転動により流される可能性は否定できず、2号機の取水口の通水性に影響を及ぼす可能性がある。滑動する可能性を検討する上で用いる流速は、2号機取水口が港湾内に位置することを踏まえ、発電所近傍の最大流速とする（4.1参照）。また、評価にあたっては、「港湾の施設の技術上の基準・同解説（日本港湾協会、平成19年7月）」に準じて、イスバッシュ式を用いた。この式は米国の海岸工学研究センターが潮流による洗掘を防止するための捨石質量として示したものであり、水の流れに対するマウンド被覆材の安定質量を求めるものであることから、津波来襲時における対象物の滑動可能性評価に適用可能である。イスバッシュ式の定数はマウンド被覆材が露出した状態に相当する0.86とする。イスバッシュ式をもとに、対象物が水の流れによって動かない最大流速（以下「安定流速」という。）を算出し、解析による流速が安定流速以下であることを確認する。

以上を踏まえ、発電所構内海域（輪谷湾）における評価について、以下の項目毎に、評価結果を示す。

- ①燃料等輸送船
- ②作業船
- ③貨物船等
- ④漁船
- ⑤防波堤
- ⑥護岸

①燃料等輸送船

発電所敷地内の港湾施設として荷揚場があり、燃料等輸送船が停泊する。燃料等輸送船の主な輸送工程を図 4.2.1.4-1 に示す。

津波注意報，津波警報及び大津波警報（以下「津波警報等」という。）発令時には，原則，緊急退避（離岸）することとしており，東日本大震災以降に，図 4.2.1.4-2 に示すフローを取り込んだ緊急時対応マニュアルを整備している。

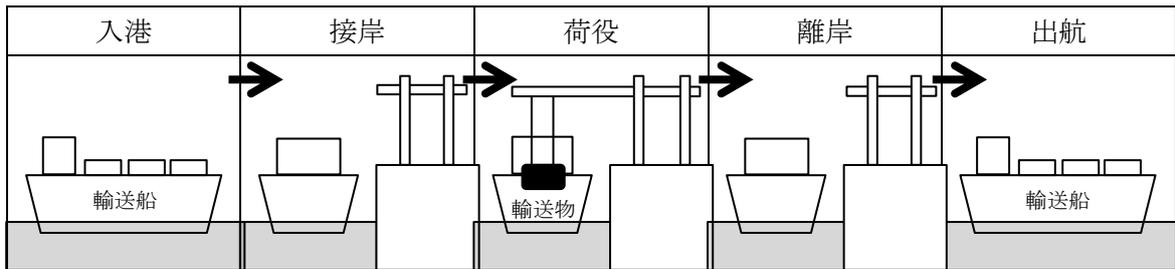


図 4.2.1.4-1 主な輸送工程

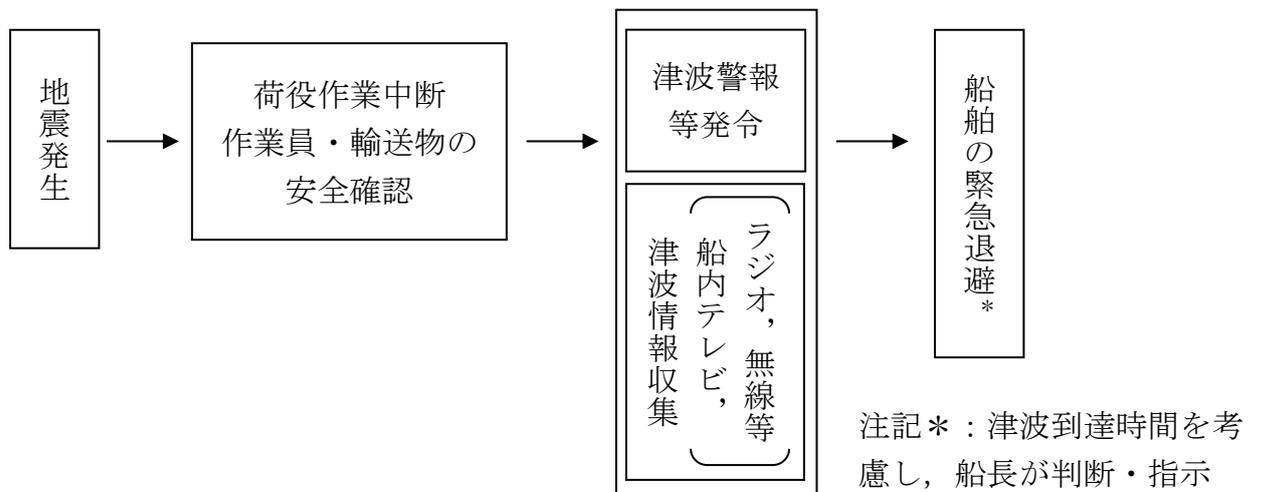
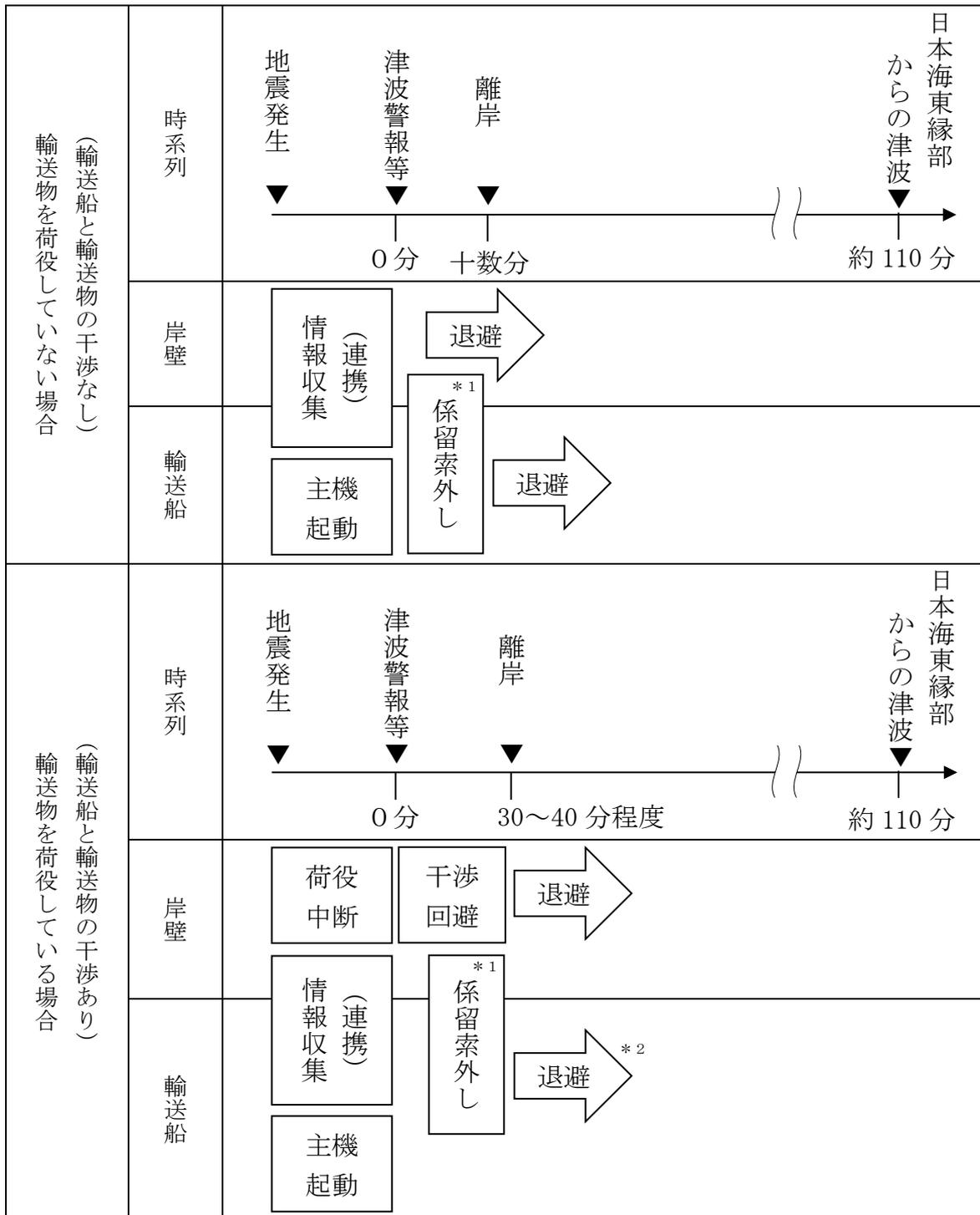


図 4.2.1.4-2 緊急退避フロー図（例）

このマニュアルに沿って実施した訓練実績では，輸送船と輸送物の干渉がある「荷役」工程において津波警報が発令した場合でも，警報発令後の 30 分程度で退避が可能であることを確認しており，日本海東縁部に想定される地震による津波に対しては，緊急退避が可能である。

以上を踏まえ，津波の到達と緊急退避に要する時間との関係を示すと図 4.2.1.4-3 のとおりとなる。



注記* 1 : 平成 24 年の訓練実績では 10 分程度

* 2 : 平成 24 年の訓練実績では大津波警報発令から 50 分程度で 2.5km 沖合 (水深 60m 以上 : 船会社が定める安全な海域として設定する水深) の海域まで退避しており, 日本海東縁部に想定される地震による津波来襲(約 110 分)までに退避可能

図 4.2.1.4-3 津波の到達と燃料等輸送船の緊急退避に要する時間との関係

図 4.2.1.4-3 より、燃料等輸送船は、島根原子力発電所に来襲が想定される津波のうち、時間的な余裕がない海域活断層から想定される地震による津波に対して、緊急退避ができない可能性がある。しかしながら、この場合も以下の理由から輸送船は航行不能となることはなく、漂流物になることはない。

- ・輸送船は荷揚場に係留されている。
- ・津波高さと喫水高さの関係から、輸送船は荷揚場を越えない。
- ・荷揚場に接触しても防げん材を有しており、かつ通達（海査第 520 号：照射済核燃料等運搬船の取扱いについて）に基づく二重船殻構造等十分な船体強度を有する。

以上の評価に関わる津波に対する係留索の耐力評価を 4.3 に、荷揚場への乗り上げ及び着底に伴う座礁及び転覆の可能性に関わる喫水と津波高さとの関係を 4.4 に示す。

以上より、燃料等輸送船は、非常用海水冷却系に必要な 2 号機の取水口及び取水管の通水性及び津波防護施設に影響を及ぼさないと評価した。

なお、燃料等輸送船の緊急退避は輸送事業者・船会社（以下「船会社」という。）と協働で行うことになるが、その運用における当社と船会社の関係を示すと図 4.2.1.4-4 のとおりとなる。すなわち、地震・津波が発生した場合には、速やかに作業を中断するとともに、船会社及び当社は地震・津波の情報を収集し、船会社が津波来襲までに時間的余裕があると判断した際には船会社からの輸送船緊急退避の決定連絡を受け、当社にて輸送船と輸送物の干渉回避や係留索取り外し等の陸側の必要な措置を実施し、また陸側作業員・輸送物の退避を決定するなど、両者で互いに連絡を取りながら協調して緊急退避を行う。ここで、電源喪失時にも荷揚場のクレーンを使用して上記の対応ができるように、同クレーンには非常用電源を用意している。

これら一連の対応を行うため、当社では、当社－船会社間の連絡体制を整備するとともに前述の緊急時対応マニュアルを定めており、船会社との間で互いのマニュアルを共有した上で、合同で緊急退避訓練を実施することにより、各々のマニュアルの実効性を確認している。

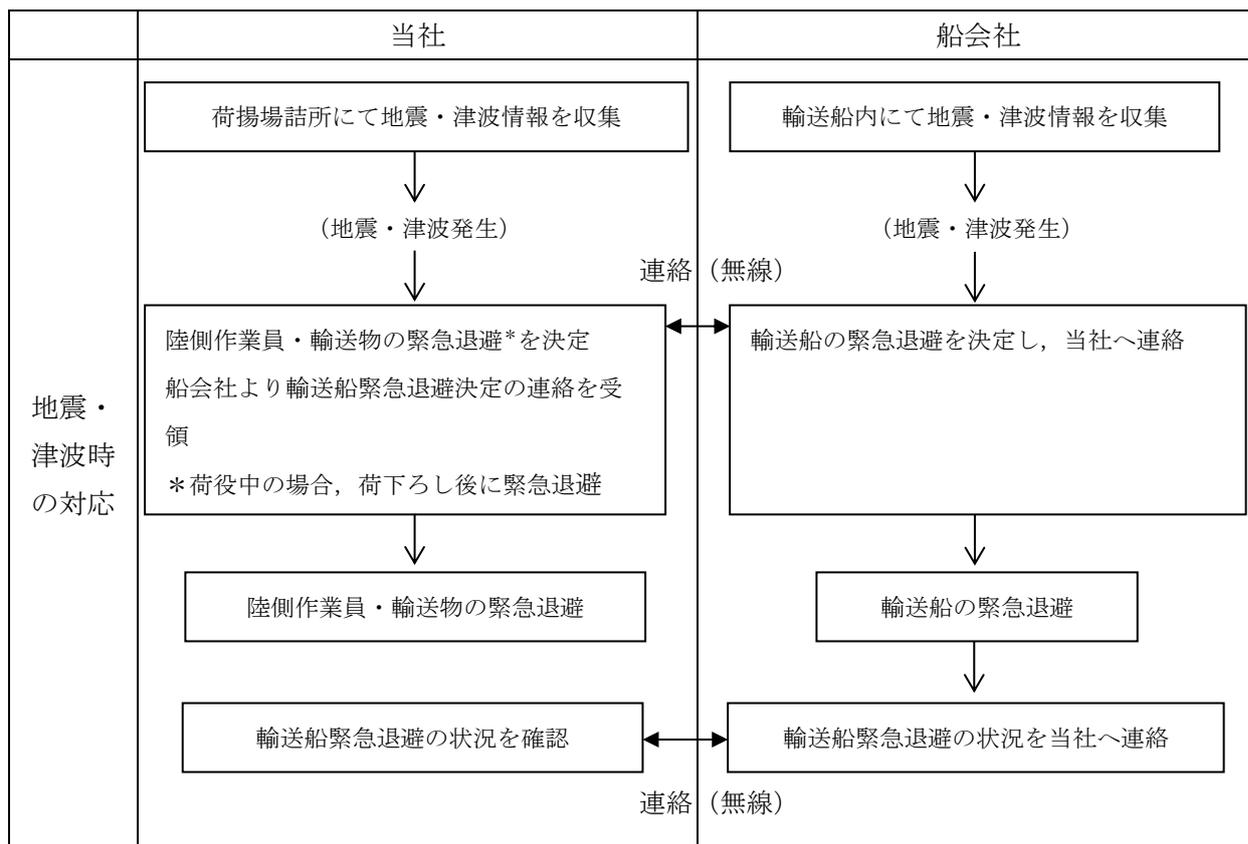


図 4.2.1.4-4 輸送船緊急退避時の当社と船会社の関係性

②作業船

港湾の周辺及び港湾内への船舶の来航を伴う作業のうち温排水影響調査、環境試料採取のため1トン未満～約10トンの作業船が港湾内外で作業を実施する。

これらの作業船については、津波警報等発令時には、原則、緊急退避するとともに、これを定めた緊急時対応マニュアルを整備し、緊急退避に係る対応を行うため、当社一協力会社及び関係機関との間で連絡体制を整備する。また、協力会社及び関係機関との間で互いのマニュアルを共有した上で、合同で緊急退避訓練を実施することにより、各々のマニュアルの実効性を確認する。

これにより、日本海東縁部に想定される地震による津波に対しては、緊急退避が可能である。一方、時間的な余裕がない海域活断層から想定される地震による津波に対しては、緊急退避ができない可能性があるため、その影響を評価する。

海域活断層から想定される地震による津波の取水口位置における入力津波高さ(引き波)はEL-4.3mである。取水口呑口の高さはEL-9.5mであり、十分に低く、作業船は取水口上部の水面に留まることから、取水口に到達せず、海水ポンプに必要な通水性が損なわれることはない。さらに、万一、防波堤に衝突する等により沈降した場合においても、以下に示す取水口呑口の断面寸法並びに非常用海水冷却系に必要な通水量及び作業船の寸法から、その接近により取水口が閉塞し、非常用海水冷却系に必要な取水口及び取水管の通水性に影響を及ぼさないと評価した。

一方、海域活断層から想定される地震による津波の施設護岸又は防波壁位置における入力津波高さはEL 4.2mであり、輪谷湾内の津波防護施設のEL 4.2m以下の部位に到達する可能性がある。

〈作業船の取水路通水性に与える影響に関わる諸元〉

○取水口呑口断面寸法(図 4.2.1.4-5)

- ・高さ：3.0m
- ・幅：17m

○非常用海水冷却系必要通水量

- ・通常時（循環水系）の5%未満

注：循環水系の定格流量約 3370m³/分に対して非常用海水冷却系の定格流量は約 150m³/分(ポンプ全台運転)

○作業船寸法(総トン数約 10 トンの作業船代表例)

- ・長さ：約 10m
- ・幅：約 4m
- ・喫水：約 1.5m
- ・水面下断面積：約 15m²（長手方向）

以上より、作業船は非常用海水冷却系に必要な2号機の取水口及び取水管の通水性に影響を及ぼす漂流物とはならないものと評価する。

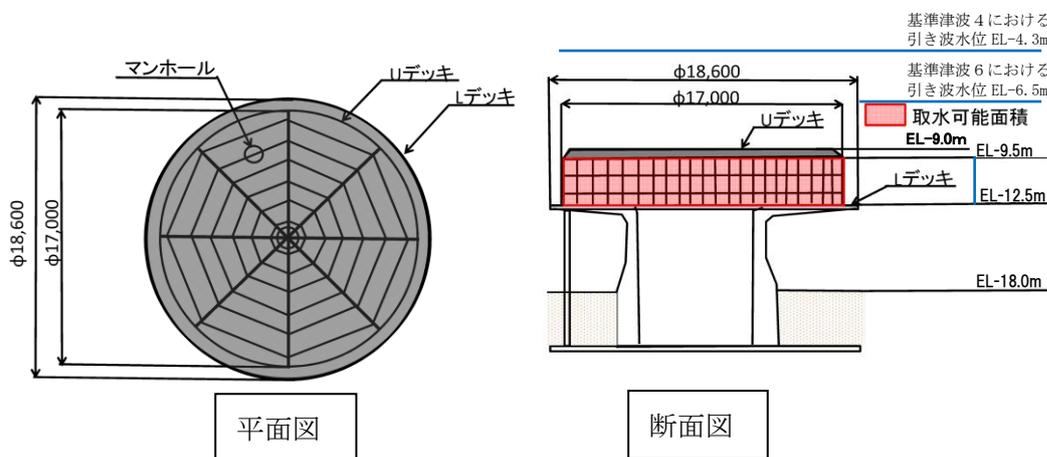


図 4.2.1.4-5 取水口呑口概要図

③貨物船等

定期的に来航する作業船のほか、設備、資機材等の搬出入のための貨物船等が不定期に停泊する。これらの貨物船等については、入港する前までに、津波警報等発令時には、原則、緊急退避する緊急時対応マニュアルを整備し、緊急退避の実効性を確認することにより、日本海東縁部に想定される地震による津波に対しては、緊急退避が可能である。時間的な余裕がない海域活断層から想定される地震による津波に対しては、入港する前

までに、津波時には漂流物とならない係留方法を策定し、係留することから、取水口及び取水管の通水性に影響を及ぼすことはない(津波時に漂流物とならない係留ができない貨物船等は用いないこととする)。

④漁船

輪谷湾内では、図 4.2.1.4-9 に示す通り、年に 5 回程度、漁船 (4 隻、総トン数 0.4 ~0.7 トン) が操業する。大津波警報発令時には、「災害に強い漁業地域づくりガイドライン (水産庁 (平成 24 年 3 月))」において、沖合に退避すると記載されており、津波来襲まで時間的に余裕のある日本海東縁部に想定される地震による津波に対しては、沖合に退避すると考えられるが、漁船が航行不能となった場合には漂流物となり、輪谷湾に面する津波防護施設に到達する可能性がある。ただし、その場合においても、図 4.2.1.4-5 に示すとおり、日本海東縁部に想定される地震による津波の取水口位置における入力津波高さ (引き波) は EL-6.5m であり、取水口呑口の高さは EL-9.5m と十分に低く、漁船は取水口上部の水面に留まることから、取水口に到達せず、海水ポンプに必要な通水性が損なわれることはない。

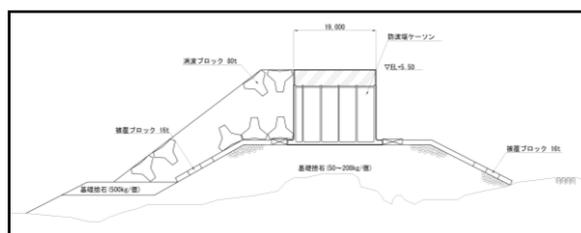
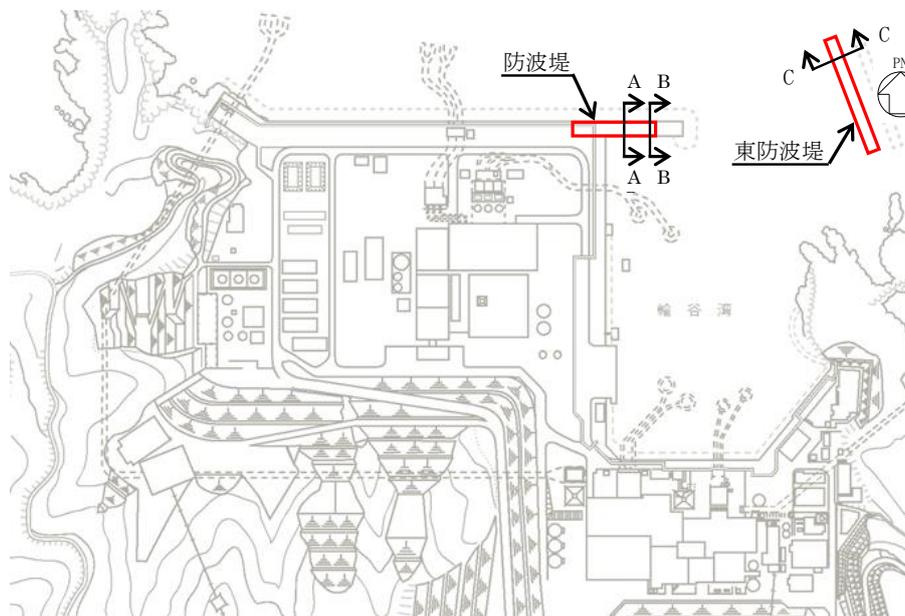
海域活断層から想定される地震による津波に対しては輪谷湾内で漂流物となり、輪谷湾に面する津波防護施設の EL 4.2m 以下の部分に到達する可能性がある。ただし、漂流した場合においても、図 4.2.1.4-5 に示すとおり、海域活断層から想定される地震による津波の取水口位置における入力津波高さ (引き波) は EL-4.3m であり、取水口呑口の高さは EL-9.5m と十分に低く、漁船は取水口上部の水面に留まることから、取水口に到達せず、海水ポンプに必要な通水性が損なわれることはない。

さらに、万一、防波堤に衝突する等により沈降した場合においても、図 4.2.1.4-5 に示す取水口呑口の断面寸法及び非常用海水冷却系に必要な通水量及び漁船の寸法から、その接近により取水口が閉塞し、非常用海水冷却系に必要な取水口及び取水管の通水性に影響を及ぼさないと評価した。

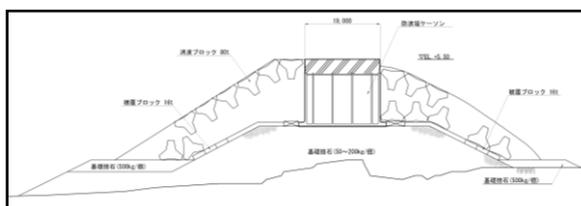
⑤防波堤

防波堤の配置及び構造概要を図 4.2.1.4-6 に示す。

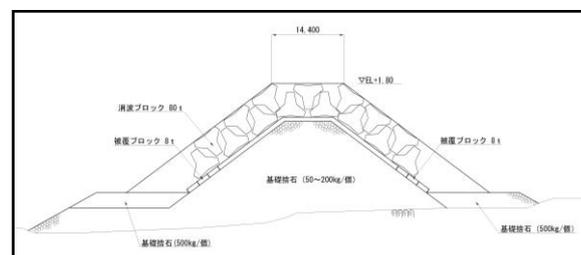
図に示されるとおり、防波堤と東防波堤から成り、ケーソン式混成堤と混成傾斜堤により構成されている。2号機の取水口との位置関係としては、取水口から最短約 340m の位置に防波堤 (ケーソン式混成堤) が配置されている。



防波堤 標準部 (A-A 断面)



防波堤 堤頭部 (B-B 断面)



東防波堤 標準部 (C-C 断面)

図 4.2.1.4-6 防波堤の配置及び構造概要

防波堤と2号機の取水口との間には最短で約340mの距離があるが、防波堤は津波影響軽減施設として設計しているものではないため、地震や津波波力、津波時の越流による洗掘により漂流・滑動する可能性について検討する。

漂流に対する評価として、図4.2.1.4-6に示す防波堤の主たる構成要素である防波堤ケーソン、消波ブロック、被覆ブロック及び基礎捨石は海水の比重より大きいことから、漂流して取水口に到達することはない。

また、損傷した状態で津波による流圧力を受けることにより、滑動する可能性があるが、防波堤近傍の津波流速(3m/s)に対して安全側に発電所近傍の最大流速(10m/s)を用いて安定質量の評価を行うと、コンクリートの安定質量は約195t、石材の安定質量は188tと算定される。これに対し、防波堤ケーソンを除く消波ブロック、被覆ブロック及び基礎捨石は、安定質量を有しないことから、滑動すると評価する。

滑動すると評価した防波堤構成要素のうち、消波ブロック及び被覆ブロックについては、イスバッシュ式より安定流速がそれぞれ8.6m/s、5.8~6.5m/sと算出されており、安定流速を上回る取水口への連続的な流れが発生していないこと、防波堤から2号機取水口との間に距離があることから取水口に到達することはない。

なお、50kg~500kg程度の基礎捨石については、被覆ブロック等の下層に敷かれていること、2号機の取水口との間に距離があること、港湾内に沈んだ場合においても海底面から取水口呑口下端まで5.5mの高さがあることを考えると、津波により滑動、転動し、取水口に到達することはない。

以上より、防波堤は地震あるいは津波により損傷した場合においても、非常用海水冷却系に必要な2号機の取水口及び取水管の通水性に影響を及ぼすことはないものと評価する。

⑥護岸

護岸の配置及び構造概要を図4.2.1.4-7に示す。

図に示されるとおり、護岸前面は消波ブロック、被覆石及び捨石により構成されている。

2号機の取水口との位置関係としては、取水口から最短約75mの位置に護岸が配置されている。

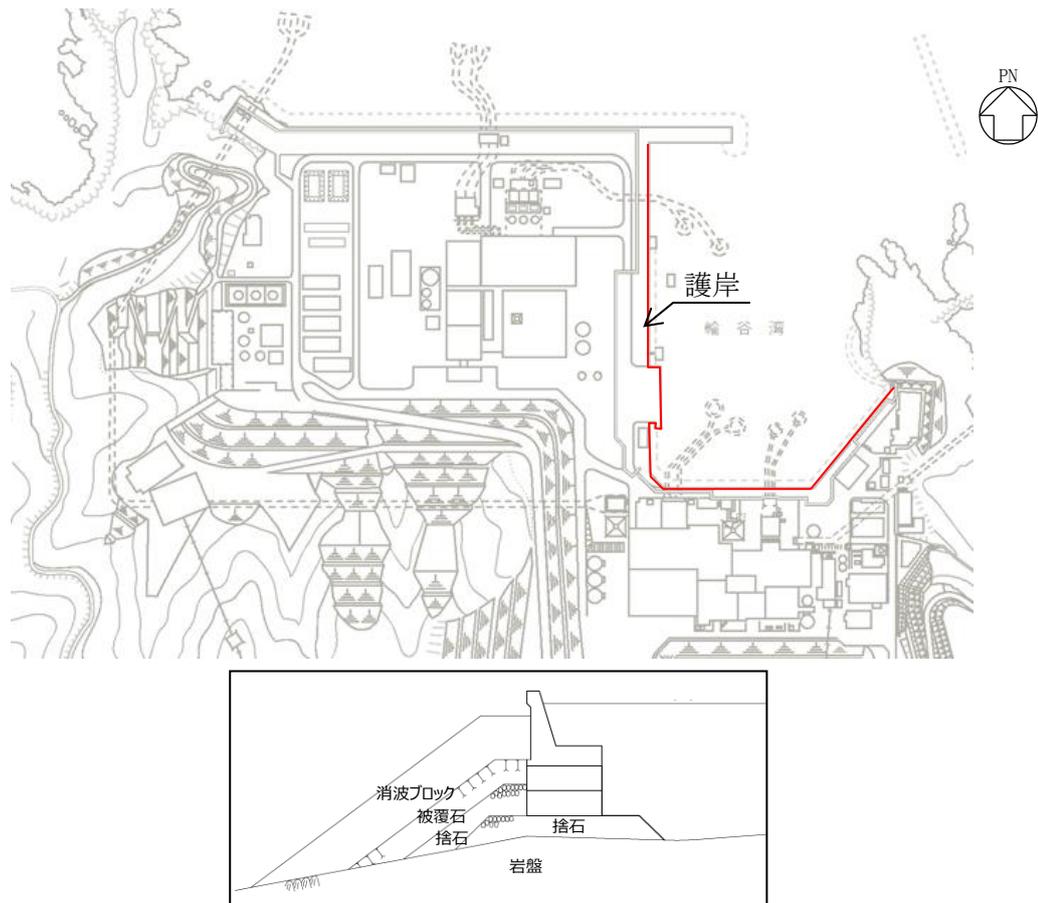


図 4.2.1.4-7 護岸の配置及び構造概要

護岸と2号機の取水口との間には最短で約75mの距離があるが、地震や津波波力により漂流・滑動する可能性がある。

漂流に対する評価として、消波ブロック、被覆石及び捨石は海水の比重より大きいことから、漂流して取水口に到達することはない。

また、護岸近傍の津波流速(7m/s)に対して安全側に発電所近傍の最大流速(10m/s)を用いて安定質量の評価を行うと、コンクリートの安定質量は約195t、石材の安定質量は188tと算定される。護岸の主たる構成要素である消波ブロック、被覆石及び捨石はいずれも安定質量を有しないことから、滑動すると評価する。

港湾内に沈んだ場合においても、海底面から取水口呑口下端まで5.5mの高さがあることから、消波ブロック、被覆石及び捨石が取水口に到達することはないと評価した。また、防波壁東端部付近に落石を確認しているが、落石は消波ブロック(12.5t)より小さく、上記と同様な評価となる。

以上より、護岸は地震あるいは津波により損傷した場合においても、非常用海水冷却系に必要な2号機の取水口及び取水管の通水性に影響を及ぼすことはないものと評価する。

これらの評価結果について、表4.2.1.4-1にまとめて示す。

＜安定質量の試算＞

「港湾の施設の技術上の基準・同解説」¹⁾の流れに対する被覆材の所要質量の評価手法に基づき、発電所近傍の最大流速の条件（4.1より最大約10m/s）における安定質量を算定すると下表の結果となる。

これより、コンクリート塊については質量が195t程度、石材については質量が188t程度あれば安定することが分かる。

なお、本手法は石を別の石の上に乗せた状態における流圧力と摩擦力の釣り合い式及び流圧力と重力によるモーメントの釣り合い式から導出されている²⁾。津波により損傷した防波堤は本手法の想定状態と類似していると考えられ、本手法を適用できる。

港湾の施設の技術上の基準・同解説（抜粋）

1. 7. 3 流れに対する被覆石及びブロックの所要質量

(1) 一般

水の流れに対するマウンドの捨石等の被覆材の所要質量は、一般的に、適切な水理模型実験又は次式によって算定することができる。式中において、記号 γ はその添字に関する部分係数であり、添字 k 及び d はそれぞれ特性値及び設計用値を示す。

$$M_d = \frac{\pi \rho_r U_d^6}{48 g^3 (\gamma_d)^6 (S_r - 1)^3 (\cos \theta - \sin \theta)^3} \quad (1.7.18)$$

ここに、

M ：捨石等の安定質量 (t)

ρ_r ：捨石等の密度 (t/m³)

U ：捨石等の上面における水の流れの速度 (m/s)

g ：重力加速度 (m/s²)

γ ：イスバッシュ(Isbash)の定数(埋め込まれた石にあつては1.20,露出した石にあつては0.86)

S_r ：捨石等の水に対する比重

θ ：水路床の軸方向の斜面の勾配 (°)

条件：①津波流速 U ：10m/s

②重力加速度 g ：9.8m/s²

③イスバッシュの定数 γ ：0.86

④斜面の勾配：0.0°

材料	ρ (t/m ³)	S_r	M (t)
コンクリート	2.34* ¹	2.27	195
石材	2.36	2.29* ²	188

注記*1：コンクリートの密度は道路橋示方書・同解説より設定

*2：石材の比重は港湾の施設の技術上の基準・同解説より設定

参考文献

1) (社)日本港湾協会：港湾の施設の技術上の基準・同解説（下巻），pp.561, 2007.

2) 三井順, 松本朗, 半沢稔：イスバッシュ式の導出過程と防波堤を越流する津波への適用性, 土木学会論文集 B2 (海岸工学), Vol. 71, No. 2, pp. I_1063-I_1068, 2015.

表 4.2.1.4-1 漂流物評価結果（発電所構内海域（輪谷湾））

No.	分類	名称	総トン数	Step1（漂流する可能性） 検討結果		Step2 （到達する可能性）	Step3 （閉塞する可能性）	評価		
				比重						
①		燃料等輸送船	約 5,000 トン	【判断基準:d】 日本海東縁部に想定される地震による津波に対しては、緊急退避に係る手順が整備されており緊急退避の実効性を確認した。また、海域活断層に想定される地震による津波に対しては、荷揚場に係留することから漂流物とならない。	-	-	-	I		
									温排水影響調査作業船	約 10 トン
									人工リーフ海藻草調査作業船 格子状定緑水温測定作業船	約 3～6 トン 約 3 トン
②	船舶	港漏油拡散防止業務作業船	1 トン未満～ 約 10 トン	日本海東縁部に想定される地震による津波に対しては、緊急退避に係る手順を整備し、緊急退避の実効性を確認する。一方、海域活断層に想定される地震による津波に対しては、緊急退避できず、輪谷湾内で漂流する可能性がある。	-	【判断基準:h】 漂流した場合においても、取水口上部の水面に留まることから、取水口に到達しない。	-	III (IV)		
		環境試料採取作業船	1 トン未満～ 約 3 トン							
		海象計点検作業船	約 2～10 トン							
		使用済燃料の輸送に伴う作業船	約 2～10 トン							
		フラップゲート点検作業船	約 7 トン							
③		貨物船等 （不定期に來航する船舶）	-	【判断基準:d】 日本海東縁部に想定される地震による津波に対しては、緊急退避に係る手順を整備し、緊急退避の実効性を確認する。海域活断層から想定される地震による津波に対しては、入港する前までに、津波時に漂流物とならない係留方法を策定し、係留することから漂流物とならない（津波時に漂流物とならない係留ができない貨物船等は用いないこととする）。	-	-	-	I		

表 4.2.1.4-1 漂流物評価結果（発電所構内海域（輪谷湾））

No.	分類	名称	質量	Step1(漂流する可能性)			Step2 (到達する可能性)	Step3 (閉塞する可能性)	評価
				漂流		滑動			
				検討結果	比重*				
④	船舶	漁船	約0.4~0.7トン	大津波警報発令時には、「災害に強い漁業地域づくりガイドライン（水産庁（平成24年3月））」において、沖合に退避すると記載されており、津波来襲まで時間的に余裕のある日本海東縁部に想定される地震による津波に対しては、沖合に退避すると考えられるが、漁船が航行不能となった場合を想定し、漂流物となるものとして評価。 海域活断層から想定される地震による津波に対しては、漂流する可能性があるものとして評価。	—	—	【判断基準:h】 漂流した場合においても、取水口上部の水面に留まることから、取水口に到達しない。	— （【判断基準:i】 万一、防波堤に衝突する等により沈降した場合においても、漁船の最大規模は約0.7トン（総トン数は約10トンの作業船より小さく、取水口の取水面積は十分に大きいことから、取水口を閉塞する可能性はない。）	III (IV)
⑤	防波堤	防波堤 ケーソン	10,000t 以上	【判断基準:b】 当該設備と海水の比重を比較した結果、漂流物とはならない。	コンクリート比重 【2.27】	【判断基準:f】 発電所近傍の最大流速10.0m/sに対して、当該設備の安定流速は19.2m/s以上であることから、滑動しない。	—	—	II

注記*：コンクリートの比重は道路橋示方書・同解説より設定、石材の比重は港湾の施設の技術上の基準・同解説より設定

表 4.2.1.4-1 漂流物評価結果（発電所構内海域（輪谷湾））

No.	分類	名称	質量	Step1 (漂流する可能性)			Step2 (到達する可能性)	Step3 (閉塞する可能性)	評価	
				漂流		滑動				
				検討結果	比重*					
⑤	防波堤	消波ブロック	80t	【判断基準・b】 当該設備と海水の比重を比較した結果、漂流物とはならない。	コンクリート比重 【2.27】	発電所近傍の最大流速10.0m/sに対して、当該設備の安定流速はそれぞれ、8.6m/s, 5.8~6.5m/s, 2.5~3.7m/s であることから、滑動する。	【判断基準・g】 安定流速を上回る取水口への連続的な流れは確認されないことから取水口へ到達しない。	-	III	
		被覆ブロック	8~16t		石材比重 【2.29】					【判断基準・h】 港湾内に沈んだ場合においても、海底面から5.5mの高さがある取水口に到達することはない。
		基礎捨石	50~500kg							
⑥	護岸	消波ブロック	12.5t	【判断基準・b】 当該設備と海水の比重を比較した結果、漂流物とはならない。	コンクリート比重 【2.27】	発電所近傍の最大流速10.0m/sに対して、当該設備の安定流速はそれぞれ、6.3m/s, 4.4m/s, 2.3m/s以上であることから、滑動する。	【判断基準・h】 港湾内に沈んだ場合においても、海底面から5.5mの高さがある取水口に到達することはない。	-	III	
		被覆石	1.5t		石材比重 【2.29】					
		捨石	30kg以上		石材比重 【2.29】					

注記*：コンクリートの比重は道路橋示方書・同解説より設定、石材の比重は港湾の施設の技術上の基準・同解説より設定

b. 発電所構内陸域における評価

本調査範囲（構内・陸域）は防波壁外側の津波遡上域である荷揚場周辺である。図4.2.1.3-1に示した本調査範囲にある漂流物となる可能性のある施設・設備等は、大別すると、表4.2.1.4-2のように分類でき、評価はこの施設・設備等の分類ごとに行った。抽出した設備を図4.2.1.4-8に示す。なお、荷揚場作業に係る車両・資機材については、添付資料2に示すとおり漂流物になることはない。

表 4.2.1.4-2 荷揚場にある漂流物となる可能性のある施設・設備等の分類

分類		漂流物となる可能性のある施設・設備
No.	種類	
①	鉄骨造建物	荷揚場詰所
		デリッククレーン巻上装置建物
②	機器類	キャスク取扱収納庫
		デリッククレーン
		デリッククレーン荷重試験用品①
		デリッククレーン荷重試験用品②
		デリッククレーン荷重試験用品③
		デリッククレーン荷重試験用ウエイト
		オイルフェンスドラム・オイルフェンス
		変圧器盤・ポンプ制御盤①
		変圧器盤・ポンプ制御盤②
		変圧器盤・ポンプ制御盤③
③	その他 漂流物になり 得る物	防舷材（フォーム式）
		防舷材（空気式）
		エアコン室外機
		電柱・電灯
		枕木
		H型鋼
		廃材箱
		フェンス
案内板		

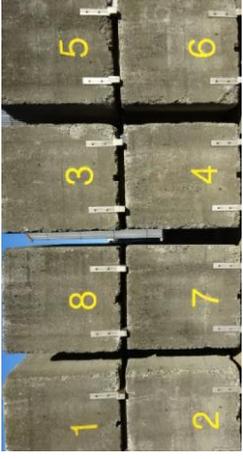
	<p>荷揚場詰所</p>		<p>デリッククレーン巻上装置建物</p>		<p>キャスク取扱収納庫</p>		<p>デリッククレーン</p>
				<p>デリッククレーン荷重試験用品①</p>	<p>デリッククレーン荷重試験用品②</p>	<p>デリッククレーン荷重試験用品③</p>	<p>デリッククレーン荷重試験用ウエイト</p>

図 4.2.1.4-8(1) 荷揚場周辺にある漂流物となる可能性のある施設・設備

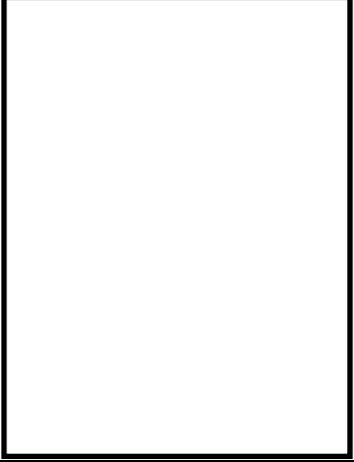
	<p>オイルフェンスドラム・ オイルフェンス</p>		<p>変圧器盤・ポンプ制御盤①</p>		<p>防舷材 (空気式)</p>		<p>変圧器盤・ポンプ制御盤②</p>		<p>エアコン室外機</p>		<p>変圧器盤・ポンプ制御盤③</p>		<p>電柱・電灯</p>
-------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------	---------------------	--------------------------------------------------------------------------------------	------------------	-----------------------------------------------------------------------------------	---------------------	------------------------------------------------------------------------------------	----------------	-----------------------------------------------------------------------------------	---------------------	------------------------------------------------------------------------------------	--------------

図 4.2.1.4-8 (2) 荷揚場周辺にある漂流物となる可能性のある施設・設備

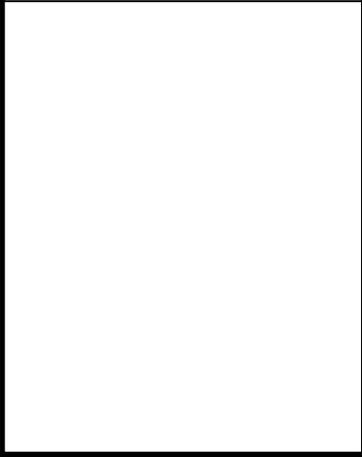
				<p data-bbox="619 1711 655 1778">枕木</p>  <p data-bbox="1059 1697 1096 1792">案内板</p>	<p data-bbox="619 1267 655 1357">H型鋼</p>	<p data-bbox="619 855 655 945">廢材箱</p>	<p data-bbox="619 371 655 483">フェンス</p>
-------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------	----------------------------------------	-----------------------------------------

図 4.2.1.4-8(3) 荷揚場周辺にある漂流物となる可能性のある施設・設備

漂流物となる可能性のある施設・設備等として抽出されたもののうち、図 4.2.1.3-2 に示す漂流物の選定・影響確認フローに従って、漂流する可能性(Step1)、到達する可能性(Step2)及び閉塞する可能性 (Step3) の検討を行い、取水性への影響を評価した。

なお、調査範囲（発電所構内陸域）については、漂流する可能性 (Step1) において、滑動する可能性の検討を実施する。滑動する可能性を検討する上で用いる流速は、荷揚場における最大流速 11.9m/s とする（4.1 参照）。また、評価にあたっては、発電所構内（海域）における評価において示したイスバッシュ式を用いた。

①鉄骨造建物

荷揚場詰所及びデリッククレーン巻上装置建物は、鉄骨造の建物で、扉や窓等の開口部及び壁材は地震又は津波波力により破損して気密性が喪失し、施設内部に津波が流入すると考えられる。また、東北地方太平洋沖地震に伴う津波の漂流物の実績から、鉄骨造の建物は津波波力により壁材等が施設本体から分離して漂流物となったが建物自体は漂流していないこと、主材料である鋼材の比重（7.85）が海水の比重

（1.03）を上回っていることから、施設本体は漂流物とはならないと評価した。また、施設本体の滑動についても、施設本体が鉄骨であり、津波の波力を受けにくい構造であること、東北地方太平洋沖地震に伴う津波の漂流物の実績でも鉄骨造の建物本体が漂流していないことから、滑動しないと評価した。一方、施設本体から分離した壁材等については、がれき化して漂流物となる可能性があるが、比重が海水比重を下回る物は、取水口上部の水面に留まることから、水中にある取水口に到達することはなく、比重が海水比重を上回る物は、津波波力を受けにくい構造であることから、滑動しないと評価した。

②機器類

キャスク取扱収納庫については安全対策工事完了時までに津波遡上域から撤去するため、取水性に影響しない。

デリッククレーン及びデリッククレーン荷重試験用品①～③については、主材料である鋼材の比重（7.85）と海水比重（1.03）を比較した結果、当該設備の比重の方が大きいことから漂流物とならないと評価した。また、滑動については、当該設備は線状構造であり、津波波力を受けにくい構造であることから、滑動しないと評価した。

デリッククレーン荷重試験用ウエイトについては、主材料であるコンクリートの比重（2.34）と海水比重（1.03）を比較した結果、当該設備の比重の方が大きいことから漂流物とならないと評価した。また、滑動については、荷揚場における最大流速 11.9m/s に対し、安定流速が 6.9m/s であったことから、滑動すると評価した。ただし、滑動し港湾内に沈んだ場合においても、海底面から取水口呑口下端まで 5.5m の高さがあることから、本設備の形状（高さ約 1.5m×長さ約 3m×幅 1.25m）を考慮すると取水口に到達することはないと評価した。

オイルフェンスドラム・オイルフェンスについては、主材料である鋼材の比重（7.85）と海水比重（1.03）を比較した結果、当該設備の比重の方が大きいことから

漂流物とならないと評価した。また、滑動については、当該設備は格子状の構造であり、津波波力を受けにくい構造であることから、滑動しないと評価した。

変圧器盤・ポンプ制御盤①～③については、主材料である鋼材の比重（7.85）と海水比重（1.03）を比較した結果、当該設備の比重の方が大きいことから漂流物とならないと評価した。また、滑動については、軽量物であることから、滑動すると評価した。ただし、滑動した場合においても、港湾内に沈むため、海底面から取水口呑口下端まで5.5mの高さを有する取水口に到達することはないと評価した。

③その他漂流物になり得る物品

防舷材（フォーム式及び空気式）については、重量が比較的軽く気密性があるため、漂流物となると評価した。ただし、気密性があり漂流物となるものは、取水口上部の水面に留まるため、取水口に到達することはないと評価した。

エアコン室外機については、主材料である鋼材の比重（7.85）と海水比重（1.03）を比較した結果、当該設備の比重の方が大きいことから、漂流物とならないと評価した。また、滑動については、軽量物であることから、滑動すると評価した。ただし、滑動した場合においても、港湾内に沈むため、海底面から取水口呑口下端まで5.5mの高さを有する取水口に到達することはないと評価した。

電柱、電灯等については、主材料であるコンクリートの比重（2.34）と海水比重（1.03）を比較した結果、当該設備の比重の方が大きいことから漂流物とならないと評価した。また、滑動については、当該設備は細長い円筒形の構造であり、津波波力を受けにくい構造であることから、滑動しないと評価した。

枕木については、主材料である木の比重（1以下）と海水比重（1.03）を比較した結果、漂流物となると評価した。ただし、漂流物した場合においても、取水口上部の水面に留まるため、取水口に到達することはないと評価した。

H型鋼、廃材箱及び案内板については、安全対策工事完了時まで津波遡上域から撤去するため、取水性に影響しない。

フェンスについては、主材料である鋼材の比重（7.85）と海水比重（1.03）を比較した結果、当該設備の比重の方が大きいことから、漂流物とならないと評価した。また、滑動については、当該設備は格子状の構造であり、津波波力を受けにくい構造であることから、滑動しないと評価した。

以上の評価を表4.2.1.4-3にまとめて示す。

表 4.2.1.4-3(1) 漂流物評価結果 (発電所構内陸域) (Step1)

No.	評価分類	種類	名称	主材料	質量	Step1			評価	
						漂流		滑動		
						検討結果	比重	設置場所		検討結果
1	①	鉄骨造 建物	荷揚場 詰所	施設本体 (鋼材) 壁材 (ALC版)	-	【判断基準:b, c】 扉や窓等の開口部及び壁材等が地震又は津波波力により破損して気密性が喪失し, 施設内部に津波が流入する。施設本体については, 主材料である鋼材の比重から漂流物とはならない。また, 壁材 (スレート) は海水の比重と比較した結果, 漂流物とはならない。	《施設本体》 鋼材比重 【7.85】	【判断基準:e】 施設本体 (鉄骨のみ) は, 津波波力を受けにくい構造であるとともに, 3.11 地震に伴う津波の実績から滑動しない。	II	
						一方, 海水比重を下回る壁材 (ALC版) については漂流する可能性がある。	《施設本体以外》 ALC 版比重 【0.65】			発電所敷地内
2			デリッククレーン巻上装置建物	施設本体 (鋼材) 壁材 (スレート)	-		《施設本体以外》 スレート比重 【1.5】	【判断基準:e】 津波波力を受けにくい構造であることから, 滑動しない。	II	

表 4.2.1.4-3(2) 漂流物評価結果（発電所構内陸域）(Step1)

No.	評価分類	種類	名称	主材料	質量	Step1			評価	
						漂流		滑動		
3			キャスク 取扱収納庫	鋼材	カバー部： 約 4.3t 定盤部： 約 7.9t	安全対策工事了時までに津波遡上 域から撤去することから、取水性に影 響しない。	—	—	I	
4			デリック クレーン	鋼材	約 144 t	【判断基準:b】 当該設備の比重と海水の比重を比較 した結果、漂流物とはならない。	鋼材比重 【7.85】	発電所 敷地内	【判断基準:e】 線状構造であり、津波波 力を受けにくいため、滑 動しない。	II
5	②	機器類	試験用品①	鋼材	約 6.2t	【判断基準:b】 当該設備の比重と海水の比重を比較 した結果、漂流物とはならない。	鋼材比重 【7.85】	発電所 敷地内	【判断基準:e】 線状構造であり、津波波 力を受けにくいため、滑 動しない。	II
6			試験用品②		約 11t					
7			試験用品③		—					
8			試験用 ウエイト	コンク リート	約 22t	【判断基準:b】 当該設備の比重と海水の比重を比較 した結果、漂流物とはならない。	コンクリ ート比重 【2.34】	発電所 敷地内	荷揚場における最大流速 11.9m/s に対して、当該設 備の安定流速は 6.95m/s であることから、滑動す る。	Step2 (滑動)

表 4.2.1.4-3(3) 漂流物評価結果 (発電所構内陸域) (Step1)

No.	評価分類	種類	名称	主材料	質量	Step1				評価
						漂流		滑動		
9			オイルフェン スドラム・オ イルフェンス	鋼材	約 3.8t	【判断基準:b】 当該設備の比重と海水の比重を比較 した結果、漂流物とはならない。	鋼材比重 【7.85】	発電所 敷地内	【判断基準:e】 格子状の構造であり、 津波波力を受けにくい ため、滑動しない。	II
10		機器類	変圧器・ポン プ制御盤①	鋼材	約 0.1t	【判断基準:b】 当該設備の比重と海水の比重を比較 した結果、漂流物とはならない。	鋼材比重 【7.85】	発電所 敷地内		Step2 (滑動)
11	変圧器・ポン プ制御盤②		—							
12	変圧器・ポン プ制御盤③		約 0.04t							
13	その他 漂流物 となり 得る物		防舷材 (フォーム 式)	ゴム	約 1t	重量が比較的軽く、気密性があるた め、漂流する可能性があるとして評 価。	—	発電所 敷地内	—	Step2 (漂流)
14			防舷材 (空気式)	ゴム	約 0.5t					

表 4.2.1.4-3(4) 漂流物評価結果（発電所構内陸域）(Step1)

No.	評価分類	種類	名称	主材料	質量	Step1			評価	
						漂流		滑動		
15			エアコン 室外機	鋼製	約 0.2t	【判断基準:b】 当該設備の比重と海水の比重を比較した結果、漂流物とはならない。	鋼材比重 【7.85】	発電所 敷地内	軽量であり、滑動する ものとして評価した。	Step2 (滑動)
16		その他 漂流物	電柱・電灯	コンク リート	約 0.1t	【判断基準:b】 当該設備の比重と海水の比重を比較した結果、漂流物とはならない。	コンクリート比 重 【2.34】	発電所 敷地内	【判断基準:e】 細長い円筒形の構造で あり、津波波力を受け にくいため、滑動しな い。	II
17	③	となり 得る物	枕木	木	約 12kg	当該設備の比重と海水の比重を比較した結果、漂流する可能性がある。	木材比重 【1以下】	発電所 敷地内	—	Step2 (漂流)
18			H型鋼	鋼製	約 0.4t	安全対策工事完了時までに津波遡上 域から撤去することから、取水性に影 響しない。	—	—	—	I
19			廃材箱	鋼製	約 0.9t	安全対策工事完了時までに津波遡上 域から撤去することから、取水性に影 響しない。	—	—	—	I

表 4.2.1.4-3(5) 漂流物評価結果（発電所構内陸域）(Step1)

No.	評価分類	種類	名称	主材料	質量	Step1			評価	
						漂流		滑動		
20	③	その他漂流物となり得る物	フェンス	鋼製	約 10kg	【判断基準:b】 当該設備の比重と海水の比重を比較した結果、漂流物とはならない。	鋼材比重 【7.85】	発電所敷地内	【判断基準:e】 格子状の構造であり、津波波力を受けにくいため、滑動しない。	II
			案内板	コンクリート	約 60 kg	安全対策工事完了時まで津波遡上域から撤去することから、取水性に影響しない。	—	—	I	

表 4.2.1.4-3(6) 漂流物評価結果 (発電所構内陸域) (Step2~3)

No.	評価分類	種類	名称	主材料	Step1の結果	Step2 (到達する可能性)	Step3 (閉塞する可能性)	評価
1	①	鉄骨造 建物	荷揚場 語所	施設本体 (鋼材) 壁材 (ALC版)	地震又は津波波力により施設 本体から分離した海水比重を 下回る壁材については、がれき 化して漂流物となる。	【判断基準 h】 想定する壁材については、がれき化 して漂流物となる可能性があるが、 取水口上部の水面に留まることか ら、水中にある取水口に到達しな い。	—	III
8			デリックク レーン試験用 ウエイト	コンクリート	荷揚場における最大流速 11.9m/s に対して、当該設備の 安定流速は 6.9m/s であること から、滑動する。	【判断基準 h】 滑動し港湾内に沈んだ場合におい ても、海底面から 5.5m の高さがあ る取水口に到達することはない。	—	III
10	②	機器類	変圧器・ポンプ 制御盤①	鋼材	軽量であり、滑動するとして評 価。	【判断基準:i】 滑動し港湾内に沈んだ場合におい ても、海底面から 5.5m の高さを有 する取水口に到達することはない。 い。	—	III
11		変圧器・ポンプ 制御盤②						
12		変圧器・ポンプ 制御盤③						

表 4.2.1.4-3(7) 漂流物評価結果 (発電所構内陸域) (Step2~3)

No.	評価分類	種類	名称	主材料	Step1の結果	Step2 (到達する可能性)	Step3 (閉塞する可能性)	評価
13	③	その他 漂流物 となり 得る物	防舷材 (フォーム 式)	ゴム	重量が比較的軽く、気密 性があるため、漂流する 可能性があるものとして 評価。	【判断基準 i】 気密性があり漂流物となる設備 は、取水口上部の水面に留まる ため、取水口に到達しない。	-	III
14			防舷材 (空気式)	ゴム				
15			エアコン 室外機	鋼製	軽量であり、滑動すると して評価。	【判断基準:i】 滑動し港湾内に沈んだ場合にお いても、海底面から5.5mの高さ を有する取水口に到達すること はない。	-	III
17		枕木	木	当該設備の比重と海水の 比重を比較した結果、漂 流する可能性があるもの として評価。	【判断基準 i】 取水口上部の水面に留まるた め、取水口に到達しない。	-	III	

(2) 発電所構外における評価

a. 発電所構外海域における評価

調査範囲内にある港湾施設としては、発電所西方1 km程度に片匂（かたく）漁港、発電所西方2 km程度に手結（たゆ）漁港、南西2 km程度に恵曇（えとも）漁港、東方3 km及び4 km程度に御津（みつ）漁港、大芦（おわし）漁港があり、漁船が停泊している。

また、発電所から2 kmから3 km程度離れた位置に定置網の設置海域がある。

この他に調査範囲内を航行し得る船舶として発電所から3.5 km以内に漁船等の総トン数30トン程度の比較的小型な船舶が、3.5 km以遠に巡視船、引き船、タンカー、貨物船等の総トン数100トンを超える比較的大型な船舶が挙げられた。

さらに、(1) a. 発電所構内海域（輪谷湾）における評価で抽出した作業船についても、輪谷湾外でも作業を実施することから、ここでも抽出した。

抽出された発電所構外海域の船舶等を表4.2.1.4-4に、周辺漁港への聞き取り調査により確認した発電所沿岸で操業する漁船とその操業区域を表4.2.1.4-5及び図4.2.1.4-9に、発電所沖合で操業する漁船（総トン数10トン以上）とその位置を表4.2.1.4-6及び図4.2.1.4-10に示す。発電所沿岸で操業する漁船は、以下の理由から施設護岸から約500m以内と以遠の2つに区分した。

- ・水深が深くなるにつれ、流速が小さくなる傾向があり、施設護岸から50m以内（水深20m程度）で比較的速い5m/s程度の流速が確認され [図4.2.1.4-11(1)(2)], 施設護岸から500m程度（水深40m程度）の位置では流速が1m/s程度 [図4.2.1.4-11(3)] となっている（添付資料1）。

2号機の取水口及び取水管の通水性に与える影響を、図4.2.1.3-2に示すフローにより評価した。また、発電所周辺の漁港の漁船については、漁港に停泊する場合、発電所沿岸及び沖合で操業する場合、各々について津波が発生した場合の影響を評価した。

なお、潜戸（くけど）に観光遊覧船航路があるが、航路上の最も接近する位置でも発電所から5 km以上の距離があり、調査範囲内を航行するものではない。

表 4.2.1.4-4 発電所構外海域における漂流物調査結果

No.	名称	種類	設置箇所	発電所からの距離	総トン数
①	漁船	船舶	片句漁港（停泊）	西方約 1km	最大約 10 トン
			手結漁港（停泊）	西方約 2km	最大約 10 トン
			恵曇漁港（停泊）	南西約 2km	最大約 19 トン
			御津漁港（停泊）	東方約 3km	最大約 12 トン
			大芦漁港（停泊）	東方約 4km	最大約 3 トン
②*1	漁船	船舶	前面海域（航行）	3.5km 以内	約 30 トン*2
	プレジャーボート	船舶			約 30 トン*3
	巡視船	船舶		3.5km 以遠	約 2,000 トン*4
	引き船	船舶			約 200 トン*4
	タンカー	船舶			約 1000~2000 トン*4
	貨物船	船舶			約 500~2500 トン*4
	帆船	船舶			約 100 トン*4
③	定置網	漁具	前面海域	西方約 2km	—
				東方約 3km	—
④	作業船*5	船舶	港湾外周辺	—	最大約 10 トン

注記*1：海上保安庁への聞取調査結果（平成 30 年 1 月～平成 30 年 12 月実績）を含む。

*2：船種・船体長から「漁港，漁場の施設の設計参考図書」に基づき算定する。

*3：プレジャーボートは船体長が不明であることから，「漁港，漁場の施設の設計参考図書」に示される最大排水トン数とした。

*4：船種・船体長から「港湾の施設の技術上の基準・同解説」に基づき算定する。

*5：発電所構内海域（輪谷湾）における評価で抽出した作業船と同じである。

表 4.2.1.4-5 発電所沿岸で操業する漁船

名称	施設 護岸 から の距 離	目的	漁港	総トン数 (質量)	数量 (隻)	備考	
漁船	約 500m 以内	サザエ網・ カナギ漁	片句漁港	1 トン未満 (3t 未満)	13	輪谷湾内で 4 隻 (0.4~0.7 トン (5回/年)) が操業	
		サザエ網・ 採貝藻漁	御津漁港	1 トン未満 (3t 未満)	18		
				2 トン未満 (6t 未満)	6		
				1 トン未満 (3t 未満)	13		
	かご漁		3 トン未満 (9t 未満)	1			
	約 500m 以遠	わかめ養殖	片句漁港	1 トン未満 (3t 未満)	7		
		イカ釣り漁		5 トン未満 (15t 未満)	7		
				8 トン未満 (24t 未満)	3		
				10 トン未満 (30t 未満)	3		

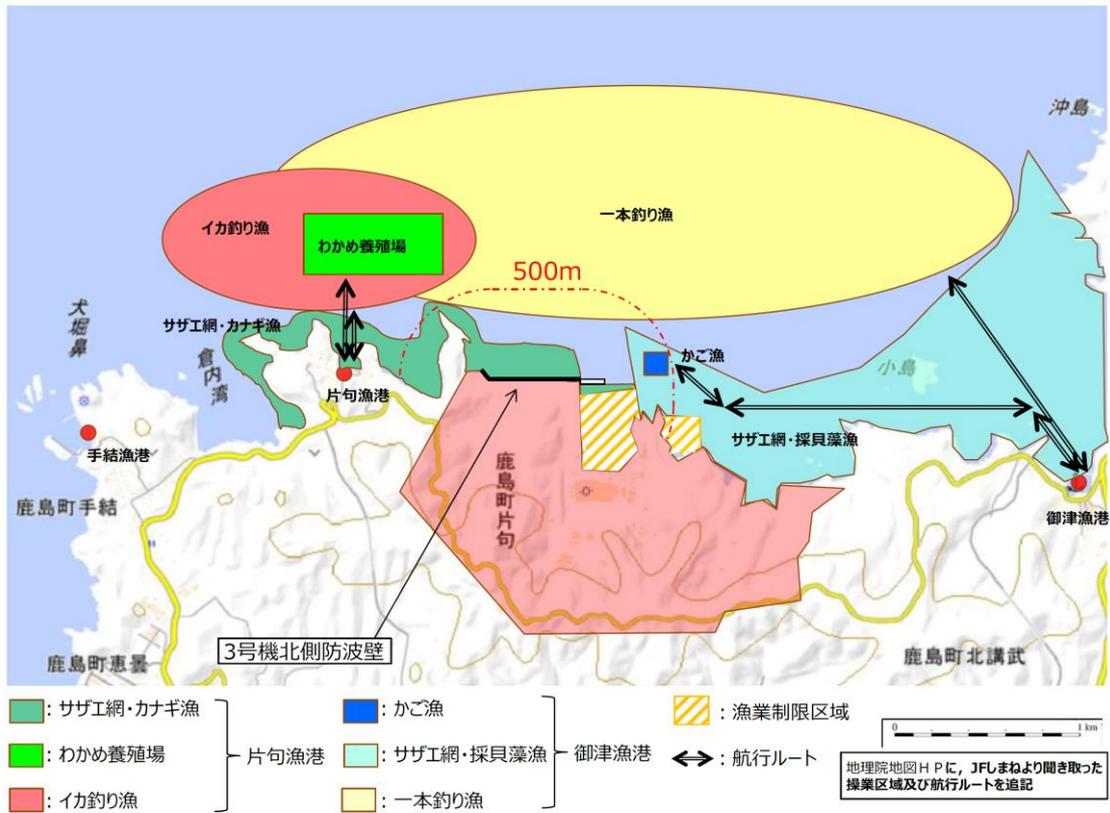


図 4. 2. 1. 4-9 発電所沿岸で操業する漁船の操業区域

表 4. 2. 1. 4-6 発電所沖合で操業する漁船 (総トン数 10 トン以上)

名称	目的	漁港	総トン数(質量)	数量(隻)
漁船	イカ釣り漁*	恵曇漁港	約 19 トン (約 57t)	2
	底引き網漁	恵曇漁港	約 15 トン (約 45t)	2
	1 本釣り漁	片句漁港	約 10 トン (約 30t)	3
	定置網漁①	恵曇漁港	約 10 トン (約 30t)	1
			約 19 トン (約 57t)	1
定置網漁②	御津漁港	約 12 トン (約 36t)	1	

注記* : 島根県漁業調整規則に基づき、島根県知事が総トン数 10 トン以上の漁船によるイカ釣り漁業の操業禁止区域 (最大高潮時海岸線から 10 海里(約 18km) 内における操業を禁止) を定めている。(漁業調整規則 : 漁業法等に基づき、各都道府県知事が定める規則)

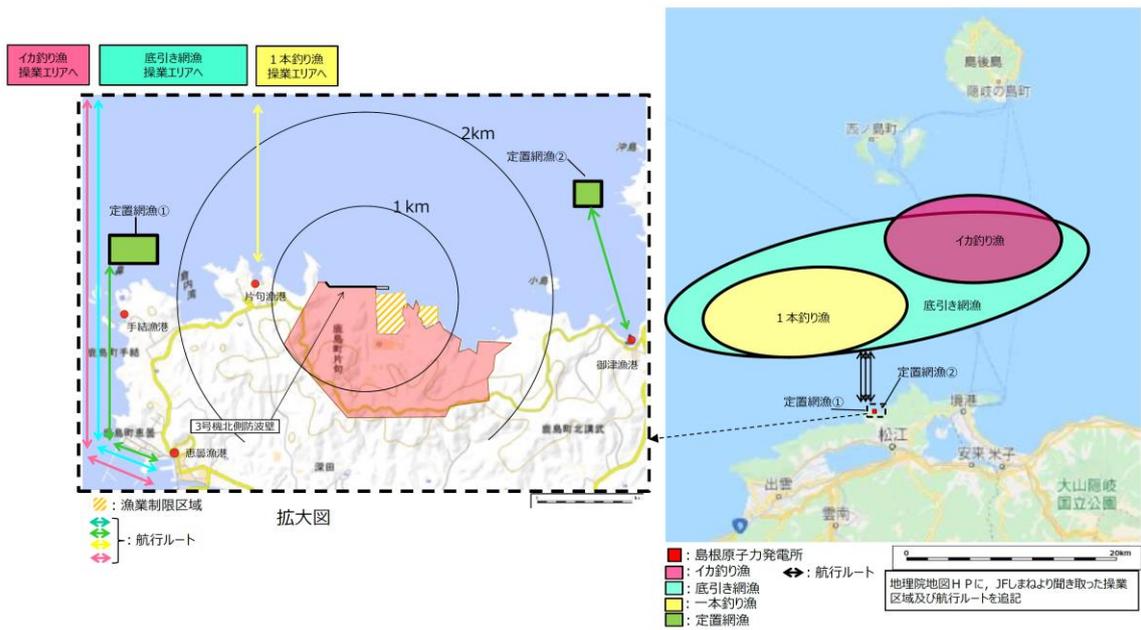


図 4.2.1.4-10 発電所沖合で操業する漁船（総トン数10トン以上）の操業区域

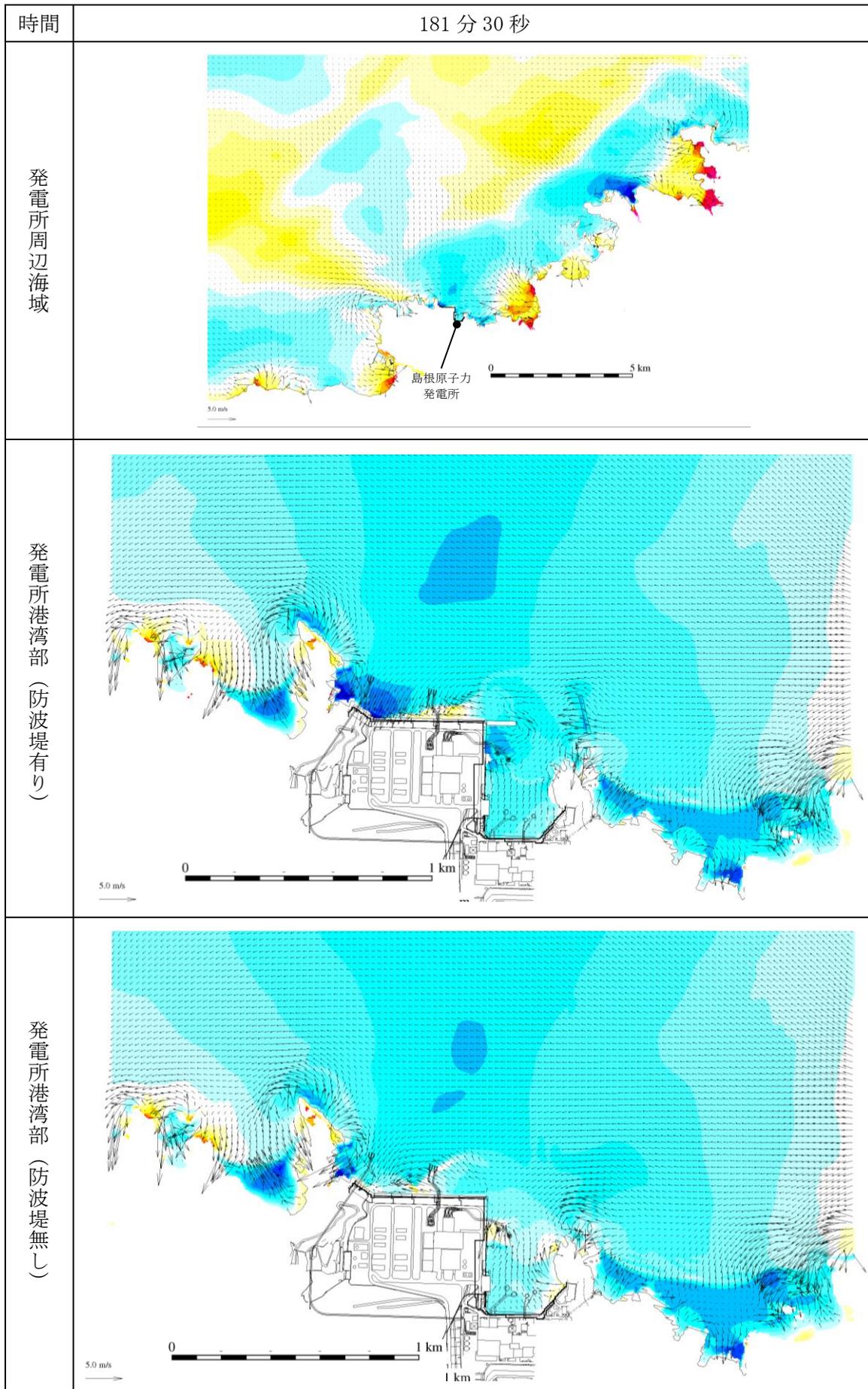


図 4. 2. 1. 4-11(1) 基準津波 1 の水位変動・流向ベクトル

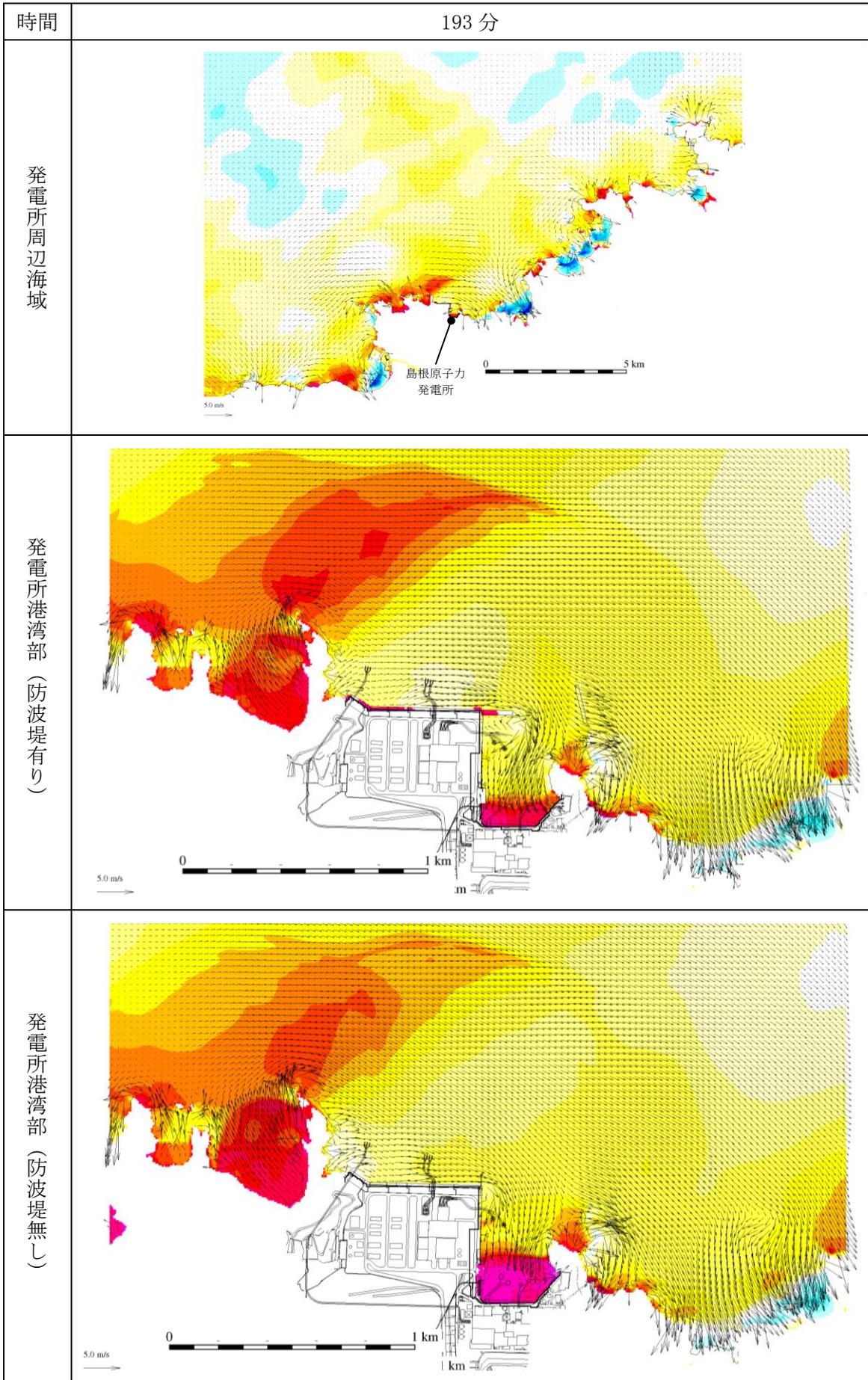


図 4. 2. 1. 4-11(2) 基準津波 1 の水位変動・流向ベクトル

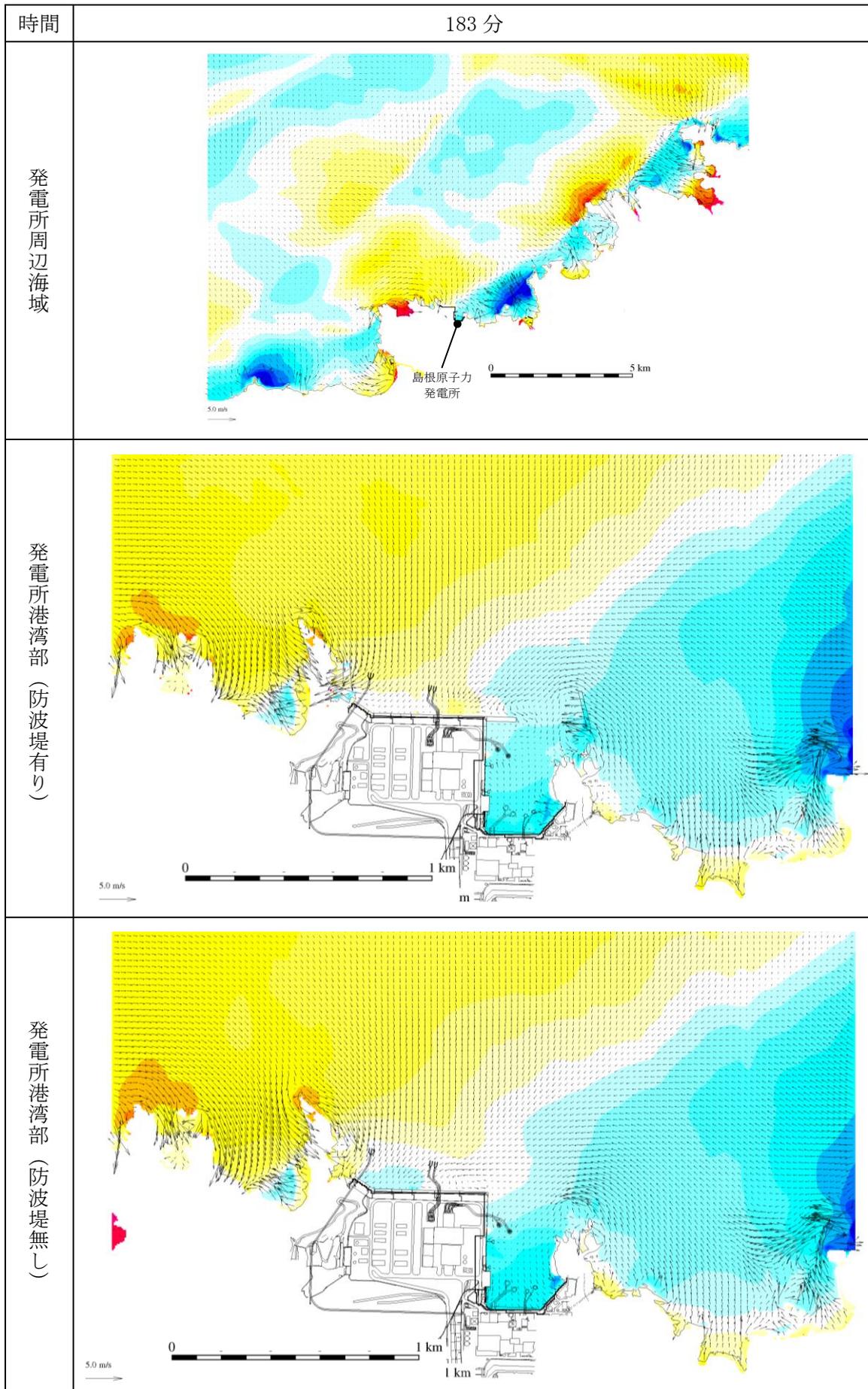


図 4. 2. 1. 4-11(3) 基準津波 1 の水位変動・流向ベクトル

①漁船

発電所周辺の漁港の漁船は、発電所沿岸及び沖合で操業する場合と漁港に停泊する場合、各々について評価した。

大津波警報発令時には、「災害に強い漁業地域づくりガイドライン（水産庁（平成24年3月））」において、沖合に退避すると記載されており、発電所沿岸及び沖合で操業する漁船は、津波来襲まで時間的に余裕のある日本海東縁部に想定される地震による津波に対して、沖合に退避すると考えられるが、航行不能となり漂流する可能性を考慮し、日本海東縁部に想定される地震による津波及び海域活断層から想定される地震による津波の各々に対して、施設護岸及び輪谷湾に到達する可能性を評価した。その結果を、表 4.2.1.4-7 に示す。

施設護岸から 500m 以内で操業する漁船は、添付資料 3 に示すとおり、施設護岸及び輪谷湾に到達すると評価した。ただし、その場合においても、図 4.2.1.4-5 に示すとおり、日本海東縁部に想定される地震による津波の取水口位置における入力津波高さ（引き波）は EL-6.5m であり、取水口呑口の高さは EL-9.5m と十分に低く、漁船は取水口上部の水面に留まることから、取水口に到達せず、海水ポンプに必要な通水性が損なわれることはない。さらに、万一、防波堤に衝突する等により沈降した場合においても、図 4.2.1.4-5 に示す取水口呑口の断面寸法並びに非常用海水冷却系に必要な通水量及び漁船の寸法から、その接近により取水口が閉塞し、非常用海水冷却系に必要な取水口及び取水管の通水性に影響を及ぼさないと評価した。

海域活断層から想定される地震による津波に対しては漂流物となり、輪谷湾に面する津波防護施設の EL 4.2m 以下の部分に到達する可能性がある。ただし、漂流した場合においても、日本海東縁部に想定される地震による津波と同様に取水口が閉塞し、非常用海水冷却系に必要な取水口及び取水管の通水性に影響を及ぼさないと評価した。

一方、施設護岸から 500m 以遠で操業する漁船は、施設護岸及び輪谷湾に到達する可能性は十分に小さいと評価した。

周辺漁港に停泊する漁船については、発電所から最も近くても 1km 離れており、上述したとおり施設護岸及び輪谷湾に到達する可能性はないと評価した。

表 4.2.1.4-7 発電所沿岸及び沖合で操業する漁船の施設護岸及び輪谷湾への到達可能性

漁船の種類	施設護岸及び輪谷湾に到達する可能性	
	日本海東縁部に想定される地震による津波	海域活断層から想定される地震による津波
周辺漁港で停泊している漁船	基準津波の流向・流速ベクトルの評価の結果、施設護岸及び輪谷湾に到達しない（添付資料3参照）。	基準津波の流向・流速ベクトルの評価の結果、施設護岸及び輪谷湾に到達しない（添付資料3参照）。
500m 以遠で操業する漁船	基準津波の流向・流速ベクトルの評価の結果、施設護岸及び輪谷湾に到達する可能性は十分に小さい（添付資料3参照）。	基準津波の流向・流速ベクトルの評価の結果、施設護岸及び輪谷湾に到達する可能性は十分に小さい（添付資料3参照）。
500m 以内で操業する漁船	施設護岸及び輪谷湾に到達する可能性がある。	入力津波高さは EL 4.2m であり、津波防護施設の EL 4.2m 以下の部位及び輪谷湾に到達する可能性がある。

②船舶（発電所前面海域を航行する船舶）

発電所前面海域を航行する船舶としては、発電所から 3.5km 以内において漁船、プレジャーボート（総トン数 30 トン程度の比較的小型の船舶）が、発電所から 3.5km 以遠において巡視船、引き船、タンカー、貨物船、帆船（総トン数 100 トン以上の比較的大型の船舶）が確認された。海上保安庁への聞取調査結果より、発電所から 3.5km 以内を航行する漁船、プレジャーボートについても、発電所から約 2km 離れた沖合を航行していることを確認した。

基準津波による水位変動は、基準津波の策定位置（発電所沖合 2.5km 程度）において、2m 程度であり、図 4.2.1.1-8 に示す 3km, 5km の地点 4~9 の軌跡解析の結果からも、3 km 以遠を航行する船舶は、津波によりほぼ移動しないことが確認される。これら航行中の船舶は、津波来襲への対応が可能であり、漂流物にならないと考えられるが、施設護岸及び輪谷湾へ到達する可能性について評価した。基準津波の流向・流速等の分析を踏まえ評価した結果を、添付資料 3 に示す。発電所沖合から発電所方向への連続的な流れはなく、発電所前面海域を航行中の船舶が、施設護岸及び輪谷湾に到達することはない。

③定置網

基準津波の流向・流速等の分析を踏まえ評価した上述の結果から、定置網を設置した海域から発電所方向への連続的な流れはなく、定置網が施設護岸及び輪谷湾へ到達することはない。

④作業船

(1) a. ②作業船における評価に示したとおり、日本海東縁部に想定される地震による津波に対しては、緊急退避に係る手順を整備し、緊急退避の実効性を確認することから漂流物とならない。一方、海域活断層に想定される地震による津波に対しては、緊急退避できず漂流する可能性があるため、施設護岸及び輪谷湾に到達する可能性を評価した。①漁船に示したとおり、作業船は港湾外周辺で作業することから、施設護岸に到達すると評価した。また、輪谷湾に設置する取水口に対する到達可能性については、輪谷湾はその形状から、押し波後はすぐに引き波に転じることから、取水口に到達せず、海水ポンプに必要な通水性が損なわれることはないと評価した。

図 4.2.1.3-2 に示す漂流物の選定・影響確認フローに基づき、取水性への影響を評価した結果を表 4.2.1.4-8 に示す。

表 4.2.1.4-8(1) 漂流物評価結果 (発電所構外海域)

No.	分類	名称	設置箇所	Step1 (漂流する可能性)	Step2 (到達する可能性)	Step3 (閉塞する可能性)	評価
①	船舶	漁船	片向漁港 (停泊)	<p>大津波警報発令時には、「災害に強い漁業地域づくりガイドライン (水産庁 (平成24年3月))」において、沖合に退避すると記載されており、津波来襲まで時間的に余裕のある日本海東縁部に想定される地震による津波に対して、沖合に退避すると考えるが、航行不能になることを想定し、漂流する可能性があるものとして、施設護岸及び輪谷湾に到達する可能性について評価する。</p>	<p>【判断基準:g】 流向・流速ベクトルから発電所方向への連続的な流れはなく、施設護岸及び輪谷湾に到達しない。なお、港湾部はその形状から、押し波後はすぐに引き波に転じることから、発電所の港湾内に設置する取水口に到達しないと評価。</p>	-	III
			手結漁港 (停泊)				
			恵曇漁港 (停泊)				
			御津漁港 (停泊)				
			大芦漁港 (停泊)				
			施設護岸から500m以内 (操業)	<p>大津波警報発令時には、「災害に強い漁業地域づくりガイドライン (水産庁 (平成24年3月))」において、沖合に退避すると記載されており、津波来襲まで時間的に余裕のある日本海東縁部に想定される地震による津波に対して、航行不能になることを想定し、漂流する可能性があるものとして、施設護岸及び輪谷湾に到達する可能性について評価する。</p> <p>海域活断層から想定される地震による津波に対しては、施設護岸及び輪谷湾に到達する可能性について評価する。</p>	<p>【判断基準:h】 漂流した場合においても、取水口上部の水面に留まることから、取水口に到達しない。</p>	-	III
			施設護岸から500m以遠 (操業)	<p>【判断基準:g】 流向・流速ベクトルから発電所方向への連続的な流れはなく、輪谷湾に到達する可能性は十分小さい。なお、港湾部はその形状から、押し波後はすぐに引き波に転じることから、発電所の港湾内に設置する取水口に到達しないと評価。</p>	-	III	

表 4.2.1.4-8(2) 漂流物評価結果（発電所構外海域）

No.	分類	名称	設置箇所	Step1 (漂流する可能性)	Step2 (到達する可能性)	Step3 (閉塞する可能性)	評価
②	船舶	漁船	前面海域（航行）	海上保安庁への聞取調査結果より発電所から約2km以上離れた沖合を航行しており、基準津波の策定位置（発電所沖合2.5km程度）において、2m程度の水位変動である。津波来襲への対応が可能であり、漂流物とならないと考えられるが、施設護岸及び輪谷湾に到達する可能性について評価する。	【判断基準:g】 流向・流速ベクトルから発電所方向への連続的な流れはなく、施設護岸及び輪谷湾に到達しない。なお、港湾部はその形状から、押し波後はすぐに引き波に転じることから、発電所の港湾内に設置する取水口に到達しないと評価。	-	III
		プレジャーボート					
		巡視船					
		引き船					
		タンカー					
		貨物船					
帆船							
③	漁具	定置網	前面海域	漂流する可能性があるものとして、施設護岸及び輪谷湾に到達する可能性について評価する。	【判断基準:g】 流向・流速ベクトルから発電所方向への連続的な流れはなく、施設護岸及び輪谷湾に到達しない。なお、港湾部はその形状から、押し波後はすぐに引き波に転じることから、発電所の港湾内に設置する取水口に到達しないと評価。	-	III
		作業船	港湾外周辺	日本海東縁部に想定される地震による津波に対しては、緊急退避に係る手順を整備し、緊急退避の実効性を確認する。 一方、海域活断層に想定される地震による津波に対しては、緊急退避できず、漂流する可能性があることから、施設護岸及び輪谷湾に到達する可能性について評価する。	【判断基準:g】 港湾部はその形状から、押し波後はすぐに引き波に転じることから、発電所の港湾内に設置する取水口に到達しないと評価。	-	III

b. 発電所構外陸域における評価

調査範囲内にある港湾施設として挙げられた片句（かたく）漁港，手結（たゆ）漁港，恵曇（えとも）漁港，御津（みつ）漁港周辺及び大芦（おわし）漁港に家屋，車両等が確認された。

発電所構外陸域における漂流物調査結果を表 4.2.1.4-9，図 4.2.1.4-12 に示す。

表 4.2.1.4-9 漂流物調査結果

漁港周辺	漂流物調査結果*
片句（かたく） 漁港周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋：94 戸 ・車両：約 17 台 ・灯台：3 基 ・タンク：1 基
手結（たゆ） 漁港周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋：174 戸 ・車両：約 40 台 ・灯台：1 基
恵曇（えとも） 漁港周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋：525 戸 ・車両：約 241 台 ・灯台：4 基 ・工場：9 棟 ・タンク：3 基
御津（みつ） 漁港周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋：152 戸 ・車両：約 133 台 ・工場：4 棟 ・灯台：4 基 ・タンク：1 基
大芦（おわし） 漁港周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋：271 戸 ・車両：約 215 台 ・工場：4 棟 ・灯台：1 基 ・タンク：1 基

注記*：現地調査及び聞き取り調査により漂流物を抽出。
家屋の数量については，現地調査及び自治体関係者への聞き取り調査で確認した世帯数を記載。車両の数量については，現地における目視調査により確認した漁港周辺への駐車可能台数（駐車可能面積と一般的な車両の大きさから推定）を記載（発電所構外陸域の漂流物調査は漁港周辺の漂流物の種類を明確にすることを目的としており，家屋や車両の数量については，規模感を示すため，世帯数及び駐車可能台数を記載）。



図 4. 2. 1. 4-12 発電所構外陸域における漂流物調査結果

① 家屋・車両等

家屋・車両等は漁港周辺に存在しており、津波が遡上して仮に漂流物となった場合においても、a. 発電所構外海域における評価の①漁船に示したとおり、基準津波の流向・流速を踏まえると、施設護岸及び輪谷湾に到達する漂流物とはならないと評価する（添付資料3参照）。

これより、基準津波により漂流物となる可能性がある施設・設備等について、非常用海水冷却系に必要な取水口及び取水管の通水性に影響を与えることがないことを確認した。表 4.2.1.4-10 に評価結果を示す。

表 4.2.1.4-10 漂流物評価結果（発電所構外陸域）

No.	分類	名称	設置箇所	Step1 (漂流する可能性)	Step2 (到達する可能性)	Step3 (閉塞する可能性)	評価
①	家屋・ 車両等	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋 ・車両 ・灯台 ・タンク 	片句漁港 周辺	<p>津波が遡上することを仮 定し、漂流する可能性が あるものとして、施設護 岸及び輪谷湾に到達する 可能性について評価す る。</p>	<p>【判断基準:g】 流向・流速ベクトルから発電所方向 への連続的な流れはなく、施設護岸 及び輪谷湾に到達しない。なお、港 湾部はその形状から、押し波後はす ぐに引き波に転じることから、発電 所の港湾内に設置する取水口に到達 しないと評価。</p>	-	III
			手結漁港 周辺				
		<ul style="list-style-type: none"> ・家屋 ・車両 ・灯台 ・工場 ・タンク 	恵曇漁港 周辺				
			御津漁港 周辺				
		<ul style="list-style-type: none"> ・家屋 ・車両 ・灯台 ・工場 ・タンク 	大芦漁港 周辺				

(3) 漂流物に対する取水性への影響評価

発電所周辺を含め、基準津波により漂流物となる可能性がある施設・設備について、漂流（滑動を含む）する可能性、2号機取水口に到達する可能性及び2号機取水口が閉塞する可能性についてそれぞれ検討を行い、原子炉補機冷却海水系及び高压炉心スプレイ補機冷却海水系の取水性に影響を及ぼさないことを確認した。輪谷湾に到達すると評価した漂流物のうち漁船については、操業区域及び航行の不確かさがあり、取水性への影響について不確かさを考慮した評価を行う。不確かさを考慮した漂流物として総トン数19トンの漁船（船の長さ17.0m、船の幅4.3m、喫水2.2m*）を設定した場合においても、漁船は取水口上部の水面に留まることから、深層取水方式である取水口に到達せず、万一、防波堤に衝突する等により沈降した場合においても、図4.2.1.4-5に示す取水口呑口の断面寸法並びに非常用海水冷却系に必要な通水量及び漁船の寸法から、その接近により取水口が閉塞し、非常用海水冷却系に必要な取水口及び取水管の通水性に影響を及ぼさないことを確認した。

さらに、2号機の非常用取水設備である取水口は、循環水ポンプの取水路を兼ねており、全体流量に対する非常用海水ポンプ流量の比（5%未満）から、漂流物により通水面積の約95%以上が閉塞されない限り、取水機能が失われることはない。敷地周辺沿岸域の林木等が中長期的に漂流し輪谷湾に到達した場合を考慮しても、2号機の取水口は深層取水方式であり、取水口呑口が水面から約9.5m低く、水面上を漂流する林木等は取水口に到達しないため、取水性に影響はない。

なお、津波来襲後、巡視点検等により取水口を設置する輪谷湾内に漂流物が確認される場合には、必要に応じて漂流物を撤去する方針であることから、非常用海水ポンプの取水は可能である。

以上より、漂流物による取水性への影響はなく、検討対象漂流物の漂流防止対策は不要である。

注記*：津波漂流物対策施設設計ガイドライン（平成26年3月）より船型20トンの漁船の諸元から設定

(4) 津波防護施設等に対する漂流物の選定

漂流物による影響としては、取水性への影響の他に「津波防護施設、浸水防止設備に衝突することによる影響（波及的影響）」があり、2号機における同影響を考慮すべき津波防護施設としては、基準津波が到達する範囲内に設置される防波壁、防波壁通路防波扉が挙げられる。

本設備に対して衝突による影響評価を行う対象漂流物及びその衝突速度は、「4.2.1.4 取水性に与える影響の評価」の評価プロセス、津波の特性、施設・設備の設置位置を踏まえ、設定する。

4.6 荷揚場作業に係る車両・資機材の漂流物評価

4.6 荷揚場作業に係る車両・資機材の漂流物評価

4.6.1 概要

荷揚場では、使用済燃料輸送に係る作業や低レベル放射性廃棄物（LLW）の輸送に係る作業等を定期的実施することから、荷揚場作業中の地震または津波の発生を想定し、荷揚場作業に用いる車両・資機材が津波により漂流物となるか評価する。

4.6.2 評価する基準津波と地震影響

島根原子力発電所において想定する基準津波のうち、海域活断層から想定される地震による津波は荷揚場に遡上しないことから、日本海東縁部に想定される地震による津波に対して評価を実施する。

日本海東縁部に想定される地震による津波については、波源が敷地から離れており地震による敷地への影響はないが、敷地近傍の震源による地震が発生した後に、独立した事象として日本海東縁部に想定される地震による津波が発生し、来襲することも想定し、荷揚場作業中に「(1) 津波が発生する場合」と「(2) 地震が発生し、その後独立事象として津波が発生する場合」を評価する。

4.6.3 荷揚場作業に係る車両・資機材

定期的実施する荷揚場作業に係る車両・資機材を表 4.6-1 に示す。

表 4.6-1 荷揚場作業に係る車両・資機材

作業項目	作業頻度	種類	名称	個数	質量
①使用済燃料輸送作業	2回/年 程度	車両	輸送車両	2	約 32t
		資機材	使用済燃料キャスク	2	約 93t
②LLW（低レベル放射性廃棄物）搬出作業	2回/年 程度	車両	輸送車両	4	約 11t
		車両	フォークリフト	2	約 17t
		資機材	LLW 輸送容器	10*	約 1t
③デリッククレーン点検作業	1回/年 程度	車両	トラック	1	約 5t
		車両	ラフタークレーン	1	約 39t
		車両	トレーラー	1	約 21t
		資機材	発電機	1	約 8t
④防舷材設置作業	大型船舶入港の都度	車両	ラフタークレーン	2	約 25t
		車両	トラック	1	約 5t

注記*：うち 8 個は輸送車両に積載

4.6.4 評価内容

(1) 荷揚場作業中に津波が発生する場合

荷揚場作業中に、日本海東縁部に想定される地震による津波が発生した場合、地震発生後に発電所へ津波が到達するまでの時間は約 110 分である。この間に、荷揚場作業に用いている車両・資機材が荷揚場から防波壁内に退避可能か評価する。

各荷揚場作業において、荷揚場に仮置きする資機材とその個数及び車両等への積載

時間を以下に、また退避に要する時間を図 4.6-1 に示す。各荷揚場作業における、仮置き資機材の車両等への積載時間、車両退避時間（約 10 分）、防波壁通路防波扉（以下「防波扉」という。）の開放・閉止時間（開放・閉止各約 10 分（電動））及び漂流物対策工の開放・閉止時間（開放・閉止各約 4 分（電動））から求まる退避時間は、津波到達時間（地震発生後約 110 分）より短く、車両・資機材の退避は可能である。

なお、漂流物対策工は、図 4.6-2 に示すとおり、開閉時に防波扉と干渉しない構造であるため、防波扉と同時に開閉可能である。

① 使用済燃料輸送作業

荷揚場に仮置きする使用済燃料キャスクは、デリッククレーンを用い使用済燃料輸送車両に積載して退避する手順としている。

【仮置き資機材と積載時間】

使用済燃料キャスク個数：2 個

輸送車両への積載時間：15 分／個

② LLW 荷役作業

荷揚場に仮置きする LLW 輸送容器は、輸送船のクレーンを用い、輸送船に積載し退避する手順としている。

【仮置き資機材と積載時間】

LLW 輸送容器個数：2 個

輸送船への積載時間：5 分/2 個*

注記*：LLW 輸送容器は 2 個ずつ輸送船へ積載

③ デリッククレーン点検作業

荷揚場に仮置きする発電機は、ラフタークレーンを用いトラックに積載して退避する手順としている。

【仮置き資機材と積載時間】

発電機個数：1 個

トラックへの積載時間：10 分／個

④ 防舷材設置作業

防舷材については、「VI-1-1-3-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価」において、漂流物として抽出し取水性へ影響を与えないことを確認している。また、作業車両については、退避する手順としている。

作業項目	防波扉等の開閉方法	経過時間 (分)										合計	評価結果			
		10	20	30	40	50	60	70	80	90	100			110		
①使用済燃料輸送作業	電動操作	防波扉開	資機材積載	車両退避	漂流物対策工開	漂流物対策工閉	防波扉閉								約50分	○ 【約110分までに退避可能】
	手動操作	防波扉開	資機材積載	車両退避	漂流物対策工開	漂流物対策工閉	防波扉閉								約70分	
②LLW (低レベル放射性廃棄物) 搬出作業	電動操作	防波扉開	資機材積載	車両退避	漂流物対策工開	漂流物対策工閉	防波扉閉								約30分	○ 【約110分までに退避可能】
	手動操作	防波扉開	資機材積載	車両退避	漂流物対策工開	漂流物対策工閉	防波扉閉								約70分	
③デリッククレーン点検作業	電動操作	防波扉開	資機材積載	車両退避	漂流物対策工開	漂流物対策工閉	防波扉閉								約30分	○ 【約110分までに退避可能】
	手動操作	防波扉開	資機材積載	車両退避	漂流物対策工開	漂流物対策工閉	防波扉閉								約70分	
④防舷材設置作業	電動操作	防波扉開	資機材積載	車両退避	漂流物対策工開	漂流物対策工閉	防波扉閉								約30分	○ 【約110分までに退避可能】
	手動操作	防波扉開	資機材積載	車両退避	漂流物対策工開	漂流物対策工閉	防波扉閉								約70分	

図 4.6-1 荷揚場作業における退避に要する時間

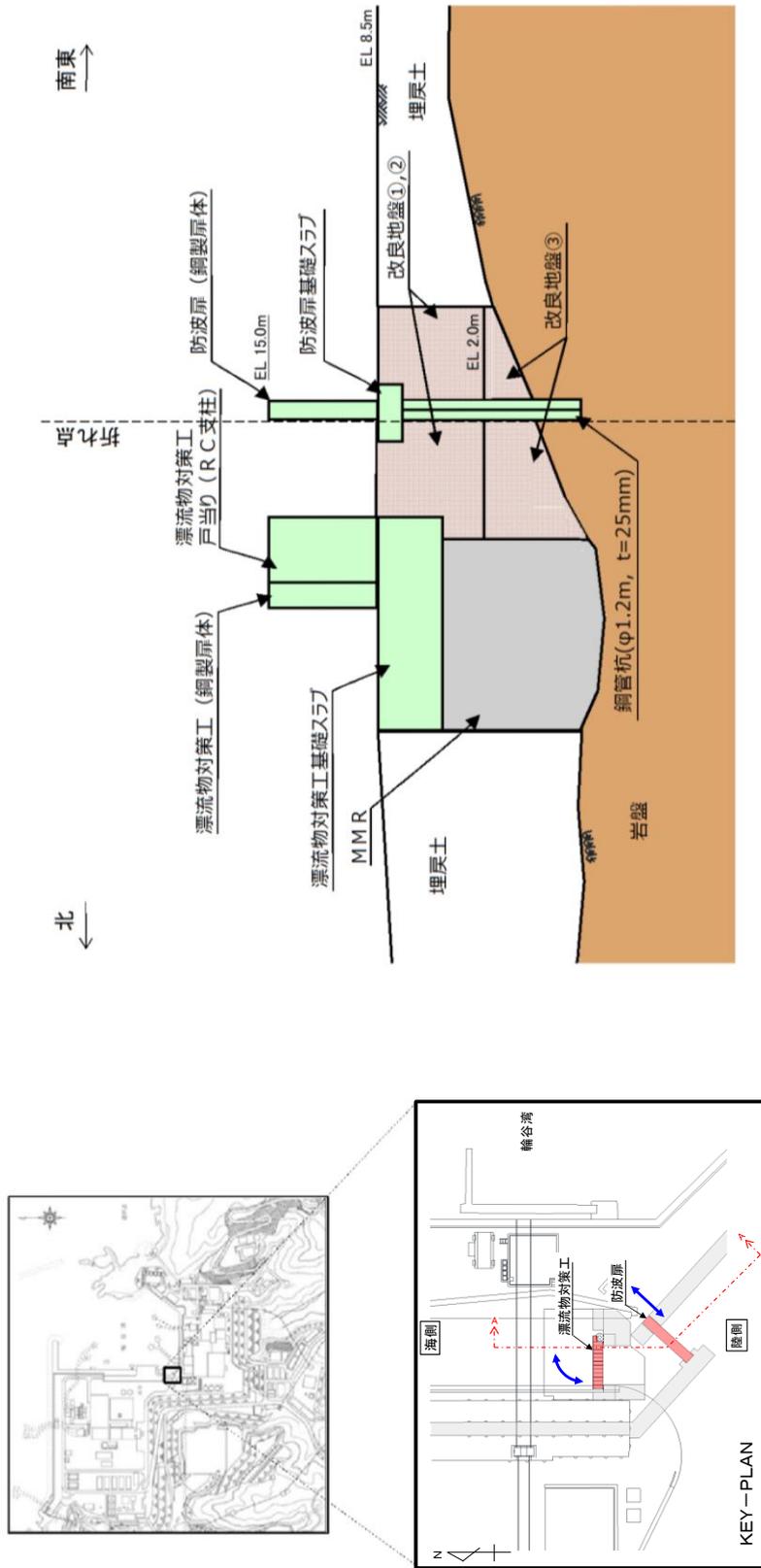


図 4.6-2(1) 防波扉 (荷揚場南) の構造概要図

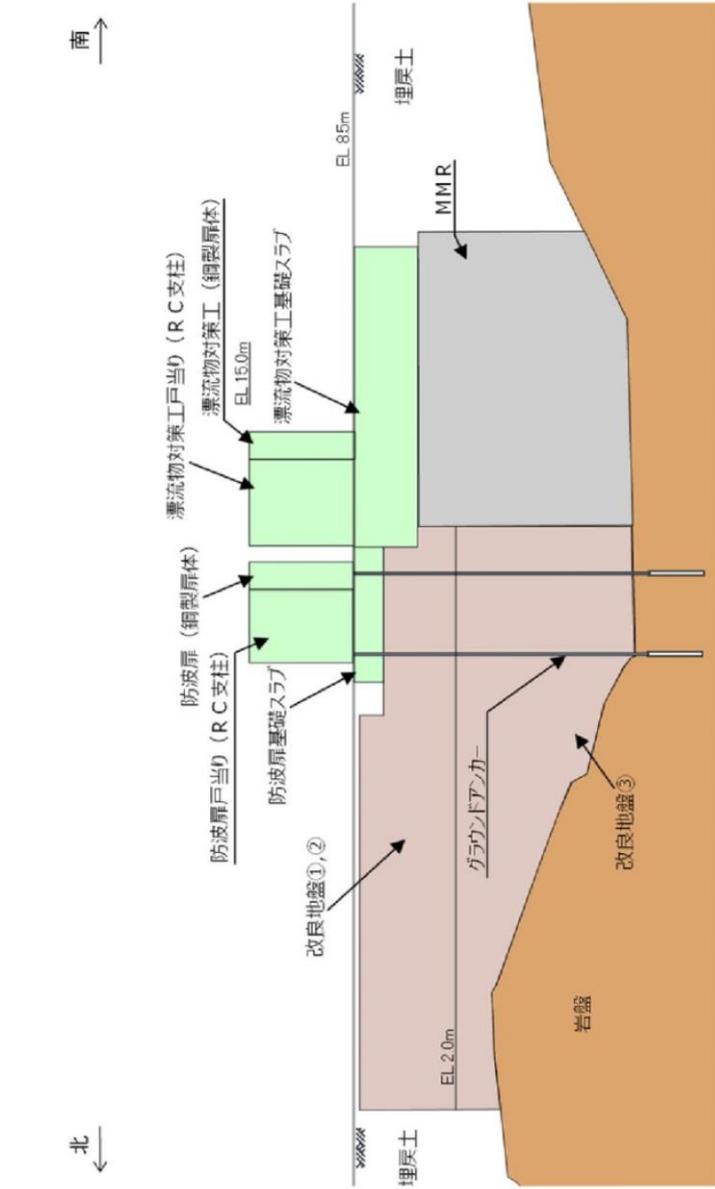
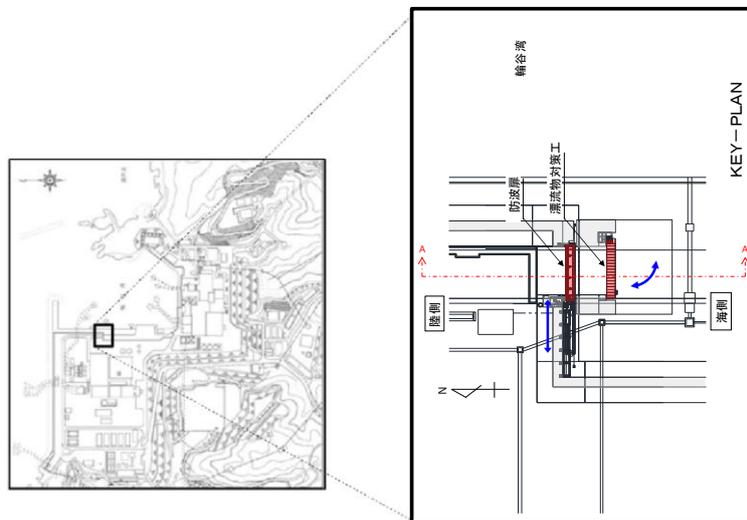


図 4.6-2(2) 防波扉 (3号機東側) の構造概要図



(2) 荷揚場作業中に地震が発生し、その後独立事象として津波が発生する場合

敷地近傍の震源による地震が発生した後に、独立した事象として日本海東縁部に想定される地震による津波が発生することを想定する。

荷揚場作業中に、敷地近傍の震源による地震が発生した場合、荷揚場の沈下や車両の故障等が想定されるが、地震により荷揚場の沈下や車両の故障等が生じた場合においても、荷揚場の復旧や車両の牽引等により、津波来襲までに車両・資機材が荷揚場から防波壁内に退避可能か評価する。

a. 地震による影響

荷揚場作業中に地震が発生する場合の車両・資機材の退避への影響及びこれらへの対応のための退避作業について整理した結果を、表 4.6-2 に示す。

表 4.6-2 地震による車両・資機材の退避への影響と退避作業

地震による荷揚場への影響		車両・資機材の退避への影響	退避作業	
荷揚場退避ルートへの影響	荷揚場沈降	退避ルートに段差が発生することにより車両が通行できない可能性がある。	①*	荷揚場復旧（別紙 1） （段差解消）
	荷揚場常設設備の倒壊	荷揚場常設設備が転倒し、退避ルートに干渉することで、車両が通行できない可能性がある。	②*	倒壊物の撤去
資機材への影響	荷揚場常設設備の倒壊	荷揚場常設設備が倒壊し、資機材に干渉することで、車両への積込みができない可能性がある。	③*	倒壊物の干渉回避 （切断・撤去等）
	資機材の転倒	資機材が転倒する可能性がある。	④*	車両に積込み退避を実施
車両への影響	荷揚場常設設備の倒壊	荷揚場常設設備が倒壊し、車両に干渉することで、牽引できない可能性がある。	③*	倒壊物の干渉回避 （切断・撤去等）
	車両の故障	油漏れ等で自走不可になる可能性がある。	⑤*	牽引による退避を実施

注記*：図 4.6-3 のフローの番号と整合

b. 車両・資機材の退避

地震発生後に、荷揚場からの車両・資機材を退避させる作業手順を図 4.6-3 に示す。また、以下の(a)～(d)に、各荷揚場各作業における車両・資機材の退避に係る具体的な作業内容及び退避時間を示す。

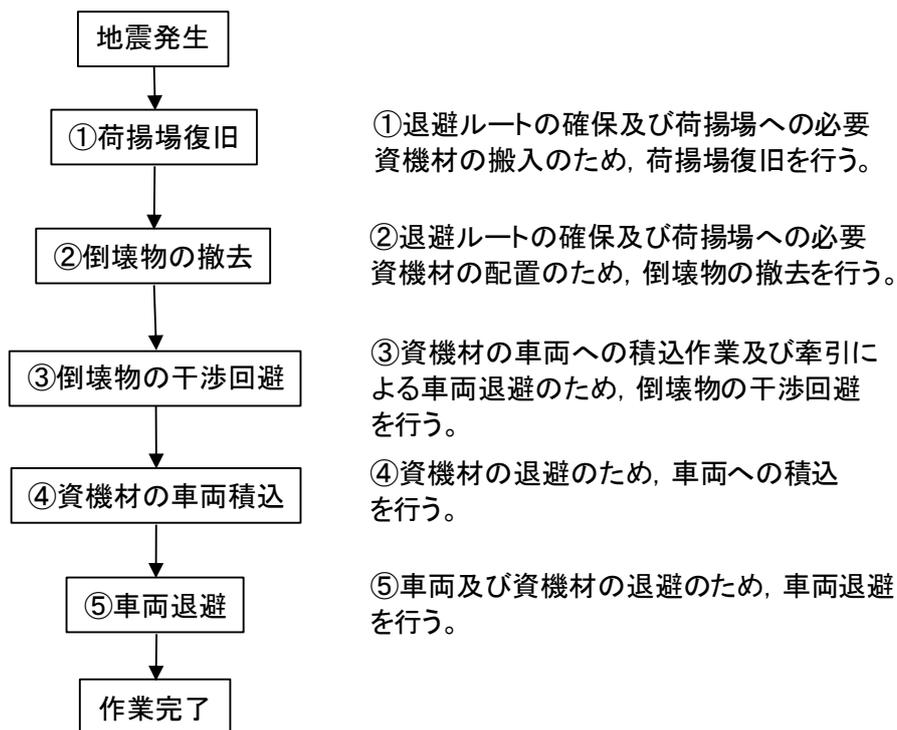


図 4.6-3 荷揚場からの車両・資機材の退避作業手順

(a) 使用済燃料輸送作業

使用済燃料輸送作業中には、荷揚場に使用済燃料輸送車両、使用済燃料輸送容器がある。津波による漂流物の発生を防止するため、これらを退避させる。

使用済燃料輸送作業中に地震が発生した場合の、車両・資機材の退避への影響、退避作業及びこれに必要な資機材等について整理した結果を表 4.6-3 に示す。また、荷揚場作業と退避ルートの概要図を図 4.6-4 に、退避作業に係る時系列を図 4.6-5 に示す。

表 4.6-3 地震による車両・資機材の退避への影響と退避作業
(使用済燃料輸送作業)

地震による荷揚場への影響		退避への影響	退避作業の内容		退避作業に必要な資機材等
荷揚場退避ルートへの影響	荷揚場沈降	段差が発生することにより車両が通行できない可能性がある。	①	・碎石を運搬し、車両通行可能な勾配になるよう段差を復旧する。	・ショベルカー ・トラック ・ホイールローダ
	荷揚場常設設備の転倒による干渉	荷揚場常設設備が転倒し、退避ルートに干渉することで、車両が通行できない可能性がある。	②	・倒壊物の撤去作業を実施する。	・ホイールローダ
資機材への影響	荷揚場常設設備の転倒による資機材への干渉	荷揚場常設設備が倒壊し、使用済燃料輸送容器に干渉することで、車両への積込を阻害する可能性がある。	③	・倒壊物の干渉回避（切断、撤去等）により、燃料輸送容器への玉かけ作業を可能とする。	・クレーン ・玉かけ資機材 ・溶断器 ・トラック
	資機材の転倒	使用済燃料輸送容器が転倒する可能性がある。	④	・使用済燃料輸送車両または代替可能な運搬車両に積み退避を実施する。	・クレーン ・玉かけ資機材 ・使用済燃料輸送車両または代替可能な運搬車両
車両への影響	荷揚場常設設備の転倒による車両への干渉	荷揚場常設設備が倒壊し、使用済燃料輸送車両に干渉することで、牽引できない可能性がある。	③	・倒壊物の撤去（切断、撤去等）により、燃料輸送車両の牽引作業を可能とする。	・クレーン ・玉かけ資機材 ・溶断器 ・トラック
	車両の故障	油漏れ等で自走不可になる可能性がある。	⑤	・牽引により退避を実施する。	・使用済燃料輸送車両または代替可能な牽引車両 ・牽引資機材

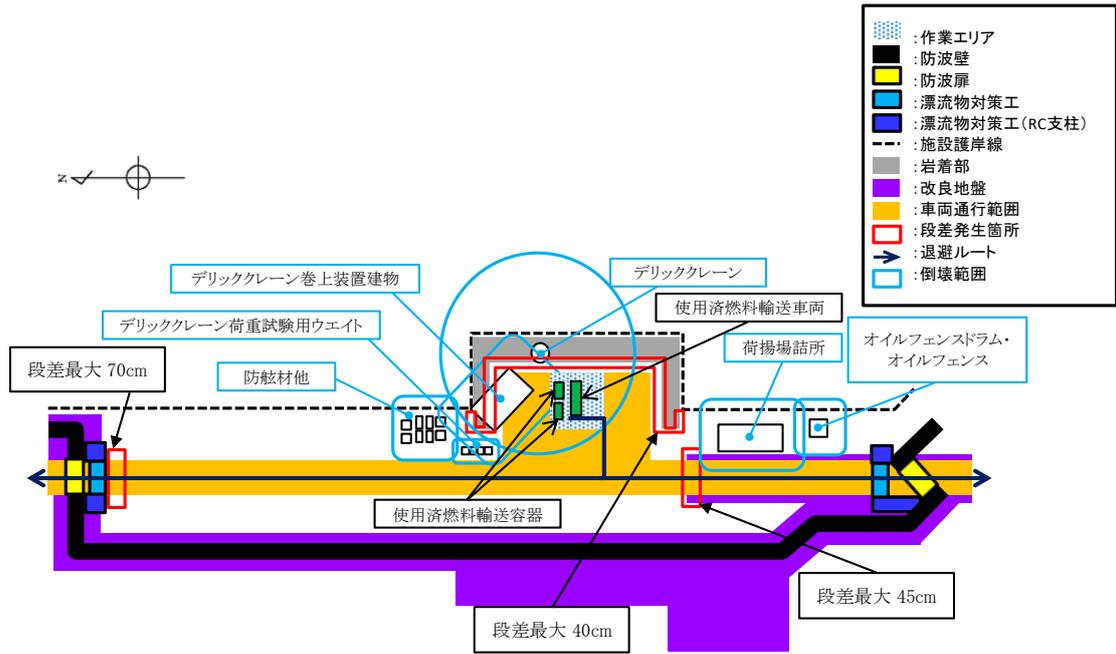


図 4.6-4 使用済燃料輸送作業の荷揚場作業と退避ルートの概要図

作業内容		作業時間 (h)	経過時間			
			6h	12h	18h	24h
①	段差復旧 作業車両移動 碎石積込 碎石運搬 碎石敷設等	6	■			
②	倒壊物の撤去 作業車両移動 撤去作業等	6		■		
③	倒壊物の干渉回避 作業車両移動 撤去作業等	6		■		
④	資機材積込 作業車両移動 玉かけ 積込等	3			■	
⑤	車両・資機材退避 作業車両移動 車両接続 牽引等	3				■

図 4.6-5 退避作業に係る時系列 (使用済燃料輸送作業)

(b) LLW 搬出作業

LLW 搬出作業中には、荷揚場に LLW 輸送車両、LLW 輸送容器がある。津波による漂流物の発生を防止するため、これらを退避させる。

LLW 搬出作業中に地震が発生した場合の、車両・資機材の退避に影響を及ぼす事象、退避作業及びこれに必要な資機材等について整理した結果を表 4.6-4 に示す。また、荷揚場作業と退避ルート概要図を図 4.6-6 に、退避作業に係る時系列を図 4.6-7 に示す。

表 4.6-4 地震による荷揚場からの退避への影響と退避作業 (LLW 搬出作業)

地震による荷揚場への影響		退避への影響	退避作業の内容		退避作業に必要な資機材等
荷揚場退避ルートへの影響	荷揚場沈降	段差が発生することにより車両が通行できない可能性がある。	①	・碎石を運搬し、車両通行可能な勾配になるよう段差を復旧する。	・ショベルカー ・トラック ・ホイールローダ
	荷揚場常設設備の転倒による干渉	荷揚場常設設備が転倒し、退避ルートに干渉することで、車両が通行できない可能性がある。	②	・倒壊物の撤去作業を実施する。	・ホイールローダ
資機材への影響	荷揚場常設設備の転倒による資機材への干渉	荷揚場常設設備が倒壊し、LLW 輸送容器に干渉することで、車両への積込を阻害する可能性がある。	③	・荷揚場常設設備の撤去（切断、撤去等）により、LLW 輸送容器への玉かけ作業を可能とする。	・クレーン ・玉かけ資機材 ・溶断器 ・トラック
	資機材の転倒	LLW 輸送容器が転倒する可能性がある。	④	・LLW 輸送車両または代替可能な運搬車両に積込み退避を実施する。	・クレーン ・玉かけ資機材 ・LLW 輸送車両または代替可能な運搬車両
車両への影響	荷揚場常設設備の転倒による車両への干渉	荷揚場常設設備が倒壊し、LLW 輸送車両に干渉することで、牽引できない可能性がある。	③	・荷揚場常設設備の撤去（切断、撤去等）により、LLW 車両の牽引作業を可能とする。	・クレーン ・玉かけ資機材 ・溶断器 ・トラック
	車両の故障	油漏れ等で自走不可になる可能性がある。	⑤	・牽引により退避を実施する。	・牽引車両 ・牽引資機材

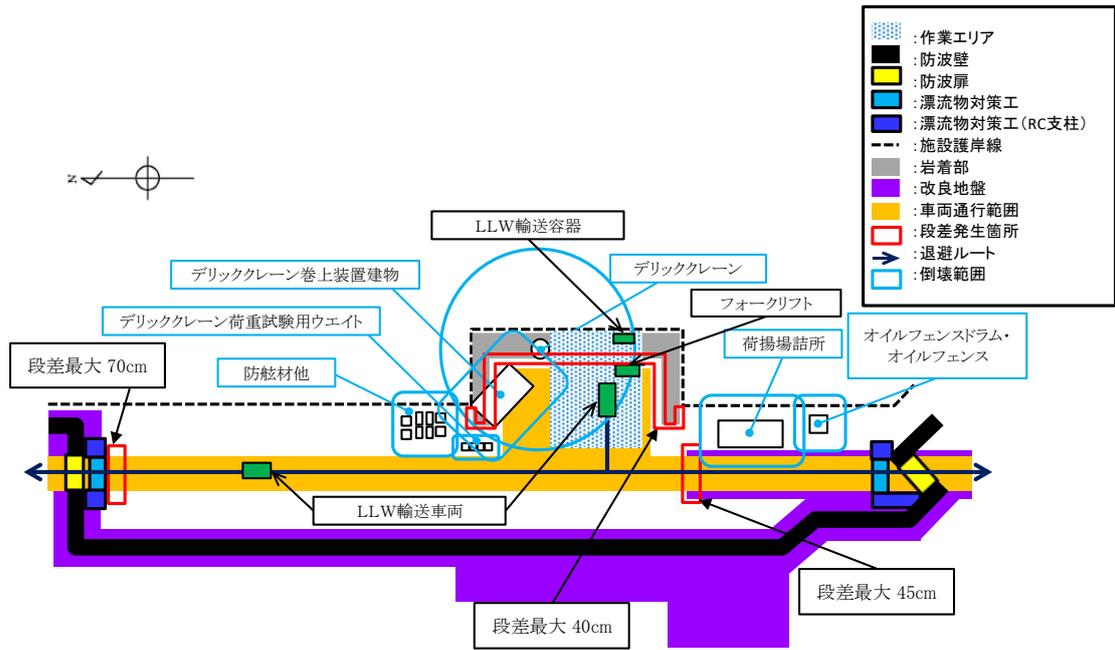


図 4.6-6 LLW 搬出作業の荷揚場作業と退避ルートの概要図

作業内容	作業時間 (h)	経過時間			
		6h	12h	18h	24h
① 段差復旧 作業車両移動 砕石積込 砕石運搬 砕石敷設等	6	■			
② 倒壊物の撤去 作業車両移動 撤去作業等	6		■		
③ 倒壊物の干渉回避 作業車両移動 撤去作業等	6		■		
④ 資機材積込 作業車両移動 玉かけ 積込等	3			■	
⑤ 車両・資機材退避 作業車両移動 車両接続 牽引等	3				■

図 4.6-7 退避作業に係る時系列 (LLW 搬出作業)

(c) デリッククレーン点検作業

デリッククレーン点検作業中には、荷揚場に発電機、トラック、ラフタークレーンがある。津波による漂流物の発生を防止するため、これらを退避させる。

デリッククレーン点検作業中に地震が発生した場合の、車両・資機材の退避に影響を及ぼす事象、退避作業及びこれに必要な資機材等について整理した結果を表4.6-5に示す。また、荷揚場作業と退避ルート概要図を図4.6-8に、退避作業に係る時系列を図4.6-9に示す。

表4.6-5 地震による荷揚場からの退避への影響と退避作業
(デリッククレーン点検作業)

地震による荷揚場への影響		退避への影響	退避作業の内容		退避作業に必要な資機材等
荷揚場退避ルートへの影響	荷揚場沈降	段差が発生することにより車両が通行できない可能性がある。	①	・碎石を運搬し、車両通行可能な勾配になるよう段差を復旧する。	・ショベルカー ・トラック ・ホイールローダ
	荷揚場常設設備の転倒による干渉	荷揚場常設設備が転倒し、退避ルートに干渉することで、車両が通行できない可能性がある。	②	・倒壊物の撤去作業を実施する。	・ホイールローダ
資機材への影響	荷揚場常設設備の転倒による資機材への干渉	荷揚場常設設備が倒壊し、発電機に干渉することで、車両への積込を阻害する可能性がある。	③	・荷揚場常設設備の撤去(切断、撤去等)により、発電機への玉かけ作業を可能とする。	・クレーン ・玉かけ資機材 ・溶断器 ・トラック
	資機材の転倒	発電機が転倒する可能性がある。	④	・トラックに積込み退避を実施する。	・クレーン ・玉かけ資機材 ・トラック
車両への影響	荷揚場常設設備の転倒による車両への干渉	荷揚場常設設備が倒壊し、トラック、ラフタークレーンに干渉することで、牽引できない可能性がある。	③	・荷揚場常設設備の撤去(切断、撤去等)により、トラック、ラフタークレーンの牽引作業を可能とする。	・クレーン ・玉かけ資機材 ・溶断器 ・トラック
	車両の故障	油漏れ等で自走不可になる可能性がある。	⑤	・牽引により退避を実施する。	・牽引車両 ・牽引資機材

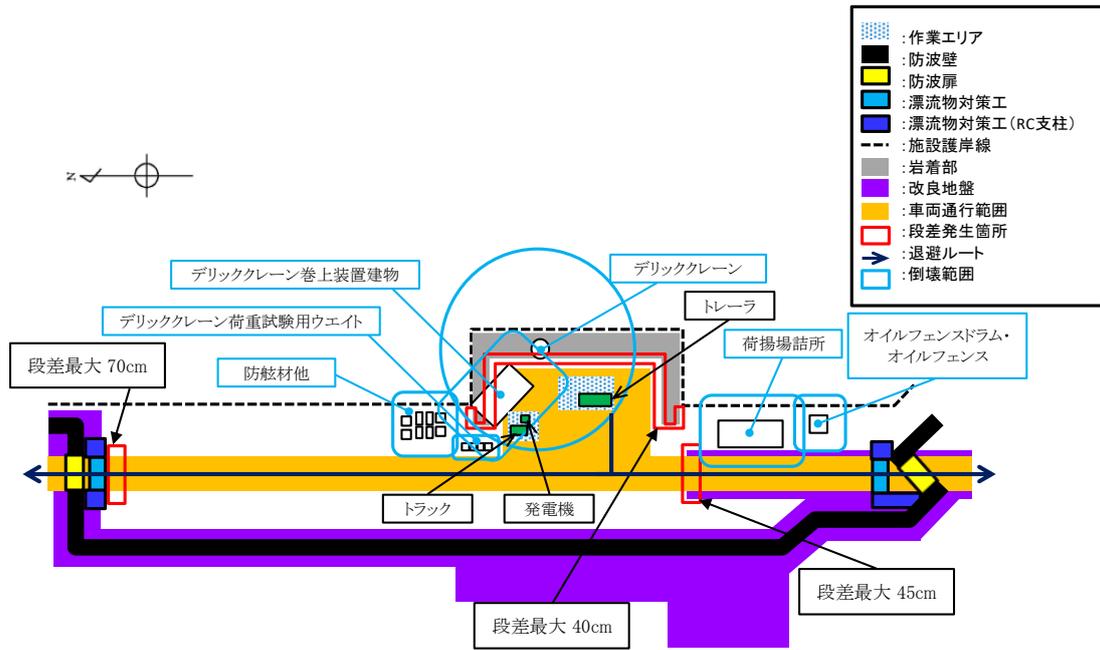


図 4.6-8 デリッククレーン点検作業の荷揚場作業と退避ルートの概要図

作業内容	作業時間 (h)	経過時間			
		6h	12h	18h	24h
① 段差復旧 作業車両移動 碎石積込 碎石運搬 碎石敷設等	6	■			
② 倒壊物の撤去 作業車両移動 撤去作業等	6		■		
③ 倒壊物の干渉回避 作業車両移動 撤去作業等	6		■		
④ 資機材積込 作業車両移動 玉かけ 積込等	3			■	
⑤ 車両・資機材退避 作業車両移動 車両接続 牽引等	3				■

図 4.6-9 退避作業に係る時系列 (デリッククレーン点検作業)

(d) 防舷材設置作業

防舷材設置作業中には、荷揚場にラフタークレーン、トラックがある。津波による漂流物の発生を防止するため、これらを退避させる。

防舷材設置作業中に地震が発生した場合の、車両・資機材の退避に影響を及ぼす事象、退避作業及びこれに必要な資機材等について整理した結果を表 4.6-8 に示す。また、荷揚場作業と退避ルート概要図を図 4.6-10 に、退避作業に係る時系列を図 4.6-11 に示す。

表 4.6-8 地震による荷揚場からの退避への影響と退避作業（防舷材設置作業）

地震による荷揚場への影響		退避への影響	退避作業の内容		退避作業に必要な資機材等
荷揚場退避ルートへの影響	荷揚場沈降	段差が発生することにより車両が通行できない可能性がある。	①	・砕石を運搬し、車両通行可能な勾配になるよう段差を復旧する。	・ショベルカー ・トラック ・ホイールローダ
	荷揚場常設設備の転倒による干渉	荷揚場常設設備の転倒範囲は退避ルートには到達しない。	②	・倒壊物の撤去作業を実施する。	・ホイールローダ
車両への影響	荷揚場常設設備の転倒による車両への干渉	荷揚場常設設備が倒壊し、トラック、ラフタークレーンに干渉することで、牽引できない可能性がある。	③	・荷揚場常設設備の撤去（切断、撤去等）により、トラック、ラフタークレーンの牽引作業を可能とする。	・クレーン ・玉かけ資機材 ・溶断器 ・トラック
	車両の故障	油漏れ等で自走不可になる可能性がある。	④	・牽引により退避を実施する。	・牽引車両 ・牽引資機材

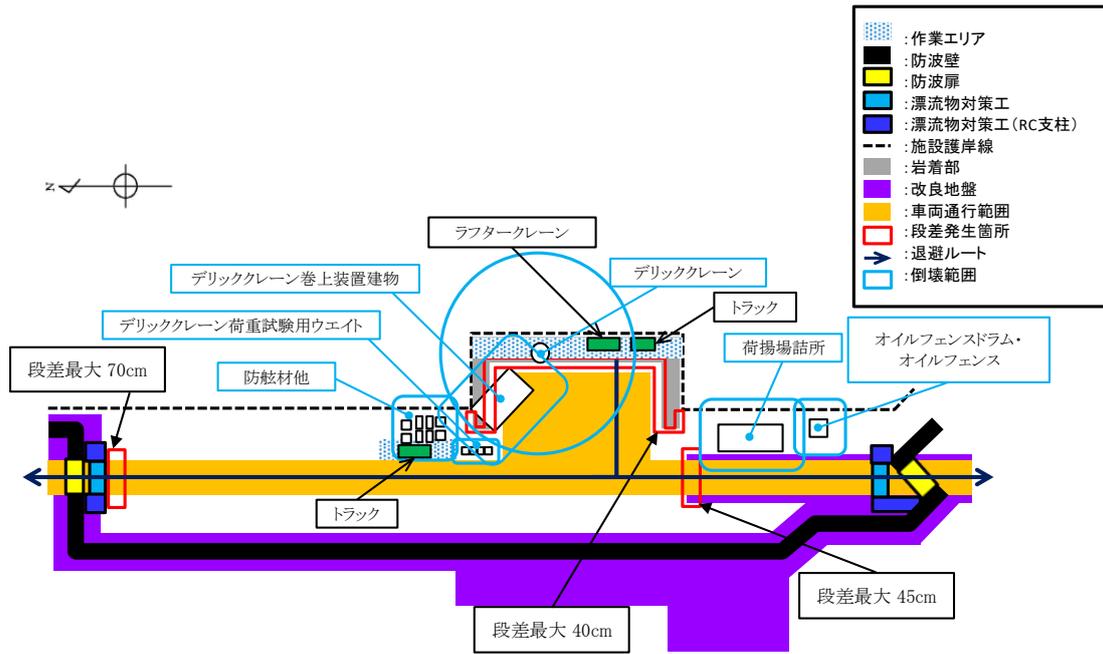


図 4.6-10 防舷材設置作業の荷揚場作業と退避ルートの概要図

作業内容		作業時間 (h)	経過時間			
			6h	12h	18h	24h
①段差復旧	作業車両移動	6	[Bar from 0 to 6h]			
	碎石積込		[Bar from 0 to 6h]			
	碎石運搬		[Bar from 0 to 6h]			
	碎石敷設等		[Bar from 0 to 6h]			
②倒壊物の撤去	作業車両移動	6	[Bar from 6h to 12h]			
	撤去作業等		[Bar from 6h to 12h]			
③倒壊物の干渉回避	作業車両移動	6	[Bar from 12h to 18h]			
	撤去作業等		[Bar from 12h to 18h]			
④車両・資機材退避	作業車両移動	3	[Bar from 18h to 21h]			
	車両接続		[Bar from 18h to 21h]			
	牽引等		[Bar from 18h to 21h]			

図 4.6-11 退避作業に係る時系列 (防舷材設置作業)

c. 地震発生後の車両・資機材の退避の実現性

各荷揚場作業において退避に要する時間は、いずれも 24 時間程度であり、必要資機材の手配に 1 週間を要すると仮定すると、荷揚場作業に係る車両・資機材は 10 日間程度で退避可能である。従って、荷揚場作業中に、敷地近傍の震源による地震が発生した場合、荷揚場の沈下や車両の故障等が想定されるが、独立事象である日本海東縁部に想定される地震による津波が来襲するまでの間に、荷揚場の復旧や車両の牽引等による退避が可能である。なお、更なる地震発生後の車両・資機材の退避の実現性を高める対策として、地震による段差が生じないよう荷揚場作業エリア及び退避ルートに鉄筋コンクリート床版による段差対策を講じる (図 4.6-12 参照)。

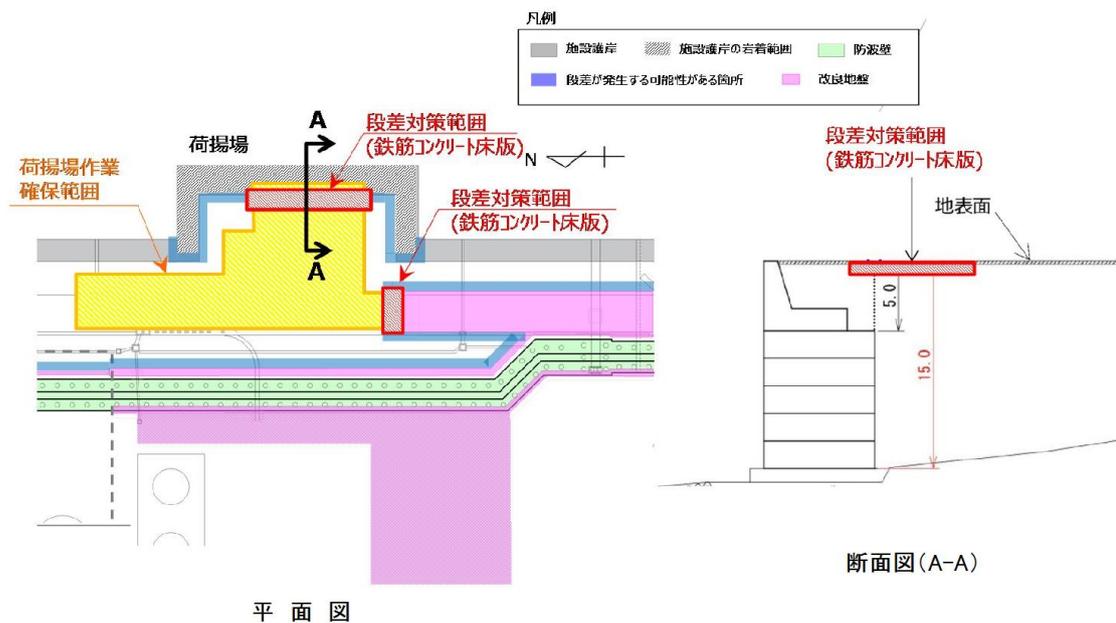


図 4.6-12 段差対策範囲

4.6.5 まとめ

荷揚場作業中に、日本海東縁部に想定される地震による津波が発生する場合は、津波が到達するまでに荷揚場作業に係る車両・資機材の退避が可能である。また、荷揚場作業中に、敷地近傍の震源による地震が発生する場合は、独立事象である日本海東縁部に想定される地震による津波が来襲するまでに、荷揚場作業に係る車両・資機材の退避が可能である。

荷揚場作業を実施する場合には、その都度、作業に必要な車両・資機材が、津波または地震が発生する場合に退避可能であるか確認することから、荷揚場作業に用いる車両・資機材が津波により漂流物となることはないと考えられる。

なお、仮にこれらの車両・資機材が漂流物となった場合においても、水面上を漂流するものは深層取水方式の取水口に到達することはないため、港湾内に沈むものは海底面から5.5mの高さがある取水口に到達することはないため、取水口の通水性への影響を及ぼすことはない。

5.6 除じん系ポンプ他移設に関する影響評価

5.6 除じん系ポンプ他移設に関する影響評価

5.6.1 概要

本資料は、取水槽海水ポンプエリアに設置されている除じん系ポンプ及び配管を取水槽除じん機エリアへ移設することに伴う影響について説明するものである。

5.6.2 変更内容

除じん系ポンプ及び配管は、耐津波設計の設置変更許可段階において浸水防護重点化範囲である取水槽海水ポンプエリアに設置する計画であったため、基準地震動 S_s による地震力に対してバウンダリ機能を保持し、津波を流入させない設計としていたが、詳細設計により浸水防護重点化範囲外である取水槽除じん機エリアへの移設が可能であることが判明したため移設する。移設に伴い、除じん系ポンプ及び配管は浸水防止設備の対象外となる。除じん系ポンプ及び配管の配置の変更概要を表 5.6-1 に示す。

5.6.3 変更に伴う影響評価

除じん系ポンプ及び配管は、浸水防護重点化範囲外へ移設されるため、津波設計へ与える影響はない。なお、移設に伴い発生する開口部（ポンプ取水管及び配管壁貫通部）については、周囲の断面性能と同様になるよう閉塞するため、影響ない。移設に伴う資料の主な変更箇所を表 5.6-2 に示す。

以上の評価結果から、除じん系ポンプ及び配管の移設に伴う影響はないことを確認している。

表 5.6-1 除じん系ポンプ及び配管の移設に伴う変更概要

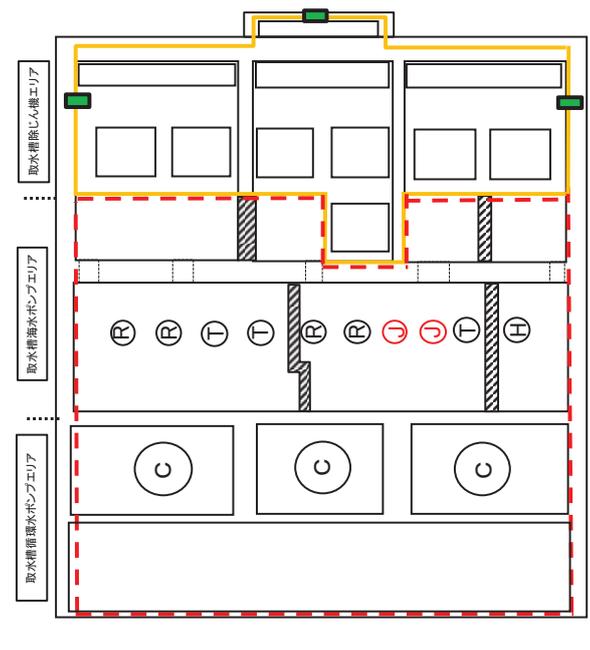
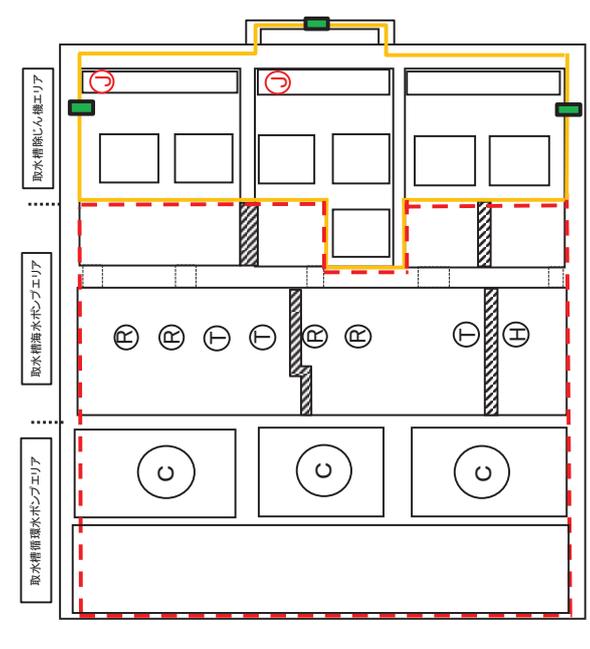
設置変更許可時	変更後
 <p> ■ 取水槽除じん機エリア水密扉 (R) 原子炉補機海水ポンプ - - - 浸水防護重点化範囲 (H) 高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ □ 取水槽除じん機エリア防水壁 (T) タービン補機海水ポンプ 分離壁 (C) 循環水ポンプ ○ 除じんポンプ (J) 除じんポンプ </p>	<p>変更概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 除じん系ポンプ及び配管を取水槽海水ポンプエリアから取水槽除じん機エリアへ移設する。 移設に伴い、除じん系ポンプ及び配管は浸水防止設備の対象外となる。  <p> ■ 取水槽除じん機エリア水密扉 (R) 原子炉補機海水ポンプ - - - 浸水防護重点化範囲 (H) 高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ □ 取水槽除じん機エリア防水壁 (T) タービン補機海水ポンプ 分離壁 (C) 循環水ポンプ ○ 除じんポンプ (J) 除じんポンプ </p>

表 5.6-2 除じん系ポンプ及び配管の移設に伴う変更箇所 (1/5)

設置変更許可時		変更後	
1.5.1.3 敷地への流入防止 (外郭防護 1) (2) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止 (P.5 条-32) 第 1.5-3 表 流入経路特定結果		VI-1-1-3-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価 3.2 敷地への流入防止 (外郭防護 1) に係る評価 (P.10) 表 3-2 流入経路特定結果	
流入経路 2号炉 ① 取水槽除じん機エリアと取水槽海水ポンプエリアとの貫通部 (EL.+8.8m) 取水槽除じん機エリアと取水槽海水ポンプエリアとの貫通部 (EL.+6.3m~+7.3m) 取水槽除じん機エリアと取水槽C/Cケーブールドラクトとの貫通部 (EL.+6.2m~+6.5m) 床面開口部 (EL.+1.1m) 循環水系 原子炉補機海水ポンプ (掘付部含む) 及び配管 (EL.+1.1m)*1 海水系 高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ (掘付部含む) 及び配管 (EL.+1.1m)*1 タービン補機海水ポンプ (掘付部含む) 及び配管 (EL.+1.1m)*1 ② 除じんポンプ (掘付部含む) 及び配管 (EL.+1.1m)*1 取水槽天端開口部 (EL.+8.8m) 取水槽天端開口部 (EL.+8.8m) 取水路点検口天端開口部 (EL.+9.5m) 放水槽天端開口部 (EL.+8.8m) 放水接合槽天端開口部 (EL.+8.0m) 放水槽と屋外配管ダクト (タービン建物~放水槽) との貫通部 (EL.+2.3~+4.5m) 循環水系配管 (EL.+2.8m)** 原子炉補機海水系配管 (EL.+2.3m)** タービン補機海水系配管 (EL.+3.3m)** 液体廃棄物処理系配管 (EL.+4.3m)** 放水槽天端開口部 (EL.+8.8m) 冷却水排水槽天端開口部 (EL.+8.5m) マンホール天端開口部 (EL.+8.5m) 放水接合槽天端開口部 (EL.+9.0m) 放水槽天端開口部 (EL.+8.8m) 放水接合槽天端開口部 (EL.+8.5m) 屋外排水路 (EL.+2.7~+7.3m)	流入箇所 取水槽除じん機エリア天端開口部 (EL. 8.8m) 取水槽除じん機エリアと取水槽海水ポンプエリアとの貫通部 (EL. 6.5m~7.3m) 取水槽除じん機エリアと取水槽C/Cケーブールドラクトとの貫通部 (EL. 6.2m~6.5m) 床面開口部 (EL. 1.1m) 循環水系 原子炉補機海水ポンプ (掘付部含む) 及び配管 (EL. 1.1m)*1 海水系 高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ (掘付部含む) 及び配管 (EL. 1.1m)*1 タービン補機海水ポンプ (掘付部含む) 及び配管 (EL. 1.1m)*1 取水槽天端開口部 (EL. 8.8m) 取水槽天端開口部 (EL. 8.8m) 取水路点検口天端開口部 (EL. 9.5m) 放水槽天端開口部 (EL. 8.8m) 放水接合槽天端開口部 (EL. 8.0m) 放水槽と屋外配管ダクト (タービン建物~放水槽) との貫通部 (EL. 2.3~4.5m) 循環水系配管 (EL. -2.8m)** 原子炉補機海水系配管 (EL. 2.3m)** タービン補機海水系配管 (EL. 3.3m)** 液体廃棄物処理系配管 (EL. 4.3m)** 放水槽天端開口部 (EL. 8.8m) 冷却水排水槽天端開口部 (EL. 8.5m) マンホール天端開口部 (EL. 8.5m) 放水接合槽天端開口部 (EL. 9.0m) 放水槽天端開口部 (EL. 8.8m) 放水接合槽天端開口部 (EL. 8.5m) 屋外排水路 (EL. 2.7~7.3m)		
1号炉 3号炉 2号炉 放水路 1号機 3号機 屋外排水路	2号機 3号機 2号機 放水路 1号機 3号機 屋外排水路	変更箇所 ① 配管移設に伴う流入高さの変更 取水槽除じん機エリアと取水槽海水ポンプエリアとの境界貫通部 EL. 6.3m~7.3m ⇒EL. 6.5m~7.3m ② 除じん系ポンプ及び配管移設に伴う流入経路の削除	
※ 1 施設、設備を設置した床面高さを記載 ※ 2 放水槽への接続高さを記載		注記 * 1 : 施設、設備を設置した床面高さを記載 * 2 : 放水槽への接続高さを記載	

表 5.6-2 除じん系ポンプ及び配管の移設に伴う変更箇所 (2/5)

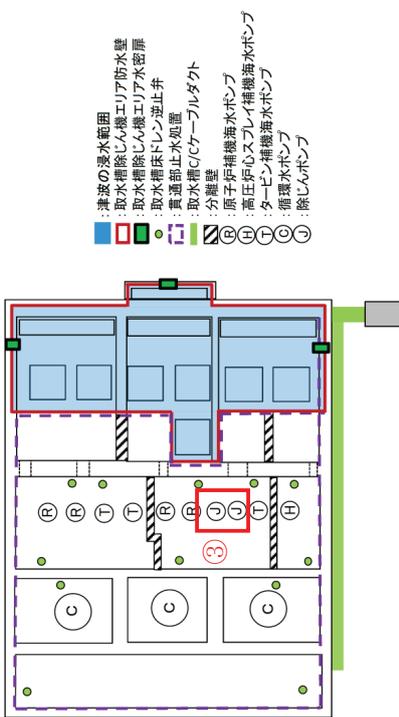
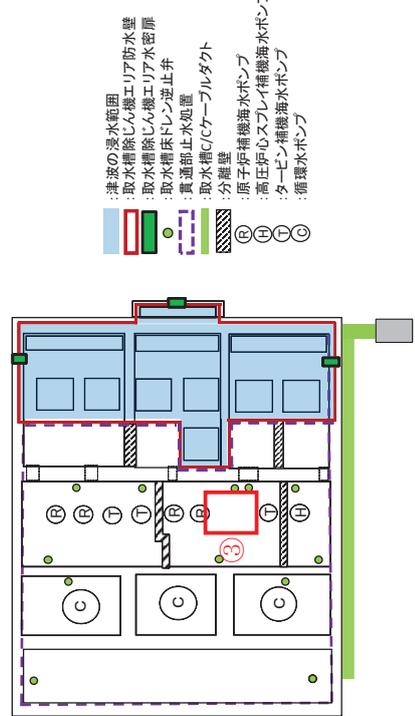
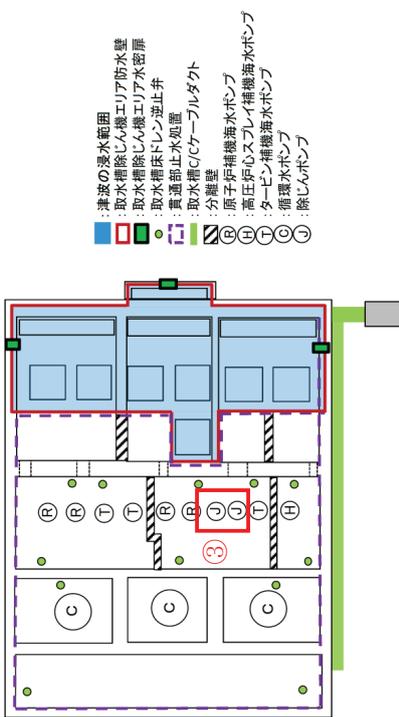
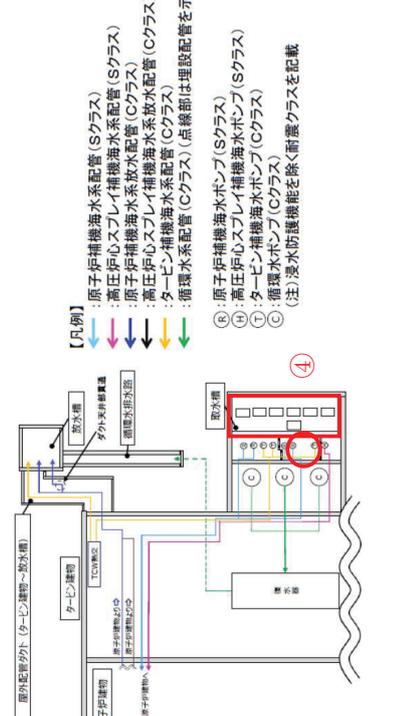
設置変更許可時	変更後	変更概要
<p>2.2.2 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止</p> <p>(2) 各経路に対する確認結果 a. 2号炉取水路</p> <p>(a) 敷地地上部への流入の可能性 (P.5条-別添1-Ⅱ-2-15)</p>  <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波の浸水範囲 取水槽除じん機エリア防水壁 取水槽除じん機エリア水密扉 取水槽圧ドレン逆止弁 貫通部止水処置 取水槽C/Cケーブルダクト 分離壁 原子炉補機海水ポンプ 高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ タービン補機海水ポンプ 循環水ポンプ 除じんポンプ <p>③</p>	<p>VI-1-1-3-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>3.2 敷地への流入防止 (外郭防護1) に係る評価 (P.14)</p>  <p>図 3-8 取水槽の浸水対策の概要 (平面図)</p>	<p>③ 除じん系ポンプ及び配管の移設に伴う除じん系ポンプの削除</p>
<p>2.2.2 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止</p> <p>(2) 各経路に対する確認結果 a. 2号炉取水路</p> <p>(b) 建物への流入の可能性 (P.5条-別添1-Ⅱ-2-16)</p>  <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波の浸水範囲 取水槽除じん機エリア防水壁 取水槽除じん機エリア水密扉 取水槽圧ドレン逆止弁 貫通部止水処置 取水槽C/Cケーブルダクト 分離壁 原子炉補機海水ポンプ 高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ タービン補機海水ポンプ 循環水ポンプ 除じんポンプ <p>③</p>	<p>VI-1-1-3-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>3.2 敷地への流入防止 (外郭防護1) に係る評価 (P.15)</p>  <p>図 3-9 海水系配管及び循環水系配管経路概要図</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機海水系配管(Sクラス) 高圧炉心スプレイ補機海水系配管(Sクラス) 原子炉補機海水系放水配管(Cクラス) 原子炉心スプレイ補機海水系放水配管(Cクラス) タービン補機海水系配管(Cクラス) 循環水系配管(Cクラス) (点線部は埋設配管を示す) 原子炉補機海水ポンプ(Sクラス) 高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ(Sクラス) タービン補機海水ポンプ(Cクラス) 循環水ポンプ(Cクラス) (注) 浸水防護機能を除く耐震クラスを記載 <p>④</p>	<p>④ 除じん系ポンプ及び配管の移設に伴う除じん系ポンプ及び配管の削除</p>

表 5.6-2 除じん系ポンプ及び配管の移設に伴う変更箇所 (4/5)

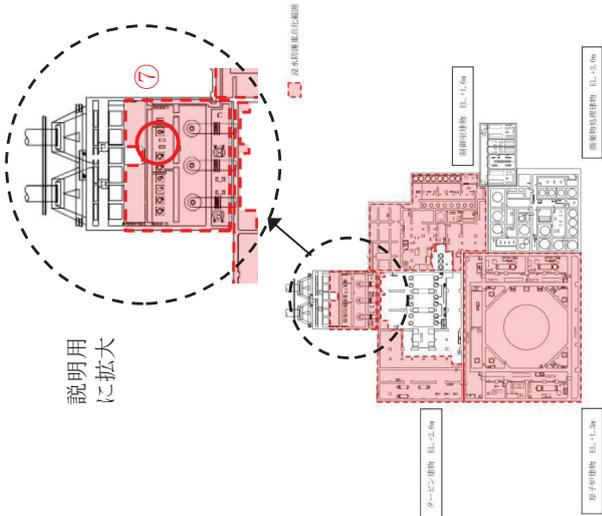
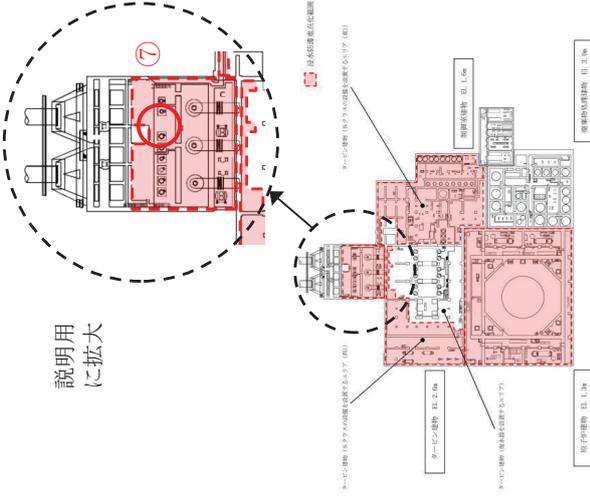
設置変更許可時	変更後	変更概要
<p>2.4.2 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策 (3)浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策 d. 取水槽海水ポンプエリアにおける溢水 (P.5 条一別添1-Ⅱ-2-71) d. 取水槽海水ポンプエリアにおける溢水 取水槽海水ポンプエリアにおける溢水については、浸水防護重点化範囲の境界に以下の流入防止の対策を行うことにより、浸水防護重点化範囲である取水槽海水ポンプエリアに津波の流入はしない。詳細は添付資料-27に示す。 <取水槽海水ポンプエリアに対する対策> ・タービン補機海水系のポンプ及び配管、除じん系のポンプ及び配管の基準 地震動 Ss による地震力に対するバウンダリ機能保持 ⑥</p>	<p>VI-1-1-3-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価 3.4 重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を有する施設の隔離 (内郭防護) に係る評価 (P.42) (d) 浸水防護重点化範囲のうち取水槽海水ポンプエリアにおける溢水の影響 浸水防護重点化範囲のうち取水槽海水ポンプエリアにおける溢水の影響評価においては、地震に起因する取水槽海水ポンプエリアに敷設するタービン補機海水系の機器・配管の破損を想定すると、津波がタービン補機海水系の機器・配管に流れ込み、損傷箇所を介して、取水槽海水ポンプエリアに流入することが考えられる。⑥ このため、タービン補機海水系の機器・配管について基準地震動 Ss による地震力に対しバウンダリ機能を保持させる。⑥ これを踏まえると、取水槽海水ポンプエリアに津波の流入はない。</p>	<p>⑥除じん系ポンプ及び配管の移設に伴う除じん系ポンプ及び配管の削除</p>
<p>2.4.1 浸水防護重点化範囲の設定 (P.5 条一別添1-Ⅱ-2-64) ⑦</p>  <p>説明用に拡大</p>	<p>VI-1-1-3-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価 3.4 重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を有する施設の隔離 (内郭防護) に係る評価 (P.45) ⑦</p>  <p>説明用に拡大</p>	<p>⑦除じん系ポンプの移設に伴う除じん系ポンプの削除</p>

図 3-29(1) 浸水防護重点化範囲図 (平面図) (1/4)

第 2.4-2 図 (1) 浸水防護重点化範囲 (平面図)

